

# 幌延深地層研究計画地下研究施設整備(第II期)等事業

入札説明書等に関する質問回答(第3回)

平成22年9月3日 改訂版

独立行政法人日本原子力研究開発機構

1 本質問回答改訂版は、平成22年8月20日(金)に公表した、幌延深地層研究計画地下研究施設整備(第II期)等事業の入札説明書等に関する質問回答を、一部修正したものです。

2 質問の内容は、質問者の記載のとおりとしています。ただし、項目及び記載位置については、機構で整理していますので、御注意ください。

<入札説明書に関する質問 >

| No. | 質問項目             | 質問箇所    |          |   |         |                   |    |   |   | 質問内容  | 回答   |
|-----|------------------|---------|----------|---|---------|-------------------|----|---|---|---|--|
|     |                  | 頁       | 行        | 章 | 1       | (1)               | 1) | ① | 7 |   |  |
| 202 | 事業方式             | 4       | 21       | 1 | 3       | (6)               |    |   |   | 「事業期間中は、機構が選定事業者に、本事業の実施に必要な範囲の土地（ただし宿舎の用に供する土地は含めない。）を無償で貸与する。」とあります、選定事業者（SPC）に不動産取得税が課されることはない、との理解でよろしいでしょうか。念のため、確認させて下さい。   | 入札説明書等に関する質問回答（第2回）No.195を御参照ください。   |
| 203 | 事業方式             | 4       | 22       | 1 | 3       | (6)               |    |   |   | 「本事業の実施に必要な範囲の土地」とありますが、これは事業契約書（案）P. 2 「第1章 用語の定義」（18）事業用地と同義でしょうか。  | 御理解のとおりです。   |
| 204 | 事業方式<br>保険       | 4<br>20 | 19<br>31 | 1 | 3<br>21 | (6)<br>(1)<br>(2) |    |   |   | 整備部分の所有権を定期的（段階的）に貴機構に引き渡す方式となっておりますが、”(1)施設整備期間中に係る保険”のカバー範囲は施設整備中の施設部分に限定され、したがって、貴機構に所有権が移転した引き渡し部分の施設に対する保険カバー対象は”(2)事業期間中に係る保険”に移行すると考えてかまいませんか。   | 御理解のとおりです。   |
| 205 | 事業期間終了時の措置       | 5       | 2        | 1 | 3       | (9)               |    |   |   | 「要求水準書に示す良好な状態」とありますが、要求水準書には「良好な状態」の記載が53頁にあるのみであり、また具体的な記述とはなっておりませんので、具体的にお示し下さい。<br>なお、「良好な状態」とは当然に、性能及び機能を満足する限りにおいて、経年劣化は許容されるものとの理解ですが、念のためその旨確認させて下さい。  | 良好な状態とは、各業務において要求水準書を満たす業務管理により地下施設の性能及び機能が保たれている状態を想定しています。なお、美観上の経年劣化は許容されるものです。   |
| 206 | 選定の手順及びスケジュール    | 5       | 33       | 1 | 4       | (2)               |    |   |   | 入札説明書等に関する質問回答（第2回）No.65の回答では、「仮に機構が買い取る場合の価格に相当する残存価格」が、7月13日に「PFI事業仮設備の査定額内訳書（ファイル名「●項目リスト案（最終）.pdf」）として示されています。<br>例えば、「1項目目の「換気立坑のキープ・巻上機」は「残存価格：74,686,110円」「償却費率51.2%」となっております。この意味は「巻上機の価格が、74,686,110円／(1-0.512)=153,045,307円」であり、「このうち機構より現施工企業体に既に、153,045,307-74,686,110=78,359,197円支払い済」ということでしょうか。<br>このとき、上記（巻上機の価格、機構からの既支払い額）を確認する書類を個々の設備についてご提示いただけますでしょうか。 | 御理解のとおりです。既支払額を証明する書類は提示できませんが、参考となる資料は入札参加資格を有する希望者には別途提示します。   |
| 207 | 選定の手順及びスケジュール    | 5       | 33       | 1 | 4       | (2)               |    |   |   | 入札説明書等に関する質問回答（第2回）No.65の回答では、「仮に機構が買い取る場合の価格に相当する残存価格」が、7月13日に「PFI事業仮設備の査定額内訳書（ファイル名「●項目リスト案（最終）.pdf」）として示されています。<br>各設備の取得年月、償却想定年数、及び事業終了年月をご提示いただけますでしょうか。  | PFI事業仮設備の査定額内訳書（ファイル名「●項目リスト案（最終）.pdf」）をご覧いただければ、仮設備の見積条件となる償却想定年数、及び事業終了年月は十分類推できると想えます。  |
| 208 | 配置予定技術者          | 8       | 36       | 1 | 5       | (1)               | 3) | ① | ウ | 施設整備及び維持管理にあたる者の要件の内、配置予定技術者の満たすべき要件が定められていますが、競争参加資格の確認以降に配置予定技術者の追加や変更は可能でしょうか。様式集の様式1-1に入札参加グループ構成員および協力会社の変更届の様式はありますが、配置予定技術者の変更届の様式が見当たりません。  | 配置予定技術者の変更、追加は、万やむを得ない場合（死亡、入院等）に限られます。  |
| 209 | 研究支援に当たる者の要件     | 9       | 6        | 1 | 5       | (1)               | 3) | ② |   | 研究支援にあたる者の要件が定められていますが、競争参加資格の確認以降に配置予定技術者の追加や変更は可能でしょうか。様式集の様式1-1に入札参加グループ構成員および協力会社の変更届の様式はありますが、配置予定技術者の変更届の様式が見当たりません。  | 研究支援にあたるものは継続して当該業務にあたることを前提としています。ただし、配置技術者の変更、追加は、研究支援にあたるものとの要件を満足する研究者又は技術者で、かつ合理的な理由があれば可能です。ただし、要件を満足することを証明する書類の提出を改めてお願いします。 |
| 210 | 入札書等及び提出方法       | 14      | 16       | 1 | 11      | (2)               | 1) | ② |   | 念のため、以下の理解で良いかを確認させて下さい。<br>・入札金額（入札書に記載された金額） → 税抜<br>・落札金額 → 税込<br>・契約希望金額 → 税込   | 御理解のとおりです。   |
| 211 | 入札書等             | 14      | 20       | 1 | 11      | (2)               | 1) | ② |   | 『金利支払額』とありますが割賦手数料のことでしょうか。   | 御指摘のとおりです。   |
| 212 | 入札書等             | 14      | 22       | 1 | 11      | (2)               | 1) | ② |   | 本規定で算出された落札金額と消費税等を加えた各回サービス対価の合計額とでは、1円未満の端数処理によって金額が異なることがあります。その場合、事業契約時の協議において金額調整を行なうという理解でよろしいでしょうか。  | 総額の変更及びその他の条件に抵触しなければ問題ありません。  |
| 213 | 提案書に関するヒアリング（予定） | 15      | 20       | 1 | 11      | (4)               |    |   |   | 「必要と判断した場合は、提案書に関するヒアリングを以下の要領で実施する。」とありますが、落札者決定基準（p.7）では「必要に応じてプレゼンテーションやヒアリングを実施する」とあります。プレゼンテーションとヒアリングでは意味合いが多少違うかと思いますが、プレゼンテーションを実施する可能性はあるのでしょうか。   | ご指摘を踏まえ落札者決定基準を修正します。  |
| 214 | 入札保証金及び契約保証金     | 16      | 4        | 1 | 12      | (2)               |    |   |   | 『着工日』とありますが施設整備企業の工事開始日と考えてよろしいでしょうか。このことは事業契約締結ではないと理解してよろしいでしょうか。   | No.729を御参照ください。<br>なお、「着工日」を「工事開始日」に修正します。   |
| 215 | 特別目的会社の設立等       | 19      | 21       | 1 | 17      |                   |    |   |   | 『この場合、機構は、落札者と施設整備、維持管理及び研究支援業務の遂行に当たって必要な事項等について基本的な協定を締結し、当該協定に規定した事項に基づき、落札者が設立した特別目的会社と事業契約を締結する。』と規定されていますが、この「基本的な協定」とは、16.に規定される「基本協定」とは別のものでしょうか？   | 同一のものです。   |
| 216 | 特別目的会社の設立等       | 19      | 27       | 1 | 17      |                   |    |   |   | 入札参加企業又は入札参加グループの構成員の特別目的会社における出資比率は100%とあります、が、施設整備業務・維持管理等業務・研究支援業務にかかわっていない、例えばファイナンスを担当する企業等は特別目的会社に出資できないということでしょうか。   | 御理解の通りです。  |
| 217 | 手続における交渉の有無      | 20      | 13       | 1 | 19      |                   |    |   |   | 「19. 手続における交渉の有無 手続における交渉は無とする。」とあります、が、これはどのような意図でしょうか。また、手続とは何を指しているのでしょうか。具体的にご教示下さい。  | 総合評価落札方式であるため、契約手続における交渉を行わないことを意味しています。   |
| 218 | 手続における交渉の有無      | 20      | 16       | 1 | 19      |                   |    |   |   | 『手続における交渉は無とする』と規定されていますが、これは落札から事業契約締結にいたるまでの手続のことと理解してよろしいでしょうか。  | No.217を御参照ください。  |
| 219 | 施設整備期間中に係る保険     | 20      | 31       | 1 | 21      | (1)               |    |   |   | 施設整備期間中に係る保険として「建設工事保険」が上げられておりますが、本件事業においては建設工事保険ではなく、「土木工事保険」に該当するのではないか。本件のような整備の対象物は「建設工事保険」では引き受け困難であり、また、これらの保険カバー内容には差異があり、明確にする必要があります。   | 御指摘のとおりです。「建設工事保険」を「土木工事保険」に修正します。   |
| 220 | 施設整備期間中に係る保険     | 21      | 1        | 1 | 21      | (1)               |    |   |   | 「事業者は、建設工事保険及び第三者賠償責任保険に加入し、」とあります、が、1) では「事業者は又は受託者は、上記の保険契約を締結したときは、」とあります。受託者は、事業契約書（案）21条2項でいう「建設企業」という理解でよろしいでしょうか。また、一行目の「事業者は、」は、「事業者又は受託者は、」という理解でよろしいでしょうか。  | 「受託者」については、事業契約第12条に示す「施設整備企業」を意味します。後者については、御理解のとおりです。「事業者は」を、「事業者又は受託者は」に修正します。  |

| No. | 質問項目             | 質問箇所      |    |     |    |     |    |   | 質問内容 | 回答   |  |
|-----|------------------|-----------|----|-----|----|-----|----|---|------|--|--|
|     |                  | 頁         | 行  | 章   | 1  | (1) | 1) | ① | 7    |  |  |
| 221 | 事業期間中に係る保険       | 21        | 7  | 1   | 21 | (2) |    |   |      | 事業期間中に係る保険として、『見学者に対する賠償責任保険については貴機構が付保している』、と記載されておりますが、貴機構が付保される賠償責任保険の「保険種目」、「保険金額」、『保険期間』及び『保険カバー範囲』につきご教示願います。また、第1期工事の施設部分や貴機構に引き渡された施設の部分に対するカバーも有効であり、施設整備期間中の施設部分についても有効と判断してかまいませんか。   | 機構では、施設入場者傷害保険を付保し、毎年度更新しています。また、保険金額については、一般的な金額です。                         |
| 222 | 事業期間中に係る保険       | 21        | 11 | 1   | 21 | (2) |    |   |      | 『見学者に対する賠償責任保険については、機構が付保している』とあります<br>が、当該保険の内容についてご教示ください。   | No.221を御参照ください。  |
| 223 | その他の保険           | 21        | 10 | 1   | 21 | (3) |    |   |      | 見学者に対する賠償責任保険以外に貴機構が付保される保険があればその保険種目、保険金額、保険期間、保険カバーの概要につきご教示願います。事業者の保険設計に大きな影響があります。特に貴機構に引渡し済みの施設に対する保険カバーがある場合は、その保険種目、保険金額、保険期間、保険カバーの対象等についてもご教示ください。   | 本件事業に関わるものはありません。  |
| 224 | その他              | 21        | 26 | 1   | 23 | (5) |    |   |      | 「事業提案については、その後の他の事業において、その内容が一般的に適用される状態になった場合には、無償で使用できるものとする。ただし、事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある提案についてはこの限りでない。」とあります<br>が、一般的に適用される状態になった場合の判断においては、当然に事業者側への承諾を必要とする」という合理的な手順を必要とするとの理解ですが、念のためその旨確認させて下さい。<br>(事業提案は基本的に全て「事業者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある提案」に該当するため、申し上げております。) | 事業契約書（案）第82条から第86条及び別紙7を御参照ください。   |
| 225 | 事業期間中の事業者と機構の関わり | 23        | 7  | 2   | 4  | (2) | 2) |   |      | 「機構は原則として事業者に対して連絡等を行うが、特に応じて機構と施設整備に当たる者等との間で直接連絡調整等を行う場合がある。この場合において、機構と施設整備に当たる者等との間で直接連絡調整等を行った事項について事業者に報告する」とあります<br>が、「事業者に報告する」は貴機構との理解でよろしいでしょうか。念のため確認させて下さい。  | 御理解の通りです。  |
| 226 | 財務書類の提出          | 24        | 11 | 2   | 4  | (4) | 3) |   |      | 「機構は、請求があった場合は、当該財務書類を公開できるものとする。」とありますが、その前提として事業契約書第97条第2項の適用を受ける、との理解でよろしいでしょうか。念のため確認させて下さい。   | 事業契約書第78条に記載のとおり、原則、公表の対象となります。ただし、第97条第2項に当たると思慮する場合には、同項に従って協議を行なう場合があります。 |
| 227 | 土地の使用等           | 24        | 15 | 2   | 4  | (5) |    |   |      | 1) の「本事業の本施設に係る敷地」と、2) の「機構が所有する土地のうち必要な範囲」は同義でしょうか。またこれらは、P. 4 第1章 3 (5) 「本事業の実施に必要な範囲の土地」や、事業契約書（案）P. 2 「第1章 用語の定義」 (1 8) の「事業用地」とも同義でしょうか。  | 前者後者ともに、御理解のとおりです。   |
| 228 | 土地の使用等           | 24        | 15 | 2   | 4  | (5) | 2) |   |      | 「機構は、施設整備期間中、特定事業の用に供するため、機構が所有する土地のうち必要な範囲を事業者に無償で貸す。」とありますが、第1章3. (6) では、事業期間中、維持管理及び研究支援業務を行うことから、用地の無償貸与期間は事業期間中という理解でよろしいでしょうか。   | 御指摘のとおりです。   |
| 229 | 表1 サービス対価の構成     | i         | 3  | 別紙1 | 1  |     |    |   |      | 建設期間中の事業者の運営費用等の固定費は、維持管理対価その他費用に含めると考えて宜しいでしょうか。  | 御理解のとおりです。   |
| 230 | 表1 サービス対価の構成     | i         | —  | 別紙1 | 1  |     |    |   |      | 「表1 サービス対価の構成」とありますが、施設整備対価、維持管理対価、研究支援対価のそれぞれに、消費税等が含まれることを念のため、確認させて下さい。   | 御理解のとおりです。   |
| 231 | 表1 サービス対価の構成     | i         | —  | 別紙1 | 1  |     |    |   |      | 上記質問に関連し、様式17-2には例えば、「施設整備対価 金額(税抜き)」と書いてありますが、この意味は「施設整備対価は消費税等が含まれるが、ここには便宜的に施設整備対価より消費税等を除いた金額を記載して下さい」という意味である、との理解でよろしいでしょうか。念のため、確認させて下さい。   | 御指摘のとおりです。   |
| 232 | 表1 サービス対価の構成     | i         | —  | 別紙1 | 1  |     |    |   |      | 「表1 サービス対価の構成 - 維持管理対価 - その他費用 - 見学者等来訪者対応業務に係る費用」とありますが、『見学者等来訪者対応支援業務』の間違いである、との理解でよろしいでしょうか。ご教示下さい。   | 御指摘のとおりです。該当箇所を修正します。  |
| 233 | 別紙1              | i         | 20 | 別紙1 | 1  |     |    |   |      | 維持管理の履行保証は維持管理期間中、毎年度始めに当該年度の維持管理対価の10%以上を付保しますがその費目は維持管理費又は、その他費用どちらに計上すればよろしいのでしょうか。   | 保険料は、「維持管理費の諸経費」に含めてください。  |
| 234 | 表1 サービス対価の構成     | i         | —  | 別紙1 | 1  |     |    |   |      | 「表1 サービス対価の構成 - 維持管理対価 - その他費用 - 法人税、～～～とあります。が、「株主への配当原資等」の誤りという理解でよろしいでしょうか。ご教示下さい。  | 御指摘のとおりです。該当箇所を修正します。  |
| 235 | 表1 サービス対価の構成     | i         | 34 | 別紙1 | 1  |     |    |   |      | 「株主の配当減資等」とは「株主の配当原資等」の誤りという理解でよろしいでしょうか。  | No.234を御参照ください。  |
| 236 | 一時支払対価（A）        | ii        |    | 別紙1 | 2  | (2) | 1) |   |      | 第3文（当該対価は、…支払うこととなる（残りが割賦元本となる）。）は、年2回の支払いのうち、1回目にについての規定という理解でよろしいでしょうか。  | 1回目だけではなく、年2回の支払いについて説明しているものです。   |
| 237 | 一時支払対価（A）        | ii        |    | 別紙1 | 2  | (2) | 1) |   |      | 第4文（ただし、…を支払うものとする。）の主旨についてですが、「出来高が年度あたりの…提案額を下回る場合」には、「年2回の支払いのうち2回目において、年度ベースでの支払額が通常年の出来高分となるよう、支払額を調整する」という理解でよろしいでしょうか。  | 御理解のとおりです。詳細は、入札説明書別紙1（補足資料）を御参照ください。  |
| 238 | 一時支払対価（A）        | ii<br>iii | 29 | 別紙1 | 2  | (2) | 1) |   |      | 「当該対価は、出来高に応じた支払いとなるが、予定された出来高が達成されなくとも上記考え方に基づいて算定された年度あたりの一時支払対価の提案額が、出来高を下回っている場合には、その提案額をそのまま支払うこととなる（残りが割賦元本となる）。ただし、出来高が年度あたりの一時支払対価の提案額を下回る場合には、出来高分（施設の引渡しを伴わない部分払いについては出来高の90%）を支払うものとする。」とあります<br>が、本説明では理由は理解し兼ねますので例等を用いて具体的にご教示下さい。                                       | 入札説明書別紙1（補足資料）を御参照ください。  |
| 239 | 一時支払対価（A）        | ii<br>iii | 29 | 別紙1 | 2  | (2) | 1) |   |      | 上記質問に関連し、以下のような理解で良いかを確認させて下さい。<br>【原則】 提案額が実際出来高を下回る場合（実際出来高が提案額を上回る場合） → 提案額をそのまま支払う（残りが割賦元本となる）<br>【例外】 実際出来高が提案額を下回る場合 → 出来高分（施設の引渡しを伴わない部分払いについては出来高の90%）を支払う   | No.238を御参照ください。  |
| 240 | 一時支払対価（A）        | ii<br>iii | 29 | 別紙1 | 2  | (2) | 1) |   |      | 上記質問に関連し、【例外（実際出来高が提案額を下回る場合）】について、「出来高分（施設の引渡しを伴わない部分払いについては出来高の90%）を支払う」とあります<br>が、『施設の引渡しを伴わない部分払い』については事業契約書第31条（事業者による引渡し）の手続を経ていなくても（一部完工確認通知書）を受領していくくとも、貴機構よりお支払頂けるとの理解ですが、念のためその旨確認させて下さい。  | 御理解のとおりです。   |

| No. | 質問項目         | 質問箇所      |    |     |   |     |    |   | 質問内容 | 回答  |  |
|-----|--------------|-----------|----|-----|---|-----|----|---|------|---|--|
|     |              | 頁         | 行  | 章   | 1 | (1) | 1) | ① | 7    |   |  |
| 241 | 一時支払対価（A）    | ii<br>iii | 29 | 別紙1 | 2 | (2) | 1) |   |      | 上記質問に関連し、「出来高分(施設の引渡しを伴わない部分払い)については出来高の90%を支払う」とあります。一時支払対価(A)には一般的な工事出来高に該当しない「事業者の開業に伴う諸費用」や「融資組成手数料」といった費用も含まれております。「事業者の開業に伴う諸費用」や「融資組成手数料」といった一般的な工事出来高に該当しない費用については、提案どおりお支払頂けるとの理解ですが、念のためその旨確認させて下さい。  | 御理解のとおりです。   |
| 242 | 一時支払対価（A）    | iii       | 3  | 別紙1 | 2 | (2) | 1) |   |      | (これらの費用は、ペースルー原則により各受託企業へのリスクをペースルー出来る性格のものではなく、提案どおりお支払頂けない場合、SPCが資金ショートを起す可能性が非常に高くなると言わざるを得ません。SPCが資金ショートを起こした場合(事業契約書)第56条第1項に該当するような場合)、事業契約解除にも繋がりかねず、本事業がストップしてしまうことから、貴機構にとっても好ましくないものと考えており、そのような意図から確認させて頂いております。)  | 御理解のとおりです。   |
| 243 | 一時支払対価（A）    | iii       | 3  | 別紙1 | 2 | (2) | 1) |   |      | 「ただし、出来高が年度あたりの一時支払対価の提案額を下回る場合には、出来高分(施設の引渡しを伴わない部分払い)については出来高の90%を支払うものとする。」とありますが、カッコ書きの「施設の引渡しを伴わない部分払い」とは毎年度の上半期分の出来高の支払いを指し、保留された出来高の10%については下半期に支払われるとの理解で宜しいでしょうか。  | 御理解のとおりです。<br>ただし、当該年度の出来高の不足が次年度で回復されることが条件となります。                           |
| 244 | 一時支払対価（A）    | iii       | 3  | 別紙1 | 2 | (2) | 1) |   |      | 出来高が年度あたりの一時支払対価の提案額を下回った場合には出来高分を支払うとありますが、次年度に出来高が年度あたりの一時支払対価の提案額を上回った場合には、前年度の出来高と提案額の差額分を含めて一時支払対価（A）を頂くことは可能でしょうか。  | No.243を御参照ください。  |
| 245 | 一時支払対価（A）    | iii       | 3  |     | 2 | (2) | 1) |   |      | 施設の引渡しを伴わない部分払いについては出来高の90%とありますが、施設の所有権移転が終了した場合には出来高の100%を支払って頂けるのでしょうか。  | No.242を御参照ください。  |
| 246 | 一時支払対価（A）    | iii       | 4  | 別紙1 | 2 | (2) | 1) |   |      | 『施設の引渡しを伴わない部分払いについては出来高の90%』との記載がありますが、これは施設整備期間中の4月～9月の出来高についてでは出来高の確認のみであり、引渡しを伴わないため、当該出来高が年度あたりの一時支払対価の提案額を下回る場合には、出来高の90%の支払となることを規定しているものであり、4月から翌年3月までの1年間を通してみた場合には、出来高相当額の支払が行われるものと考えて宜しいでしょうか。  | No.242を御参照ください。  |
| 247 | 一時支払対価（A）    | iii       | 6  | 別紙1 | 2 | (2) | 1) |   |      | 「支払額は、原則として提案の年度あたり対価の2分の1相当額を支払う」とありますが、『提案の年度あたり対価』とは様式28の『施設整備対価』全体の年度あたりの対価を指す、との理解で宜しいでしょうか。念のため確認させて下さい。  | 当該箇所の『提案の年度あたり対価』とは、様式28の毎年度の『施設整備対価』のうち『一時支払対価相当分』を指します。                    |
| 248 | 一時支払対価（A）    | iii       | 6  | 別紙1 | 2 | (2) | 1) |   |      | 上記質問に関連し、(『様式28の『施設整備対価』全体の年度あたりの対価を指す』の2分の1相当額とは貴機構の二想定であり、)実際の支払額は様式27の『機構の支出額』のとおり、事業者提案に基づきお支払頂ける、との理解ですが、念のため確認させて下さい。<br>(例えば、ある年度の維持管理対価及び研究支援対価の見積額が少なく、かつ『提案の年度あたり対価』を足したものが、別紙1の『年度あたり対価上限(提案額)』を超えている場合)『提案の年度あたり対価』の7割程度を足すことで超える場合においても、支払われることを確認させて頂きたいという趣旨です。) | 原則として、半期毎に年度サービス対価の2分の1をお支払いします。当然、支払額は、様式27の機構の支出額のとおりとなります。                |
| 249 | 割賦支払対価（B）    | iii       | 14 | 別紙1 | 2 | (2) | 2) | ① |      | 「なお、先述のとおり施設整備対価は出来高に応じて支払われるものであるが、一時支払対価（A）の支払いが原則として提案額通りとするため、出来高に応じて年度あたりの割賦元金が提案時と変動する場合がある。」とありますが、本説明では明確には理解し兼ねますので例等を用いて具体的にご教示下さい。   | 入札説明書別紙1（補足資料）を御参照ください。  |
| 250 | 割賦支払対価（B）    | iii       | 14 | 別紙1 | 2 | (2) | 2) | ① |      | 上記質問に関連し、「年度あたりの割賦元金が提案時と変動する場合がある」とありますが、割賦元金全体(割賦支払対価(B))は変動しない、との理解です。念のため、その旨確認させて下さい。<br>(ある年度の実際出来高が予定出来高に満たない場合はその差分が変動と捉えますが、翌年度に実際出来高が翌年度に予定していた予定出来高に追いつく等、最終的には同じ工事量を行うことになることから、施設整備対価全体は変動しないとの理解です。)  | 基本的に、御理解のとおりです。入札説明書別紙1（補足資料）を御参照ください。                                       |
| 251 | 割賦支払対価（B）    | iii       | 21 | 別紙1 | 2 | (2) | 2) |   |      | 『(ア) サービス対価Bの算定方法』は、『(ア) 割賦支払対価（B）の算定方法』を意味するものと考えて宜しいでしょうか。  | 御指摘のとおりです。該当箇所を修正します。  |
| 252 | サービス対価Bの算定方法 | iii       | 21 | 別紙1 | 2 | (2) | 2) | ② | (7)  | サービス対価Bとは、割賦支払対価（B）のことでしょうか。  | No.251を御参照ください。  |
| 253 | 支払金利の設定方法    | iii       | 30 | 別紙1 | 2 | (2) | 2) | ② | (7)  | 「事業者は、上記支払金利確定後ににおいて償還表を作成する。」とありますが、『支払金利確定』とは入札説明書別紙1の(2)『支払金利変動に伴う割賦支払対価の改定』に記載の手続きを経た確定金利を指す、との理解で宜しいでしょうか。ご教示下さい。  | 御理解のとおりです。   |
| 254 | 維持管理対価（C）    | iii       | 31 | 別紙1 | 2 | (3) |    |   |      | 維持管理対価について要求水準の変更等によって増減が生じた場合、それに応じて当該年度の維持管理対価を変更する一時支払対価が変動し、割賦元本も同様に変動することになります。このことは、第一回質問回答No.36の指摘事項と同様の問題を含んでいます。<br>質問回答No.36の回答では、「対応については協議する予定」とありますが、これは割賦元本が変動しないような方策について対応を協議するという理解で宜しいでしょうか。なお、これは研究支援業務の対価でも同様です。  | 支払方法については、入札説明書に関する質問回答No.36のとおりですが、対応に係る協議は、御指摘の事項もできるだけ考慮しながら行うことを想定しています。 |
| 255 | 維持管理対価（C）    | iv        | 3  | 別紙1 | 2 | (3) |    |   |      | 「維持管理対価（C）は、業務内容に応じて支払われる対価であるため、事業年度により支払額が異なる場合が想定される。」とありますが、施設整備終了後の平成27年4月以降平成31年3月までの維持管理対価（C）の支払いは、総額を年度毎に平準化した金額が支払われるとの理解で宜しいでしょうか。  | 入札説明書別紙1の2（1）に規定する条件の範囲内であれば、完全に平準化していなくても構いません。                             |
| 256 | 維持管理対価（C）    | iv        | 3  | 別紙1 | 2 | (3) |    |   |      | 「維持管理対価（C）は、業務内容に応じて支払われる対価であるため、事業年度により支払額が異なる場合が想定される。」との記載がございますが、各半期の業務にかかるづき、各半期に事業者が維持管理企業に支払う業務対価を一定としており、各半期のその他費用についても一定である場合には、維持管理対価(C)の提案額を毎半期一定として問題ないものと考えて宜しいでしょうか。  | No.255を御参照ください。  |
| 257 | 維持管理対価（C）    | iv        | 3  | 別紙1 | 2 | (3) |    |   |      | 『維持管理対価（C）は、業務内容に応じて支払われる対価であるため、事業年度により支払額が異なる場合が想定される。』との記載がございますが、各半期の業務にかかるづき、各半期に事業者が維持管理企業に支払う業務対価を一定としており、各半期のその他費用についても一定である場合には、維持管理対価(C)の提案額を毎半期一定として問題ないものと考えて宜しいでしょうか。  | No.255を御参照ください。  |

| No. | 質問項目             | 質問箇所 |    |     |   |     |    |   | 質問内容 | 回答   |
|-----|------------------|------|----|-----|---|-----|----|---|------|--|
|     |                  | 頁    | 行  | 章   | 1 | (1) | 1) | ① | 7    |  |
| 258 | 研究支援対価（D）        | iv   | 15 | 別紙1 | 2 | (4) |    |   |      | 「研究支援対価（D）は、業務内容に応じて支払われる対価であるため、事業年度により支払額が異なる場合が想定される。」とあります、施設整備終了後年の平成27年4月以降平成31年3月までの研究支援対価（D）の支払いは、総額を年度毎に平準化した金額が支払われるとの理解で宜しいでしょうか。 No. 255を御参照ください。  |
| 259 | 研究支援対価（D）        | iv   | 15 | 別紙1 | 2 | (4) |    |   |      | 「研究支援対価（D）は、業務内容に応じて支払われる対価であるため、事業年度により支払額が異なる場合が想定される。」とありますが、平成27~30年度については、①年度あたりのサービス対価の最小額が最大額に対して98%以上、②割賦支払対価は平成27~30年度に亘り元利均等返済との条件から、同額とならざるを得ないと考えられますが、この理解でよろしいでしょうか。違う場合は、これらの条件をどのように解釈すればよいのか、ご教示ください。 No. 255を御参照ください。  |
| 260 | 研究支援対価（D）        | iv   | 15 | 別紙1 | 2 | (4) |    |   |      | 『研究支援対価（D）は、業務内容に応じて支払われる対価であるため、事業年度により支払額が異なる場合が想定される。』との記載がございますが、各半期の業務にかかわらず、各半期に事業者が研究支援企業に支払う業務対価を一定とする場合には、『研究支援対価（D）の提案額を毎半期一定としても問題ないものと考えて宜しいでしょうか。 No. 255を御参照ください。  |
| 261 | 一時支払対価（A）        | iv   | 30 | 別紙1 | 3 | (1) | 1) |   |      | 「上期（9月末日）は機構による出来高確認を受けた後、及び下期（3月末日）は機構による検査後施設の所有権移転が終了した後」とありますが、出来高確認をして頂きお支払頂くのならば、上期（9月末日）においても検査頂き所有権移転をさせて頂きたいと考えます。いかがでしょうか。 原案のとおり、検査は年1回とします。  |
| 262 | 一時支払対価（A）        | iv   | 32 | 別紙1 | 3 | (1) | 1) |   |      | 「機構の支払期日」とありますが、具体的にご教示下さい。また、他の箇所における同様の記載についても、同様の日数との理解ですが、念のためその旨ご教示下さい。 入札説明書に関する質問回答（第1回）No. 37を御参照ください。   |
| 263 | 割賦支払対価（B）        | v    | 5  | 別紙1 | 3 | (1) | 2) |   |      | 「機構による確認を得た後」とありますが、割賦支払対価（B）は入札説明書別紙1の添付にある「償還表」のとおり施設整備対価金額を支払われるものであり、請求書を作成するにあたり、改めて貴機構による確認を得る必要はないのではないかと推察致します。いかがでしょうか。 請求書の提出時期と支払金額について確認するものです。  |
| 264 | 1円未満端数の取り扱い      | v    | 22 | 別紙1 | 3 | (4) |    |   |      | 「〔国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律〕（昭和25年法律第61号）第3条に基づき、「1円未満の端数を処理する。」とありますが、本法律第3条によると「その端数金額又は分割金額は、すべて最初の履行期限に係る分割金額に合算する。」と記載があります。ただし、入札説明書別紙1の添付のとおり割賦支払対価（B）を元利均等返済とし、初回で端数処理をしようとすると、第2回目支払いの金額が変動してしまうことから、式数が循環参照となってしまうかと思われます。最終回支払にて端数処理をするのが良いかと推察致しますが、どのように対応すべきでしょうか。ご教示下さい。 総額の変更及びその他の条件に抵触しなければ問題ありません。 |
| 265 | 物価変動に伴う施設整備対価の改定 | v    | 30 | 別紙1 | 4 | (1) |    |   |      | 「施設整備対価に係る消費税等の税率変更に伴う増額は、機構が負担する」とありますので、事業契約書（案）別紙8を次のとおり修正願います。<br>修正前：「②消費税に関する法令変更」<br>修正後：「②消費税等に関する法令変更」 御指摘の事項については、「②消費税及び地方消費税に関する法令変更」に修正します。   |
| 266 | 物価変動に伴う施設整備対価の改定 | v    | 30 | 別紙1 | 4 | (1) |    |   |      | 上記質問に関連し、事業契約書（案）別紙8をもう一箇所、次のとおり修正願います。<br>修正前：「…法人税その他の税制変更…」<br>修正後：「…法人税の変更…」 原案のとおりとします。   |
| 267 | 物価変動に伴う研究支援対価の改定 | vi   | 13 | 別紙1 | 4 | (4) |    |   |      | 研究支援対価の改定にのみ、消費税等の税率変更に伴う規定が抜けております。「研究支援対価に係る消費税等の税率変更に伴う増額は、機構が負担する」と追記下さい。 該当箇所を次のとおり修正します。<br>修正前：なお、研究支援対価に係る消費税等は、各対価に支払対象期間の消費税等の税率を乗じた額とする。<br>修正後：なお、研究支援対価に係る消費税等の税率変更に伴う増額は、機構が負担するものとする。   |
| 268 | サービス対価の減額等       | vii  | 17 | 別紙1 | 5 |     |    |   |      | 施設整備対象部分の全部が引き渡された後には、施設整備対価のうちの割賦支払対価（B）については、減額されることはないとの理解でよろしいでしょうか。 御理解のとおりです。  |
| 269 | サービス対価の減額等       | vii  | 20 | 別紙1 | 5 |     |    |   |      | 「また、制度・研究環境の変更等により予定していた業務が不要となった場合又は新たな業務を追加する場合などに、機構と事業者はその対応について協議を行うものとする。そのとき、場合によってはサービス対価を減額又は増額することがある。」とありますが、事業契約書（案）には要求水準の変更といった類の条項が存在していないため、現状の建付けでは不可能です。どのようにお考えでしょうか。 要求水準の変更に伴う費用負担の考え方方は、事業契約書（案）第18条、第39条、第47条等をご確認ください。なお、施設整備業務の要求水準の変更是設計図書の変更で取り扱います。                                    |
| 270 | 図1 年度別事業費イメージ    | viii | —  | 別紙1 |   |     |    |   |      | 「図1 年度別事業費イメージ」とありますが、間違があるかと思われます。次のとおり、修正下さい。<br>・施設整備費 → 施設整備対価(割賦手数料を除く)<br>・研究支援費 → 研究支援対価<br>・維持管理費 → 維持管理対価 用語が混在することによる混乱を避けるため、御指摘のとおり修正します。  |

<様式集に関する質問 >

| No. | 質問項目             | 質問箇所 |    |   |   |     |    |      | 質問内容  | 回答  |   |
|-----|------------------|------|----|---|---|-----|----|------|---|---|---|
|     |                  | 頁    | 行  | 章 | 1 | (1) | 1) | ①    | 7   |   |   |
| 271 | 補足資料の取扱い         | 2    |    |   |   |     |    |      |   | 補足資料のA4二頁分をA3一頁で代替してもしいでしょうか？   | 結構です。   |
| 272 | 提出書類の作成方法について    | 3    | 26 | 2 | 4 | (2) |    |      |   | 提案書類の根拠として「資料請求リスト」にある資料の内容を用いる場合、補足資料として改めてその資料の抜粋を提出しなくても、資料のタイトル、記載ページ等を明示することよろしいでしょうか。（できるだけ完全に、かつ制限枚数を最大限有効利用する方法の一つとして、本質問を提示させていただきました） | 原則、御理解のとおりです。資料の抜粋は添付してください。資料等の抜粋は制限枚数外とします。 |
| 273 | 提案書等に関する提出書類     | 4    | 26 | 2 | 5 | (5) |    | 欄外注記 | 「※説明書ねむび設計内訳総括表のCD-Rは、原則として1枚（容量により必要な場合は1枚を超えて良い）にまとめて作成してください。」とあります。これは説明書及び設計内訳総括表は印刷物（正本、副本）についても、ともに一つのファイルに纏めて提出してよい、との理解でよろしいでしょうか。（もちろん、それぞれを認識できるように、仕切り紙等を活用し区別する考え方です。本PFJ事業の提出書類が複数個のバインダーに及ぶことは、貴機構においても保管上かさばつてしまい煩雑になるであろうため、確認させて頂いております。） | 御理解のとおりです。  |   |
| 274 | 1) 説明書および設計内訳総括表 | 4    | 29 | 2 | 5 | (5) | 1) | ①    | 「正本（製本1部）」とありますが、製本を作成するとなるとその作成のためだけに数日を要してしまい、より良い提案を目指して検討する時間が更に短くなってしまいます。つきましては、正本についても、副本と同様に、バインダー縦じ部、として頂きますよう、強く要望致します。（本PFJ事業の提案書提出までのスケジュールが短いことはご承知頂いておるとの上での、お願ひであります。）   | バインダー縦じ部でも構いません。  |   |

| No. | 質問項目                             | 質問箇所  |    |   |   |     |    |   | 質問内容 | 回答  |   |
|-----|----------------------------------|-------|----|---|---|-----|----|---|------|---|---|
|     |                                  | 頁     | 行  | 章 | 1 | (1) | 1) | ① | 7    |   |   |
| 275 | <様式13>提案書提出届                     | 23    | —  |   |   |     |    |   |      | 「様式15 委任状(代理人)」及び「様式16 委任状(復代理人)」について、これらの様式のうち提出しないものがある場合は、提出しない様式の記載を削除した上で、様式13を提出する、との理解でよろしいでしょうか。ご教示下さい。」<br>(提出していないものに対して誓約する、ということは当然に受け入れられないため、ご質問差し上げております。)   | 御理解のとおりです。  |
| 276 | <様式15>委任状（代理人）                   | 25    | —  |   |   |     |    |   |      | ◆1 <様式7>の「委任状」で代理人を定めていない（入札参加企業が本事業のすべての業務を行う（協力会社を必要としない））場合において、代理人を定めようとするときは、本様式を提出してください。」とあります<br>が、競争参加資格申請の段階にて様式7を提出しておった場合は、本様式の提出は基本的に必要無い、との理解でよろしいでしょうか。念のため、確認させて下さい。  | 御理解のとおりです。  |
| 277 | <様式15>委任状（代理人）                   | 25    | —  |   |   |     |    |   |      | 本委任状は、『入札参加グループの構成員又は協力会社』から『入札参加グループの代表企業』に対しての委任状を意図しており、個人に対しての委任ではない、との理解でよろしいでしょうか。念のため、確認させて下さい。<br>(現実的に考えて、代表企業の社長が入札に立ち会うのは難しいと考えておりますが、その場合、代表企業の社員が入札書等の提出書類を持参して入札する場合、その社員に対しては委任状は必要無い、ということを確認したい、という意図です。)                        | 個人に対する委任を意味します。入札参加企業が代理人により入札する場合は提出してください。                                  |
| 278 | <様式16>委任状（復代理人）                  | 26    | —  |   |   |     |    |   |      | ◆1 <様式7>の「委任状」で代理人を定めている場合において、代理人を定めようとするときは、本様式を提出してください。」とあります<br>が、競争参加資格申請の段階にて様式7を提出しておった場合は、本様式の提出は基本的に必要無い、との理解でよろしいでしょうか。念のため、確認させて下さい。  | 様式7に定める代理人と異なる者が入札する場合、別途当該様式を提出して頂く必要があります。                                  |
| 279 | <様式16>委任状（復代理人）                  | 26    | —  |   |   |     |    |   |      | 本委任状(復代理人)は、『入札参加グループの構成員又は協力会社』から『入札参加グループの代表企業』に対しての委任状(復代理人)を意図しております<br>個人に対しての委任ではない、との理解でよろしいでしょうか。念のため、確認させて下さい。<br>(現実的に考えて、代表企業の社長が入札に立ち会うのは難しいと考えておりますが、その場合、代表企業の社員が入札書等の提出書類を持参して入札する場合、その社員に対しては委任状(復代理人)は必要無い、ということを確認したい、という意図です。) | 個人に対する委任を意味します。代表企業が、復代理人により入札する場合は、提出してください。                                 |
| 280 | <様式21>事業実施に対する取組姿勢と具体的な提案        | 33    | b  |   |   |     |    | ③ | 注記   | ※の所に「本事業に関係する各責任者の役割やスキルおよび実績など」との記述がありますが、総括責任者のスキルや実績に関する資格要件を機構は想定されておられますか？   | 具体的には規定しません。SPCを管理運営する力量が必要ですので、それを理解できる内容を記載してください。                          |
| 281 | <様式21>事業実施に対する取組姿勢と具体的な提案        | 33    | b  |   |   |     |    | ③ | 注記   | ※の所の「各業務責任者等について」は、氏名を明らかにして記載してください」との記述について、各業務責任者は、施設整備業務請負企業、維持管理業務受託企業、研究支援業務受託企業の各責任者の兼務とすることが可能ですか？  | 業務に要求される力を有していれば兼務は可能です。ただし、要求水準書の内容を満足できることが前提となります。                         |
| 282 | <様式24>事業計画                       | 36    | a  |   |   |     |    |   |      | ここで分析検討の対象とするリスクは、実施方針・添付資料3に記載されている様なあらゆる分野のリスクと理解してよろしいですか？   | 御理解のとおりです。実施方針・添付資料3に示すリスクの他、事業者から抽出して頂いても構いません。                              |
| 283 | <様式25-1>資金調達計画等                  | 37    | —  |   |   |     |    |   |      | 『b 事業費の調達内訳』とありますが、金額は千円単位、となっております。一方、様式28は円単位となっております。<br>円単位と千円単位が混ざってしまっている場合、後々混乱のもとになることが危惧されます。正確性を期すために、他の様式も含め、全て「円単位」に統一するのが良いかと推察致しますが、いかがでしょうか。<br>ご教示下さい。  | 表示の単位については、変更しないものとします。ただし、「千円」単位の様式については、小数点以下第3位まで（それ以下は切り捨て）を各セルに入力してください。 |
| 284 | <様式25-1>資金調達計画等 他                | 37    | —  |   |   |     |    |   |      | 「事業費」という言葉が使われておりますが、これは設計内訳書のシート『総括』の『事業費』という意味と齟齬はありませんか。ご確認をお願い致します。<br>(様式25-1他では、『事業費』という言葉が施設整備費相当額というような意味で使われているように見受けられますが、設計内訳書では合計というような意味で使われているように見受けられます。混乱を避けるために、言葉の整理の程、よろしくお願ひ致します。)  | 本様式で用いている「事業費」を、「施設整備費相当」と修正します。  |
| 285 | <様式25-1>資金調達計画等 他                | 37    | —  |   |   |     |    |   |      | 上記質問に閑連し、「事業費の調達」という言葉が使われておりますが、これは契約金額(施設整備対価、維持管理対価、研究支援対価)の合計(消費税含む)全額を事業者側にて調達するのではなく、施設整備対価のうち割賦支払対価に相当する資金など、本PFI事業を進める上で最低限必要な資金の調達、という理解でよろしいでしょうか。念のため、確認させて下さい。  | 御理解のとおりです。  |
| 286 | <様式25-1>資金調達計画等                  | 37    |    |   |   |     |    |   |      | 様式25（資金調達計画等）には、金融機関からの開心表明書等の添付は義務付けられていないとの理解でよろしいでしょうか。  | 義務付けは行っておりませんが、金融機関から融資を受ける場合には可能な限り開心表明書等を添付してください。                          |
| 287 | <様式26>長期事業収支計画<br><様式27>長期事業収支計画 | 別エクセル |    |   |   |     |    |   |      | 事業年度が平成22年度から31年度になっていますが様式27では22年度から30年度になっています。資金収支の計算書として期ずれを考慮するのであれば31年度まで必要になると思います修正してよろしいでしょうか。   | 計算書として期ズレは、考慮せず作成してください。本様式の平成31年度の欄を削除します。                                   |
| 288 | <様式26>長期事業収支計画                   | 別エクセル |    |   |   |     |    |   |      | 売上げの計上方法を、割賦販売としない場合には、割賦手数料は営業外収入として認識するものと考えて宜しいでしょうか。また、この場合、売上高のうち施設整備費相当額は、一時支払対価と割賦元金相当とに分割する必要はないものと考えておりますが、どのように記入すべきかご教示頂ければ幸甚です。   | 売上げの計上方法については、ご提案におまかせします。様式26の売上げ部分については修正します。                               |
| 289 | <様式27>長期事業収支計画                   | 別エクセル |    |   |   |     |    |   |      | サービス対価の支払、各業務の担当企業への支払、法人税納税等は期ずれさせる必要はないものと考えて宜しいでしょうか。  | No. 287を御参照ください。  |
| 290 | 注意事項<br><様式26>長期事業収支計画           | 44    | 24 |   | 3 |     |    |   |      | <様式26>長期事業収支計画の共通事項に消費税は含まれないものとあります<br>が消費税の支払いに必要な資金調達(消費税ローン)コストである借入れ利息等劣後ローンと同様に記載してよろしいでしょうか。   | 結構です。   |
| 291 | 注意事項<br><様式26>長期事業収支計画           | 44    |    |   |   |     |    |   |      | 表記の単位は、千円となっていますが、他の様式との整合性を保つ為、計算上は小数点以下第3位の切捨て、つまり1円未満の端数捨てでの計算でよろしいでしょうか。  | No. 283を御参照ください。  |
| 292 | 注意事項<br><様式26>長期事業収支計画           | 45    | 3  |   | 8 |     |    |   |      | 「維持管理に係る費用（一般管理費は「その他の費用」に含めてください。）」とあります<br>が、この『一般管理費』は入札説明書別紙1の i 頁の「表1 サービス対価の構成 - 維持管理対価 - その他費用 - 事業者の管理運営費」等を指しているとの理解でよろしいでしょうか。  | 御理解のとおりです。  |
| 293 | 注意事項<br><様式26>長期事業収支計画           | 45    | 3  |   | 8 |     |    |   |      | 上記質問に閑連し、「維持管理に係る費用（一般管理費は「その他の費用」に含めてください。）」の『一般管理費』は、様式48のシート「維持管理総括1」における『Ⅲ. 諸経費』を指していない（『その他費用』に含める）との理解ですが、念のためその旨確認させて下さい。  | 御理解のとおりです。  |

| No. | 質問項目                               | 質問箇所 |    |   |   |     |   |   | 質問内容 | 回答   |   |
|-----|------------------------------------|------|----|---|---|-----|---|---|------|--|---|
|     |                                    | 頁    | 行  | 章 | 1 | (1) | I | ① | 7    |  |   |
| 294 | 注意事項<br><様式28>から<様式30><br>>入札金額内訳書 | 45   | 31 |   | 4 |     |   |   |      | 「各様式と<様式48>設計内訳総括表の費目と金額が整合するよう留意してください。」とありますが、様式28には『一般管理費』とあり、様式48には『一般管理費等』とあり、表記が異なっております。<br>事業者にて適宜修正する、ということでおろしいでしょうか。<br>また、同様に、様式29、様式30についてもご教示下さい。  | 様式28の「一般管理費」を「一般管理費等」に修正します。                              |
| 295 | 注意事項<br><様式28>から<様式30><br>>入札金額内訳書 | 45   | 31 |   | 4 |     |   |   |      | 「各様式と<様式48>設計内訳総括表の費目と金額が整合するよう留意してください。」とありますが、様式28の小項目にあたる『換気立坑工事』等は、様式48には記載されておりませんので、『直接工事費』といった中項目が整合していれば良い、との理解でよろしいでしょうか。<br>また、同様に、様式29、様式30についてもご教示下さい。   | ご質問の様式28、29、30ともに、御理解のとおりです。                              |
| 296 | 注意事項<br><様式28>から<様式30><br>>入札金額内訳書 | 45   | 31 |   | 4 |     |   |   |      | 「各様式と<様式48>設計内訳総括表の費目と金額が整合するよう留意してください。」とありますが、様式48の中項目の『I. 直接工事費』等は消費税等は除いた金額となっていますので、様式28においても(施設整備対価とは本来消費税等が含まれた金額の意味であるものの)、消費税等は除いた金額にて表記する、という理解でよろしいでしょうか。<br>また、同様に、様式29、様式30についてもご教示下さい。   | ご質問の様式28、29、30ともに、御理解のとおりです。消費税を除いた金額にて表記してください。          |
| 297 | <様式48>設計内訳総括表                      | —    | —  |   |   |     |   |   |      | この「設計内訳総括表」と「設計内訳書」との関係につき、具体的にご教示下さい。<br>(また、事業契約書(案)の設計図書の定義には設計内訳書が含まれておりますが、設計内訳総括表は含まれておらず、それぞれの位置付けが不明確ですので、そのような点からも具体的にご教示頂きます様、お願ひ致します。)  | 設計内訳総括表を、設計内訳書に統合します。これに伴い、様式48を「設計内訳総括表」から「設計内訳書」に変更します。 |
| 298 | <様式48>設計内訳総括表                      | —    | —  |   |   |     |   |   |      | 上記質問に関連し、「設計内訳総括表」と「設計内訳書」に関係性がある場合(設計内訳総括表の細目等も示したものが設計内訳書である場合)、双方で記載方法が違う箇所については、様式48の設計内訳総括表を正と考える、との理解でよろしいでしょうか。具体的にご教示下さい。<br><br>例えば、以下ののような箇所が異なっています。<br>(A…設計内訳総括表、B…設計内訳書)<br>【シート 総括】<br>①消費税等の記載方法<br>A: 名称に「(税込)」の記載 B: 摘要欄に「(消費税込)」の記載<br>②A: 数量(Ⅱ期) B: 数量 ※他のシートも同様。<br>③A: 金額(Ⅱ期) B: 金額 ※他のシートも同様。<br>④A: 合計 B: 事業費計<br>⑤シート 施設整備総括 I<br>⑥A: 施設整備費 B: 記載無し<br>⑦タイトル<br>A: ~～のうち施設整備 B: ~～のうち施設整備事業<br>⑧A: 施設整備費 B: 記載無し<br>⑨シート 維持管理総括 I<br>⑩タイトル<br>A: ~～のうち維持管理 B: ~～のうち維持管理費<br>⑪A: 維持管理費 B: 記載無し<br>⑫仕様欄<br>A: I+II+III B: 記載無し<br>⑬シート 研究支援総括 I<br>⑭単位欄、数量欄<br>A: 記載無し B: 式、1<br>⑮A: 1. 研究支援用計測システム整備 B: 1. 研究支援用計測支<br>援システム整備費<br>⑯A: その他費用 計 B: 記載無し<br>⑰A: 研究支援対価 計 B: 維持管理対価 計 | 基本的には設計内訳書に記載している内容を正とし、事業者にて適宜修正することをお願いします。             |
| 299 | <様式48>設計内訳総括表                      | —    | —  |   |   |     |   |   |      | 上記質問に関連し、「設計内訳書」内の記載についても記載方法が異なる箇所がございます。事業者にて判断し、適宜修正する、ということでおろしいでしょうか。<br>なお、例えば以下ののような箇所が異なっております。<br>■1箇所目<br>【シート 施設整備総括 I】: 4. 140m水平坑道工事<br>【シート 施設整備総括 II】: 4. 140m坑道工事  | 「4. 140m坑道工事」を正とします。                                      |
| 300 | <様式48>設計内訳総括表                      | —    | —  |   |   |     |   |   |      | ■2箇所目<br>【シート 施設整備総括 I】: 5. 250m水平坑道工事<br>【シート 施設整備総括 II】: 5. 250m坑道工事   | 「5. 250m坑道工事」を正とします。                                      |
| 301 | <様式48>設計内訳総括表                      | —    | —  |   |   |     |   |   |      | ■3箇所目<br>【シート 施設整備総括 I】: 6. 350m水平坑道工事<br>【シート 施設整備総括 II】: 6. 350m坑道工事   | 「6. 350m坑道工事」を正とします。                                      |
| 302 | <様式48>設計内訳総括表                      | —    | —  |   |   |     |   |   |      | ■4箇所目<br>【シート 施設整備総括 I】: 8. グラウト工事<br>【シート 施設整備総括 II】: 8. ブレグラウト工事   | 「8. ブレグラウト工事」を正とします。                                      |
| 303 | <様式48>設計内訳総括表                      | —    | —  |   |   |     |   |   |      | ■5箇所目<br>【シート 維持管理総括 I】: 5. 道路維持修理費<br>【シート 維持管理総括 II】: 5. 道路維持管理費   | 「5. 道路維持管理費」を正とします。                                       |
| 304 | <様式48>設計内訳総括表                      | —    | —  |   |   |     |   |   |      | ■6箇所目<br>【シート 維持管理総括 I】: 間接工事費 計<br>【シート 維持管理総括 II】: II. 間接費 計   | 「II. 間接費」を正とします。  |
| 305 | <様式48>設計内訳総括表                      | —    | —  |   |   |     |   |   |      | ■7箇所目<br>【シート 研究支援総括 I】: 研究支援費<br>【シート 研究支援総括 II】: 研究支援業務  | 「研究支援業務」を正とします。   |
| 306 | <様式48>設計内訳総括表                      | —    | —  |   |   |     |   |   |      | ■8箇所目<br>【シート 研究支援総括 I】: 1. 研究支援用計測システム整備費<br>【シート 研究支援総括 II】: 1. 研究支援用計測システム整備  | 「1. 研究支援用計測システム整備」を正とします。                                 |
| 307 | <様式48>設計内訳総括表                      | —    | —  |   |   |     |   |   |      | ■9箇所目<br>【シート 研究支援総括 I】: 研究支援費計<br>【シート 研究支援総括 II】: 記載無し   | 「研究支援業務計」を追記してください。                                       |

<要求水準書に関する質問 >

| No. | 質問項目    | 質問箇所 |    |   |    |     |   |   | 質問内容 | 回答   |   |
|-----|---------|------|----|---|----|-----|---|---|------|--|---|
|     |         | 頁    | 行  | 章 | 1  | (1) | I | ① | 7    |  |   |
| 308 | 要求水準の意義 | 1    | 14 | 1 | 1節 |     |   |   |      | 「また、事業者が提案した事業計画(以下「事業提案書」という。)の内容のうち、」との記述について、ここでの「事業計画」とは、様式集の様式<23>～<31>に記載する「事業計画に関する提案書」とは異なるとの理解でよろしいですか。 | ご理解のとおり、「事業者が提案した事業計画」は提案書全体を指したものであり、一方後者の様式23～30に記載する「事業計画」は、SPCの管理運営といった狭義の部分を指したものであり、両者は異なります。 |

| No. | 質問項目              | 質問箇所          |         |   |         |            |    |     |   | 質問内容   | 回答   |
|-----|-------------------|---------------|---------|---|---------|------------|----|-----|---|--|--|
|     |                   | 頁             | 行       | 章 | 1       | (1)        | 1) | (1) | 7 |  |  |
| 309 | 本事業に係る業務の概要       | 3             | 15      | 1 | 5節4     | (1)<br>(2) |    |     |   | 【別表<br>3.2】<br>施設整備=工事用仮設備の調達・設置業務<br>維持管理=機械設備運転・監視業務<br>とも、コンクリートブランケット、立坑底揚機設備は施設設備業務になつていて、施設整備期間中も点検等は発生するが施設整備なのか？<br>業務区分が不明確な箇所が散在しております、入札時に各業務の対応を算出しないといけないため、明確に定義して戴けないか？           | 設計内訳書をご参照ください。   |
| 310 | 適用法令等             | 5             | 33      | 1 | 6節<br>1 |            |    |     |   | 「また、上記の法令・規則等に加え、以下の、機構幅延深地層研究センター規則類の最新版を遵守すること。」との記述があつて、9種類の規則が列記されていますが、これはどうすれば入手できるのでしょうか。   | 「horonobe-pfi@jaea.go.jp」宛に資料請求をお願いします。  |
| 311 | 図書の優先順位           | 6             | 18      | 1 | 6節<br>3 |            |    |     |   | 「①機構の文書による指示」との記述について、<br>①具体的にどんな文書による、どんな指示なのでしょうか。<br>②当然ながら、この指示が入札後に出来ることはない、と理解してよろしいですか。  | 施工管理上必要な指示文書を指します。   |
| 312 | 事業者の役割            | 7             | 9       | 1 | 7節<br>1 |            |    | ②   |   | 「その業務内容を精査したうえで業務分担を適切にかつ具体的に定める」との記述について、要求水準書で施設整備・維持管理・研究支援の業務が明確に規定されているにも係らず、事業者は何故この記述のような事を改めて行わなければならぬのですか。  | 事業者が本件事業遂行する上で必要な事項を定めたものです。   |
| 313 | 事業者の役割            | 7             | 11      | 1 | 7節<br>1 |            |    | ③   |   | 「総括代理人をして」とありますが、「総括責任者」の間違いではないでしょうか。ご教示下さい。  | 「総括責任者」に修正いたします。   |
| 314 | 要求水準の確認           | 7             | 27      | 1 | 7節<br>2 |            |    | ②   |   | 要求水準確認計画書と要求水準確認書の違いは何ですか。 続く説明には、要求水準確認計画書という言葉は出てきません。   | 「要求水準確認書」を「要求水準確認計画書」に修正します。   |
| 315 | 要求水準の確認           | 7             | 33      | 1 | 7節<br>2 |            |    | ②   | c | 「設計図書に係る」要求水準確認書とは何か、ここでの説明を読んでもよく理解できませんので、具体例でお示し下さい。また、「…技術的妥当性の確認を行い、必要な場合には修正等を行つたうえ取りまとめる」との記述について、「取りまとめる」という表現はどのような意図で使われているのでしょうか。   | 「設計図書に係る」要求水準確認計画書（No.314のとおり要求水準確認書を修正）とは、「事業全体の図書（要求水準書、設計図面、設計内訳書）に係る」要求水準確認計画書を意味します。また、「取りまとめる」とは、確認計画を各図書ごとにまとめて示すことを指します。 |
| 316 | 要求水準の確認           | 7             | 37      | 1 | 7節<br>2 |            |    | ②   | d | 「各業務に係る要求水準については、…必要な時期において適宜変更及び見直しを行う」との記述について、これは要求水準の変更及び見直しによりサービス対価も変更および見直されるとの理解でよろしいですか。  | 要求水準の変更及び見直しによるサービス対価の変更および見直しは必要に応じて実施します。  |
| 317 | 事業者による事業の調整に関する事項 | 14            | 7       | 2 | 1節<br>4 |            |    |     |   | 総括責任者は、常駐で配置する必要があるのでしょうか。   | 各業務が円滑に遂行される限りにおいて、必ずしも常駐を求めるものではありません。  |
| 318 | 事業者による事業の調整に関する事項 | 14            | 13      | 2 | 1節<br>4 | (1)        |    |     |   | 事業者は総括責任者を配置することとありますか SPCに所属し常勤する必要があるのでしょうか。配置条件をお教えください。  | No.317及びNo.738をご参照ください。  |
| 319 | すべての利用者に安全な施設     | 17            | 10      | 3 | 1節1     | (2)        |    |     |   | すべての利用者とあるが、高齢者や障害者などのハンディキャップについてはどうのようにお考えですか？   | 階段の昇降等が困難な方など自立歩行に支障のある方については、入坑をお断りすることがあります。   |
| 320 | 整備概要一般            | 18            | 7       | 3 | 2節<br>2 | (1)        |    | ①   |   | I期工事の工事費内訳書（設計変更も含めて）を開示してください。（I期工事施工業者のみが把握していることは不公平と考えます。）   | 本事業の積算については一般的なトンネル工事を標準としており、以前の工事内容等の影響を受けるものではないことから、開示については考えておりません。   |
| 321 | 整備概要一般            | 18            | 8       | 3 | 2節<br>2 | (1)        |    | ①   |   | I期2次工事の工事費内訳書（設計変更も含めて）を開示してください。（2次工事施工業者のみが把握していることは不公平と考えます。）   | No.320を御参照ください。  |
| 322 | 整備概要一般            | 18            | 25      | 3 | 2節<br>2 | (1)        |    | ④   |   | 「掘削切羽から30m程度以内で使用する電気機器は防爆構造とし」とあるが、これは吸込風管百元から坑底までの範囲という考え方で宜しいですか？また、防爆構造と記載されているが、防爆製品がないものはルールを定めた上でのは使用は認められているのでしょうか？  | 御理解のとおりです。   |
| 323 | 施設整備条件            | 18<br>～<br>20 |         | 3 | 2節      |            |    |     |   | 7月23日公表の質問回答（第2回）のNo.78において、調査・研究に伴う掘削中断については掘削のサイクルに見込みつきものと想定しており、これを前提に技術提案をお願いするものです。従つて、契約金額変更の対象とは考えておりませんとあり、標準工事記載内容を大幅に上回る掘削中断があり、事業者に工期遅延や増加費用が発生した場合は、当然に当該リスクは機構が負担するとの理解でよろしいでしょうか。 | 本件事業の範囲外の事象により大幅な工程遅延等が発生した場合には、その原因に応じて協議するものとします。  |
| 324 | 整備概要別途工事等         | 20            | 2       | 3 | 2節<br>2 | (9)        |    | ②   |   | 施設整備工程に影響のある共同研究や公募事業等はあるのですか？その場合は、どの程度を見込めばよいとご教示下さいまた「協力」とはどこまでを言うのですか？工程への影響や作業員の拘束、給排水・電気の使用等が発生する場合は設計変更対象という考え方で宜しいですか？   | 施設整備工程に影響のある共同研究等は現状はありません。また、別途工事等への協力については、円滑な工事の進捗を図れるよう関係者において連絡調整を密接に図っていただくことを考えています。これに伴う設計変更は考えておりません。                   |
| 325 | 整備概要別途工事等         | 20            | 2       | 3 | 2節<br>2 | (9)        |    | ②   |   | 他の施工者と密接な連絡をとり、円滑な進捗を図ることが困難と判断された場合（例えば、施設整備工程に影響を与える）は、協力をしなくとも良いと解釈して宜しいですか？  | 本事業の趣旨を踏まえ、機構を跨めた三者により協議するものとします。  |
| 326 | 配置予定技術者の資格要件      | 22            | 34      | 3 | 3節<br>2 | (3)        |    |     |   | 本項目にて記載されている本件工事の配置予定技術者は、施設整備業務の期間のみが対象でしょうか？   | 配置予定技術者については、施設整備及び維持管理にあたる者を対象としていますので、維持管理業務期間も対象となります。  |
| 327 | 配置予定技術者の資格要件      | 22            | 34      | 3 | 3節<br>2 | (3)        |    |     |   | 上記について、入札説明書では施設整備及び維持管理にあたる者とありますか、事業期間が8年5ヶ月に及ぶことから、配置予定技術者を複数人選任することは可能でしょうか？   | No.208を御参照ください。  |
| 328 | 施工管理              | 23            | 21      | 3 | 3節4     | (4)        |    |     |   | 「機構が指定する測定項目について測定基準に基づき」とあるが、指定する測定項目、測定基準はどの段階でどのようにして提示されるのですか？   | 施工要領書作成時に指示させていただきます。  |
| 329 | 用地                | 24            | 6       | 3 | 3節6     | (3)        |    |     |   | ここでいう仮設物の定義は？（仮設物設置許可願の対象は何か）  | 地下施設工事のうち、地上に設置する仮設設備です。   |
| 330 | 天災その他不可抗力         | 24            | 10      | 3 | 3節<br>7 |            |    |     |   | 「契約書上の天災その他不可抗力による損害」とありますが、事業契約書（案）第1条第1項第30号に定義されているもの全てが記載されておりません。つきましては、事業契約書（案）に合わせ、要求水準書を修正下さい。   | 事業契約書第1条第1項第30号の規定では、「本件入札説明書で水準が定められている場合にはその水準を超えるものに限る。」と規定しております。双方の規定をあわせて不可抗力について定義しているため、原案のとおりとします。                      |
| 331 | 工事用電力             | 25            | 2       | 3 | 3節<br>8 | (3)        |    |     |   | 電力供給者と協議済みの電力基本料金単価および電力量料金単価をご提示ください。（I期、2次工事施工業者のみが把握していることは不公平と考えます。）   | 別途提示させていただきます。   |
| 332 | 工事用電力             | 25            | 12      | 3 | 3節<br>8 | (7)        |    |     |   | I期工事あるいはI期2次工事で電圧降下・フリッカー対策を講じたことはありましたか。  | 特に講じていません。   |
| 333 | 工事用電力             | 25            | 9<br>14 | 3 | 3節8     | (6)<br>(8) |    |     |   | (6)及び(8)の項目は、維持管理業務の範疇と解釈するが、施設整備業務における要求水準は何かご教示下さい。  | 維持管理業務と関連が深いものとして、電気主任技術者の常駐や事故の未然防止について記載したものです。  |
| 334 | 工事用水              | 25            | 17      | 3 | 3節<br>9 | (1)        |    |     |   | 現在使用している井戸の可能供給量は時間当たり何m <sup>3</sup> か？工事揚水の運搬も夜間は禁止という認識でよいか？  | 時間5m <sup>3</sup> 程度です。また夜間の運搬については、周辺住民への配慮から禁止しています。   |

| No. | 質問項目              | 質問箇所     |          |        |                     |            |    |   |   | 質問内容   | 回答   |
|-----|-------------------|----------|----------|--------|---------------------|------------|----|---|---|--|--|
|     |                   | 頁        | 行        | 章      | 1                   | (1)        | 1) | ① | 7 |  |  |
| 335 | 工事用水              | 25       | 18       | 3      | 3節<br>9             | (1)        |    |   |   | 井戸の土地所有者（幌延町）との契約実績（面積、単価）をご提示ください。<br>(Ⅰ期、2次工事施工業者のみが把握していることは不公平と考えます。)  | No. 976を御参照ください。   |
| 336 | 工事用水              | 25       |          | 3      | 3節<br>9             |            |    |   |   | 7月23日公表の質問回答（第2回）のNo.81において、井戸の賃料は発生します。当該賃料は、維持管理対価に含まれますとありますが、見積に必要なため当該賃料の金額についてご教示いただけませんでしょうか。                                       | No. 976を御参照ください。   |
| 337 | 安全管理              | 27       | 26       | 3      | 3節<br>12            | (2)        |    | ③ |   | ③にあります機構が要求する「作業計画書」とは、前述の「施工要領書」とは異なる提出書類でしょうか？   | 施工要領書を更に節毎に分類し作業の計画を説明していただく書類です。  |
| 338 | 安全管理              | 28       | 22       | 3      | 3節<br>12            | (2)        |    | ⑩ |   | 中央管理室には24時間保安要員を配置するのでしょうか。  | 要求水準書の内容を達成できるよう保安要員を配置してください。   |
| 339 | 安全管理              | 28       | 22       | 3      | 3節<br>12            | (2)        |    | ⑩ |   | 施設整備工事として休日の万一の事故とは何を想定されているのですか？また、休日においても保安要員の配置はあるが、夜間は含まれないという認識で宜しいですか？夜間が含まれる場合でも、代替対策（例えば異常検知を携帯電話等でメールを受信）を行った場合は、この限りでなくとも宜しいですか？ | 突発的な湧水やメタンガスの発生等を想定しており、要求水準書の内容を達成できるよう保安要員の配置等を行ってください。                    |
| 340 | 安全管理              | 28       | 22       | 3      | 3節<br>12            | (2)        |    | ⑩ |   | 中央監視要員は、本項施設整備業務に記載があるが、作業内容は【別表4.1】に示す維持管理業務の範囲であると解釈できるが、どちらの業務で費用は計上すれば宜しいですか？  | 施設整備業務と関連が深いものとして仮設備の管理等について記載したものであるが、費用については維持管理業務に計上してください。               |
| 341 | 交通安全              | 28       | 30       | 3      | 3節<br>11            | (4)        |    |   |   | 建設用地の定義についてご教示下さい。   | ここで用いている「建設用地」とは、事業契約書第1条1項18号に定める「事業用地」とを意味します。ただし、事業用地のうち「掘削土（ズリ）置場」は除きます。 |
| 342 | 交通安全実施方法          | 28<br>69 | 30<br>22 | 3<br>4 | 3節<br>13<br>6節<br>2 | (4)<br>(2) |    |   |   | 現場稼動時に建設用地及び掘削土（ズリ）置場に交通整理要員を配置とあるが、掘削土（ズリ）置場の出入口は掘削土（ズリ）置場を使用時という点で宜しいですか？また、維持管理業務の警備業務との区分けは（維持管理でも敷地内の出入口に警備員を1名以上とあるが）どこにありますか？       | 前段はご理解のとおりです。<br>後段は警備員の費用について維持管理業務に計上してください。                               |
| 343 | 火薬類の取扱い           | 28       | 33       | 3      | 3節<br>1             | (1)        |    |   |   | 火薬類の保安管理上、使用計画（運搬ルート、使用量等）は公表できないが、どこまでの説明（書類）が必要でしょうか？  | 火薬保安責任者の判断で、保安管理上書類で公表できる範囲で構いません。   |
| 344 | 工事排水処理            | 30       | 2        | 3      | 3節<br>19            |            |    |   |   | 北もるい漁業協同組合との協定書及び確認書では、放流水での水質について規定されており、水質汚濁防止法の上乗せ基準には当たらないと解釈するが、放流水の水質基準はあくまで水質汚濁防止法の排水基準で宜しいか？                                       | 放流水の水質基準は水質汚濁防止法の排水基準です。   |
| 345 | 工事排水処理            | 30       | 5        | 3      | 3節<br>19            | (1)        |    |   |   | 排水処理設備に関する業務は、本項では施設整備業務であるが、第4章4節にも同様の記載があり、また【別表3.2】では維持管理業務となっており、入札金額の算出においてはどちらの業務とすれば宜しいでしょうか？                                       | 維持管理業務とご理解ください。  |
| 346 | 工事排水処理            | 30       | 15       | 3      | 3節<br>19            | (4)        |    |   |   | ・排水管路の異常等による対応策の助勢の範囲は？設計変更対象という認識で宜しいか？   | 原則としてご理解のとおりですが、設計変更の詳細については別途協議いたします。                                       |
| 347 | 工事排水処理            | 30       | 15       | 3      | 3節<br>19            | (4)        |    |   |   | ・P.3の各業務の定義を踏む限り、排水管路の点検は維持管理業務（【別表3.2】でも維持管理と読み取れる）だと考えるが、排水管路の点検は施設整備業務になるのか？  | 維持管理業務とご理解ください。  |
| 348 | 工事排水処理            | 30       | 15       | 3      | 3節<br>19            | (4)        |    |   |   | ・ここでは、点検は月1回程度とあるが【別表4.8】には、月例以外に日常点検項目にもチェックがある。整合がとれていないのではないか？  | 日常の点検については、排水管路のうち揚水設備を対象としています。排水管路本体は月1回程度の点検を実施することで考えています。               |
| 349 | 堀削土（ズリ）の処理        | 30       | 26       | 3      | 3節<br>20            | (1)        |    |   |   | （1）あらかじめ既存の溶出試験結果とは、何を指しているのでしょうか？   | 第4章2節（4）①に示すとおりです。   |
| 350 | 堀削土（ズリ）の処理        | 30       | 27       | 3      | 3節<br>20            | (1)        |    |   |   | （1）先に実施した溶出量試験結果に基づき、含有量試験を適宜実施するありますが、含有量試験の有無、頻度、項目は事業者で決定するという解釈で宜しいですか？  | 含有量試験は別表4.6に示すとおりです。   |
| 351 | 堀削土（ズリ）の処理        | 30       | 28       | 3      | 3節<br>20            | (1)        |    |   |   | （2）あらかじめ既存の溶出試験結果とは、何を指しているのでしょうか？   | No. 349を御参照願います。   |
| 352 | 建設副産物等            | 34       | 6        | 3      | 3節<br>28            | (2)        |    |   |   | 建設副産物等でマニフェストE票の提出は施設整備業務で発生する産廃のみが対象という認識で宜しいですか？   | 本事業で発生する建設副産物等です。  |
| 353 | 工事現場のイメージアップ      | 34       | 9        | 3      | 3節<br>29            |            |    |   |   | イメージアップの内容が具体的に記述されている。これを、施設整備で行わなければならぬという認識で宜しいですか？（イメージアップは施設整備業務のみで、実施期間は平成26年度末で終了という解釈で宜しいですか？）                                     | この記載内容はイメージアップとしての一例です。また、実施は施設整備、維持管理を問いません。また、実施内容は施設整備及び維持管理期間を対象としています。  |
| 354 | 建設副産物等廃棄物処理       | 34<br>68 | 1<br>11  | 3<br>4 | 3節<br>28<br>5節<br>2 | (5)<br>(5) |    |   |   | 維持管理業務の廃棄物処理の管理対象＝地下施設及び工事敷地内全域とあります、が、施設整備業務と維持管理業務での廃棄物の区分が不明確であり、各業務の費用の算出が困難であるため、明確な定義をお願い致します。                                       | 設計内訳書に示すとおり産業廃棄物処理費は維持管理業務に計上願います。   |
| 355 | 排水処理              | 38       | 28       | 3      | 4節<br>4             | (1)        |    |   |   | （1）排水処理設備の適用範囲について記載されているが、既設の排水処理設備も、排水管路を含む排水設備も、維持管理業務範囲内であり、ここで言う適用範囲内と適用範囲外は何を指しているのかご教示願いたい。   | ここでは排水処理設備の範囲を明確にしたものです。   |
| 356 | 排水処理              | 38       | 31       | 3      | 4節<br>4             | (2)        |    |   |   | （2）本項は維持管理業務の範囲ではないでしょうか？  | 御理解のとおりです。   |
| 357 | 湧水抑制対策工湧水抑制対策工の実施 | 45       | 4        | 3      | 4節<br>8             | (1)        |    |   |   | 工種別施工計画書とは、前述の施工要領書と同じでしょうか？   | ご理解のとおりです。また、工種別施工計画書を施工要領書に修正します。   |
| 358 | 湧水抑制対策工使用材料       | 45       | 7        | 3      | 4節<br>8             | (2)        |    |   |   | （2）硬化後に十分な耐久性を有するものとは、どの程度をもって十分と判断すれば宜しいでしょうか？  | セメント系と同等の耐久性を有し、施設整備終了後において止水効果が保持されるものとご理解ください。                             |
| 359 | 湧水抑制対策工数量         | 45       | 17       | 3      | 4節<br>8             | (4)        |    |   |   | （4）数量において、実状に応じとありますが、実施数算と解釈して宜しいでしょうか？   | 施工後に数量を精査し、当該工種の施工要領書に基づき対応いたします。  |
| 360 | 日常管理計測（A計測）一般     | 46       | 28       | 3      | 4節<br>10            | (1)        |    | ① |   | A計測の内容が、トンネルで通常行われているA計測に比べ計測及び観察項目が多くなっています。積算上はどのように考慮されているのでしょうか？率計上か積上げのどちらかでしょうか？率計上ですれば計上率はどのように設定すればよいでしょうか？                        | 標準的な観察調査・計測作業は共通仮設費（率計上）、それ以外の項目は技術管理費（積上げ）に計上しています。<br>また、計上率は事業者の判断によります。  |

| No. | 質問項目              | 質問箇所 |    |   |      |     |    |   |   | 質問内容   | 回答  |
|-----|-------------------|------|----|---|------|-----|----|---|---|--|---|
|     |                   | 頁    | 行  | 章 | 1    | (1) | 1) | ① | 7 |  |   |
| 361 | 日常管理計測（A計測）一般     | 46   | 32 | 3 | 4節10 | (1) |    | ② |   | 施設整備企業が行う切羽観察調査と研究支援企業が行う簡易原位置試験及び断面形状計測の振り分け（見積り、時間等）が不明です。また、施設整備業務は地上でエコードップを行い、研究支援業務は坑内でエコードップを行うことになっていますが、それぞれ実施する必要性についてご教示願います。また、日常管理として実施するA計測を実施する施設整備企業で、土色計による測定を行う目的は何かご教示願います。 | 切羽観察についてはすべて施設整備業務で行います。エコードップによる硬度の測定結果は、岩盤と岩石による試験条件の影響や地山物性との相関性を調べるために、それぞれ用います。土色計による色彩の測定結果は、声問層と堆内層の補助的な識別に用います。 |
| 362 | 日常管理計測（A計測）計測項目   | 47   | 11 | 3 | 4節10 | (2) | ①  |   |   | A計測内容の変更は設計変更の対象となるとの判断でよいでしょうか？   | 設計変更が必要であると認めた場合に限ります。  |
| 363 | 日常管理計測（A計測）計測項目   | 47   | 18 | 3 | 4節10 | (2) | ②  |   |   | 原則として当該箇所掘削後24時間以内に計測結果を機構に提出することあるが、Ⅰ期工事における地質図・地山評価の速報報告と同等と考えてよろしいでしょうか？  | 別途提示する計測データと同等のものです。  |
| 364 | 日常管理計測（A計測）切羽観測調査 | 48   | 3  | 3 | 4節10 | (3) | ④  | a |   | 事業者の不備による故障には、経年劣化、天災等の事業者の責によらない故障は含まれないと理解でよいでしょうか？  | 事業者の不備によらずに故障したと判断した場合には、事業者の負担で修理することにはなりません。  |
| 365 | 日常管理計測（A計測）切羽観測調査 | 48   | 4  | 3 | 4節10 | (3) | ④  |   |   | 岩石試料のサンプルの保管は機構殿と解釈して宜しいですか？また、サンプリングの頻度は毎回でしょうか？ご教示願います。  | 機構で保管します。また、サンプリングの頻度は、切羽観察調査毎です。   |
| 366 | 日常管理計測（A計測）切羽観測調査 | 48   | 4  | 3 | 4節10 | (3) | ④  | b |   | 機構殿が指定する箇所において、定位方もしくは不定方位のサンプリングに協力するたまりますか、協力とは具体的にどこまでの業務が含まれるのでしょうか？このサンプル採取の追加等については設計変更対象となるのでしょうか？  | 切羽観察調査時に行うサンプリング以外の場合は、設計変更の対象とします。   |
| 367 | 日常管理計測（A計測）切羽観測調査 | 48   | 38 | 3 | 4節10 | (3) | ⑥  |   |   | 他の要求水準の文言と異なり「行う」とありますが、「行う」のは施設整備企業のことを指しているのでしょうか？   | 施設整備業務に入ります。  |
| 368 | 日常管理計測（A計測）切羽観測調査 | 48   | 40 | 3 | 4節10 | (3) | ⑥  |   |   | 要求水準として、「連続的な地質展開図が作成できる程度」とあります。が、例えば以下のよなスケッチと判断してよろしいでしょうか？「道路トンネル観察・計測指針」平成21年改訂版 平成21年2月（社）日本道路協会 第3章 観察・計測要領／3-2-1 観察調査／(1) 切羽の観察  | 御理解のとおりです。  |
| 369 | 日常管理計測（A計測）切羽観測調査 | 48   | 40 | 3 | 4節10 | (3) | ⑥  |   |   | 西立坑の連続的な地質展開図の作成については、報告等の義務はあるのでしょうか？地質展開図の作成は、日常管理としてA計測を実施する施設整備企業が行うのでしょうか？  | 報告等の義務があります。また、作成を誰が行うかは事業者の判断によります。  |
| 370 | 仮設備に関する費用         | 50   | 16 | 3 | 5節2  | (2) |    |   |   | (2) 仮設備に要する費用において、運転・増設・維持管理等に要する一切の費用を含んでいますので、維持管理業務として発生する費用も施設整備業務の対価として計上するという解釈で宜しいでしょうか？  | 設計内訳書に示すとおりです。  |
| 371 | コンクリート製造設備品質管理    | 52   | 23 | 3 | 5節4  | (7) | ②  |   |   | (7) コンクリート製造に使用する材料のうち、水は第3章3節9.工事用水に示されたとおり、町戸の水を使用することとなるが、この井戸水がJIS等の規格を満足しない場合には、水は別途支給して戴けると解釈して宜しいですか？   | JIS等の規格を満足しないと確認された場合、別途協議させていただきます。  |
| 372 | 業務実施の体制           | 55   | 15 | 4 | 1節7  | (1) | ①  |   |   | 本文の「各業務を統括する統括責任者」とは、第2章 経営管理 1節 4に規定されている統括責任者のことを指との理解でよろしいでしょうか。  | 御理解のとおりです。  |
| 373 | 災害時・非常時の対応        | 57   | 3  | 4 | 1節8  | (2) | ②  |   |   | (2) ②テロの発生が予測される場合とは、どのよう場合でしょうか？また、予防措置（例えばテロの予防措置）とは具体的にどのような措置をお考えでしょうか？  | テロ等の発生が予測される場合は、警備の強化等を考えています。  |
| 374 | 業務報告書の作成・提出       | 58   | 13 | 4 | 1節8  | (3) | ①  |   |   | 「毎月末まで及び毎半期末までに機構に提出」との記載があります。「毎月末まで」に提出する報告書と「毎半期末まで」提出する報告書の区分をご教示下さい。  | 別途協議のうえ決定いたします。   |
| 375 | 業務報告書の作成・提出       | 58   | 13 | 4 | 1節8  | (3) | ①  |   |   | 維持管理の要求水準確認報告書をP.8では実施状況に応じてとあるが、この頁に記述のとおり毎半期末まで毎で良いでしょうか？  | 毎半期末を基本としますが、実施状況に応じて協議のうえ変更する場合があるとご理解ください。  |
| 376 | 点検記録              | 64   | 20 | 4 | 3節2  | (2) |    |   |   | (2) 点検記録において、【別表4.8】で実施する点検保守業務と、本項で言う点検記録とは同義と解釈して宜しいでしょうか？   | ご理解のとおりです。  |
| 377 | 要求水準・共通           | 67   | 11 | 4 | 5節2  | (1) | ①  |   |   | できる限り業務の妨げとなるないようにあるが、ここで言う業務とは何を指しているですか？   | 清掃業務以外の範囲で行われる業務です。   |
| 378 | 廃棄物処理管理対象         | 68   | 13 | 4 | 5節2  | (5) | ①  |   |   | (5) 工事敷地内全域とは、【別表1.4】用語の定義にもありませんので、ご教示願います。   | 工事敷地内全域とは事業用地のうち地下施設工事ヤードです。  |
| 379 | 仮設備の引継ぎ           | 71   |    | 4 | 8節2  | (2) | ③  |   |   | 7月23日公表の質問回答（第2回）のNo.86において、前施工業者が故意に隠蔽していたものについては、前施工業者の責任となることを意味しますとあります、質問では「誰の責任で誰が実施するのか」を問っていますので、前施工業者が自身の責任で点検・修繕を行うとの理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 380 | 引継ぎ対象             | 72   | 10 | 4 | 9節1  | (2) |    |   |   | 引継ぎ対象業務に仮設備一式（引継ぎ分及び事業者設置分含む）とありますか？譲渡額、手続き費用等の設定は事業者の自由として計画するのでしょうか？   | 譲渡額については、別途提示している仮設備引継ぎに関する費用を参考にしてください。また、手続き費用等は通常これら手続きに要する費用として計上願います。  |
| 381 | 一般事項・引継ぎ期間        | 72   | 12 | 4 | 9節1  | (3) |    |   |   | 「【1か月間】」と黒括弧付けておりますが、どのような意図でしょうか。ご教示下さい。  | 文章を協調するために用いたものであり、特別な意図はありません。   |
| 382 | 要求水準・共通           | 72   | 18 | 4 | 9節2  | (1) | ②  |   |   | 「【1年前】」と黒括弧付けておりますが、どのような意図でしょうか。ご教示下さい。   | No.381を御参照願います。   |
| 383 | 要求水準              | 72   | 20 | 4 | 9節2  |     |    |   |   | 今回工事の仮設備の償却率、残存率は、上記で示された、事業スケジュール、設備規格等により決定されます。今後の事業スケジュール、施設規模等変更により償却率が変更になった場合の処置をご提示願います。II期工事終了時点機構として、仮設備を買い取る処置はありませんか。  | 事業スケジュール等が大きく変更となり、これに伴い仮設備の償却率にも影響がある場合は別途協議いたします。また、本事業終了時点において、機構が仮設備を買い取ることは考えていません。                                |
| 384 | 要求水準・仮設備の引継ぎ      | 72   | 20 | 4 | 9節2  | (2) |    |   |   | 仮設備は次期工事に引き継ぐことになっておりますが、次期工事の事業スケジュール、規模等を提示願います。（算定が必要な、償却率、残存率を算出するため）  | No.948を御参照願います。   |
| 385 | 研究支援              | 73   | 1  | 5 |      |     |    |   |   | 研究支援の業務実施の体制については、特段の規定はなく、事業者の提案によるものとの理解でよろしいでしょうか。  | 入札説明書にある研究支援にあたるのの要件を満足するとともに、研究支援業務の要求水準を達成できる実施体制を構築下さい。  |

| No. | 質問項目                             | 質問箇所 |    |   |         |     |    |     |   | 質問内容  | 回答  |
|-----|----------------------------------|------|----|---|---------|-----|----|-----|---|---|---|
|     |                                  | 頁    | 行  | 章 | 1       | (1) | 1) | ①   | 7 |   |   |
| 386 | 光ファイバー網と計測機器の整備内容                | 76   | 32 | 5 | 2節<br>3 |     |    |     |   | 計測機器の整備内容（別表5.2）の容量を超える計測点数となった場合、計測機器の増設については設計変更（別精算）として理解してよろしいでしょうか？  | ・光ファイバー網では、その容量の範囲内で、研究支援業務で得られたデータ転送を実施します。<br>・ここで整備する、計測機器類は、機構が実施する共同研究等の本件事業研究支援業務以外の研究で主として使用することを考えています。ただし、研究支援業務でも利用可能です。<br>・各研究支援業務でデータを取得する場合は当該研究支援業務の計測機器類を、ここで整備した光ファイバー網に接続することにより実施します。その為、各研究支援業務については、接続のための計測機器類の増設が必要となります。この増設は、各研究業務の内訳に含まれています。 |
| 387 | ステップ管理計測（B計測）に関する要求水準・一般         | 78   | 13 | 5 | 3節<br>1 | (3) |    |     |   | ステップ管理計測については、JAEA-RESEARCH 2007-050、2008-068を標準とするとあります、横坑深度が異なっています。計測深度はどこでしょうか。   | 設計図面に記載してある計測断面を標準とします。ただし、具体的なステップ管理計測断面については掘削の進展に応じて取得される岩盤情報に基づき決定することとします。   |
| 388 | 底盤観察調査範囲                         | 78   | 32 | 5 | 3節<br>2 |     |    |     |   | 底盤観察範囲はI期工事と同様と理解してよろしいでしょうか？   | 御理解の通りです。   |
| 389 | 壁面からの湧水計測・物理化学パラメータ測定・採水         | 79   | 5  | 5 | 3節3     | (1) | ①  |     |   | 水平坑の切羽・側壁からの採水は安全上不可能に近く、人命に直接係る危険事項です。事業者が人命に係る危険があると判断した場合には切羽・側壁からの採水を中止しても良いでしょうか？  | 安全上不可能と判断された場合は、採水を行う必要はありません。  |
| 390 | 壁面からの湧水計測・物理化学パラメータ測定・採水         | 79   | 11 | 5 | 3節3     | (1) | ③  |     |   | 「採水可能な連続湧水が確認された場合」との記載があるが、連続湧水の定義を教えて頂けないでしょうか？   | 分析・測定に必要な地下水湧水量（数十cc/分以上の湧水）が認められる場合は、採水可能と判断します。   |
| 391 | 計測管理                             | 80   | 22 | 5 | 3節4     | (6) |    |     |   | 既設の光ファイバ式地中変位計の計測データの適切な運営・維持・管理を行なうとは、具体的には、どのような内容でしょうか？研究支援用計測システムの維持管理同様、半年に1回程度の測定機器のチェックにより信頼性のある計測データであることの評価確認と考えてよろしいでしょうか？                | I期2次工事で設置した光ファイバ式地中変位計（1測線分）の計測装置が研究管理棟内に設置され自動計測されています。この自動計測データの整理と報告を行います。研究支援用計測システムの維持管理と同様と考えます。  |
| 392 | 計測管理                             | 80   | 22 | 5 | 3節4     | (6) |    |     |   | 既設の光ファイバ式地中変位計の計測データの適切な運営・維持・管理を行なうとは、具体的には、どのような内容でしょうか？研究支援用計測システムの維持管理同様、週毎のデータ整理・報告に加え、半年に1回程度の測定機器のチェックにより信頼性のある計測データであることの評価確認と考えてよろしいでしょうか？ | No.391を御参照下さい。  |
| 393 | 断面形状計測（三次元レーザースキャナー）             | 81   | 23 | 5 | 3節<br>8 | (1) |    |     |   | 計測は水平坑道と立坑の掘削後に実施するとあります。断面形状計測は施設整備支援業務（A計測）でしょうか？それとも研究支援業務（B計測）に積算上は見るのはでしょうか？また、アーチ部の定義はSLから上という認識で良いでしょうか？ステップ管理計測10m毎で良いでしょうか？                | ・3次元レーザースキャナーによる、断面形状計測は、B計測にて実施し、頻度は毎回の掘削後に実施します。積算上はB計測で見て下さい。<br>・全周（水平坑道はアーチ部のみ）は、インバート部より上部を指します。  |
| 394 | ボーリングコア記載                        | 87   | 32 | 5 | 4節3     | (1) | ②  | b   |   | 「・・・1/20スケールに統合されたコア記載シートを作成し、コア記載シート（1/5スケール）・・・」とありますが、スケールは1/5と1/20のどちらでしょうか？  | 両方です。要求水準書4節3、(1)②b.ボーリングコア記載(p87)に記述のある通り、「開示リスト（研究支援）「幌延深地層研究計画 換気立て坑先行ボーリング（PB-V01孔）調査報告書 一地質調査室」にある「コア記載シート」（1/5スケール）を作成していただきます。それを基に、1/20スケールに統合されたコア記載シートを作成して頂きます。  |
| 395 | ボーリングコア記載                        | 88   | 1  | 5 | 4節3     | (1) | ②  | b   |   | p.88の1行目の3)は、1)のタイプミスではないでしょうか？   | 1)に修正します。   |
| 396 | 検層・観察に関わる共通事項測定                  | 92   | 9  | 5 | 4節3     | (2) | ①  |     |   | 検層作業は鉛直から水平孔まで可能と考えます。上向き傾斜孔は除外したいと思いますがよろしいでしょうか？  | 要求水準に従って、上向きでも全項目を実施します。一部の、物理的に明らかに実施不可能な検層については、その理由を明示の上で、除外の検討をすることとします。  |
| 397 | 検層・観察に関わる共通事項測定                  | 92   | 13 | 5 | 4節3     | (2) | ①  |     |   | 孔曲り検層の記録は、デジタル10cm間隔での記録という要求水準共通事項の対象外と理解してよろしいでしょうか？  | 対象外とします。  |
| 398 | 検層・観察に関わる共通事項測定標準仕様              | 92   | 33 | 5 | 4節3     | (2) | ②  |     |   | 電気検層として仕様電極で比抵抗5種類が記載されていますがこのうち原位置条件に適した1つの電極を選定し検層を行えば良いと理解してよろしいでしょうか？   | 当該の地質環境条件に対応して岩石の比抵抗の差異を検出可能であることを満たせば問題ありません。  |
| 399 | 検層・観察に関わる共通事項スベクトル検層             | 93   | 8  | 5 | 4節3     | (2) | ②  | g   |   | 現状、スペクトル検層機械を持持している国内の計測業者はありません。そのため、トータルの自然 gamma 検層で代替してよろしいでしょうか？   | スペクトル検層の実施に関わる記述は要求水準書及び付属資料集から削除いたします。   |
| 400 | 検層・観察に関わる共通事項スベクトル検層             | 93   | 9  | 5 | 4節3     | (2) | ②  | g   |   | スペクトルrey検層装置はHQクラスの小孔径では使用できないため、トータルreyの測定で対応させていただきたいのですが、よろしいでしょうか？  | No.399を御参照ください。   |
| 401 | 検層・観察に関わる共通事項音波検層                | 93   | 9  | 5 | 4節3     | (2) | ②  | h   |   | 音波検層は、発信器、受信器とも装置サイズの制約から、坑道内の測定では2レシーバータイプのもののみ使用可能です。<br>2レシーバータイプは波のみを測定対象とするため、音波検層ではS波速度の測定はできません。ご見解をお示し下さい。                                  | 要求水準に従って、P波、S波ともに測定していただきます。一部の、物理的に明らかに実施不可能な場合については、その理由を明示の上で、除外の検討をすることとします。  |
| 402 | 検層・観察に関わる共通事項音波検層                | 93   | 12 | 5 | 4節3     | (2) | ②  | h   |   | 発振器と受振器間隔は、記載されている3方式のうち適切な1方式を選定して実施すれば良いでしょうか？  | 当該の地質環境条件に対応して岩石の差異を検出可能であることを満たせば問題ありません。  |
| 403 | 検層・観察に関わる共通事項温度検層                | 93   | 25 | 5 | 4節3     | (2) | ②  | j   |   | 3方式が記載されていますが、このうち現場条件に応じて適切な1方式を選定して実施すれば良いでしょうか？  | 当該の地質環境条件に対応して岩石の差異を検出可能であることを満たせば問題ありません。  |
| 404 | 検層・観察に関わる共通事項測定標準仕様              | 94   | 1  | 5 | 4節3     | (2) | ②  |     |   | 当該割れ目を塞ぐ場合には括径が必要となります。その場合、以後の調査試験においては、当該割れ目以深での試験のみの実施で問題はありませんでしょうか？  | 各ボーリング孔の調査目的に応じて割れ目を塞ぐ方法を選択することとします。括径を行いロッドなどを挿入する場合は、当該区間の検層の順番等を勘案し、状況に応じて実施の可否を検討することとします。  |
| 405 | 検層・観察に関わる共通事項フローメーター検層           | 94   | 21 | 5 | 4節3     | (2) | ⑤  | a   |   | フローメータ（ヒートバルス式）ではゾンデを移動→停止→計測→移動という作業になりますので、計測は最小間隔1mでよろしいでしょうか？   | ヒートバルス式の場合は、ゾンデ計測長を最小間隔単位とします。ゾンデ計測長が1mであれば、それで結構です。  |
| 406 | 検層・観察に関わる共通事項EMI検層、ボアホールテレビビューアー | 94   | 31 | 5 | 4節3     | (2) | ⑤  | b   |   | EMI検層用ゾンデは長さ12.5mとなり、研究施設への搬入は不可能であり、実施できないと思いますがいかがでしょうか？また、ボーリング掘削径は最小も150mm程度が必要ですが、その場合には括径すれば実施可能ですが、後続の水理試験が実施出来無くなりますが問題はありませんでしょうか？         | EMI検層の実施に関わる記述は要求水準書及び付属資料集から削除いたしました。  |
| 407 | 検層・観察に関わる共通事項EMI検層、ボアホールテレビビューアー | 94   | 31 | 5 | 4節3     | (2) | ⑤  | p   |   | EMI検層・ボアホールテレビビューアーについては、②測定標準仕様に記載がありませんのでご教示願います。   | No.406を御参照ください。   |
| 408 | 140m水平坑道壁面からのコア採取                | 97   | 32 | 5 | 4節4     | (1) | ①  | e1) |   | 数量は、1m程度×6本×セメント2種類×5ヵ年=60本≒60mという理解でよいでしょうか？   | 御理解のとおりです。  |
| 409 | 140m水平坑道壁面からのコア採取                | 97   | 32 | 5 | 4節4     | (1) | ①  | e1) |   | コア採取の数量は、HFSC 及び OPC でそれぞれ6本の12本、それが5ヶ年で合計60本という理解でよろしいでしょうか？   | No.408を御参照ください。   |
| 410 | 140m水平坑道壁面からのコア採取                | 97   | 33 | 5 | 4節4     | (1) | ①  | e1) |   | 採取するコアの材齡については基準があればご教示ください   | コア採取が一定の月になるように御計画下さい。  |
| 411 | 140m水平坑道壁面からのコア採取                | 97   | 33 | 5 | 4節4     | (1) | ①  | e1) |   | 140m坑道における吹付けコンクリート及び周辺岩盤の化学分析の1回の試験における試験ケースは、OPC吹付けコンクリート施工箇所とHFSC吹付けコンクリート施工箇所の2箇所、2ケース（コンクリート・岩盤）でしょうか？   | 御理解のとおりです。  |

| No. | 質問項目                            | 質問箇所 |    |   |     |     |    |     |   | 質問内容 | 回答  |
|-----|---------------------------------|------|----|---|-----|-----|----|-----|---|------|---|
|     |                                 | 頁    | 行  | 章 | 1   | (1) | 1) | (1) | 7 |      |   |
| 412 | 140m水平坑道壁面からのコア採取               | 97   | 35 | 5 | 4節4 | (1) |    | ①   |   | e1)  | 採取するコアは孔径100mmを標準とし、とありますかが、試験によっては孔径を変更しても良いと理解してよろしいでしょうか?  |
| 413 | 採水装置からの地下水採取及び化学分析              | 98   | 16 | 5 | 4節4 | (1) |    | ①   |   | e3)  | 「採水装置が適切に機能していることを確認すること」とありますが、バッカーコアの底下をブルドン管の目視で1回/月程度観測し、底下が認められた場合規定値まで増压することでよろしいでしょうか?   |
| 414 | 140m水平坑道の内空変位測定                 | 98   | 18 | 5 | 4節4 | (1) |    | ①   |   | e4)  | 機器から貸与する内空変位測定装置」とありますが、測定装置の詳細(機器メーカー、図面)をご教示ください。   |
| 415 | 孔間水理試験装置へのトレーサー注入などの物質移行試験機能の付加 | 100  | 7  | 5 | 4節5 | (1) |    | ①   |   | e1)  | 孔内部装置の耐圧性能は5MPa以上とありますかが、観測項目(注入孔・観測孔ともにプローブ内に設置)の圧力として定格容量2MPaが指定されています。定格容量は5MPaに圧力を使用することは可能でしょうか。また、プローブ内からチューブにて圧力を孔外に誘導し、坑道内にて計測する方法を探ることは可能でしょうか?  |
| 416 | 孔間水理試験装置へのトレーサー注入などの物質移行試験機能の付加 | 100  | 12 | 5 | 4節5 | (1) |    | ①   |   | e1)  | 観測項目として「蛍光染料濃度」と「圧力」が挙げられていますが、それぞれ「検出限界が500pb」および「精度FS±0.05%」とあります。一般的には、この仕様を満たすセンサーは少ないと考えられますので、寸法や信頼性などの観点も含めて総合的に評価した結果、必ずしも上述の仕様を満たさないセンサーの方が優れている場合には、これを選択することが可能でしょうか?  |
| 417 | 孔間水理試験装置へのトレーサー注入などの物質移行試験機能の付加 | 100  | 14 | 5 | 4節5 | (1) |    | ①   |   | e1)  | 観測項目(注入孔・観測孔ともにプローブ内に設置)の温度について、バッカーコア区切られた上位・下位間の水みち(バッカーバイバス)の監視の目的でしょうか?   |
| 418 | 孔間水理試験装置へのトレーサー注入などの物質移行試験機能の付加 | 100  | 14 | 5 | 4節5 | (1) |    | ①   |   | e1)  | 観測項目(注入孔・観測孔ともにプローブ内に設置)の蛍光染料は1種類と考えてよろしいでしょうか。(数種類の場合は光源が複数個または波長可変の光源を導入する必要があります)。また、1種類の場合の波長はウラニン(フルオレセインナリウム)と考えてよろしいでしょうか?   |
| 419 | 孔間水理試験装置へのトレーサー注入などの物質移行試験機能の付加 | 100  | 17 | 5 | 4節5 | (1) |    | ①   |   | e1)  | 「ボーリング孔口からの地下水やガスを防ぐ構造」として、3行目に記載のある「孔口を開塞するバッカ」の使用は可能でしょうか?  |
| 420 | 孔間水理試験装置へのトレーサー注入などの物質移行試験機能の付加 | 100  | 21 | 5 | 4節5 | (1) |    | ①   |   | e1)  | 注入ユニット・揚水ユニット中に圧力(フィルターなど圧力損失が生じる箇所の前後等に配置)を測定・観測できることありますが、フィルターの交換時期を予測する目的であればデータロガー・PCで連続的にデータを取得する必要性はないと思われます。試験時に長期に遠隔地でデータを閲覧するにはこの仕様は必要と考えますが、そうでないとすればブルドン管式圧力計(デジタルデータ取得なし)のみの使用は可能でしょうか?  |
| 421 | 孔間水理試験装置へのトレーサー注入などの物質移行試験機能の付加 | 100  | 21 | 5 | 4節5 | (1) |    | ①   |   | e1)  | 注入ユニットの標準構成としての、流量(3段階のレンジ)に対応可能なもの)とはいって数10、数100、1000~2000mL/min程度が計測できる流量計と考えてよろしいでしょうか。また、その際に使用する流量計は2台(～数100、2000mL/min)と考えてよろしいでしょうか?   |
| 422 | 孔間水理試験装置へのトレーサー注入などの物質移行試験機能の付加 | 100  | 33 | 5 | 4節5 | (1) |    | ①   |   | e1)  | 脱ガス用のタンクについて、現場での利便性を考慮して軽量などを製作しようと考えていますが、素材の指定はありますか?  |
| 423 | 孔間水理試験装置へのトレーサー注入などの物質移行試験機能の付加 | 100  | 35 | 5 | 4節5 | (1) |    | ①   |   | e1)  | 「制御の精度は、機構と協議のうえ、設定することとする」とありますが、協議は入札後になると想われますが、入札時に事業者が設定した精度と乖離がある場合には精算の対象と考えてもよろしいでしょうか?   |
| 424 | ボーリング孔掘削                        | 101  | 10 | 5 | 4節5 | (1) |    | ①   |   | e2)  | 5.4.5.(1),①,e.2)で「孔ロケーシング(6インチ、5mを標準とする)を設置すること」とありますので一番上のバッカー設置位置は、孔口から5m以下の部分に設置することでよろしいでしょうか。ケーシング内へのバッカーの設置は4インチ以上では借与される孔間透水試験装置では機構上無理と考えます。また確認になりますが4インチに対応した孔ロッカーカーが必要でどうか。湧水やガスの湧出を防ぐため孔ロケーシングはセメンチングの必要があると考えますが、ボーリング掘削でその処理を行うことでよろしいでしょうか。また底盤にコンクリートで既にだれされている箇所でのボーリングはありませんでしょうか。その場合にはコンクリートと岩盤の間はどうになっているのでしょうか。そしてそこにセメンチングでミルクがまわることは不可避で、ほんぶくれなどが発生する可能性があり事業者で対応可能な範囲の事象ではないとはなんだなされます。そのような状況では、作業・費用面についてどのように対処したらよいのでしょうか? |
| 425 | コア観察、コア写真撮影、物理・流体検層             | 101  | 13 | 5 | 4節5 | (1) |    | ①   |   | e3)  | EMI検層は対象孔の孔径が小さいこと(最小孔径で158mmが必要)とツール長さが45mもあり測定不可能です。  |
| 426 | 孔間水理試験の実施及び水理特性の算出              | 101  | 5  | 5 | 4節5 | (1) |    | ①   |   | e4)  | 各ボーリング孔の孔間距離はどの程度でしょうか。幌延層間の地層の割れ目長は短い物が多く、1m以上のものは少ないため1m程度の孔間距離と考えてよろしいでしょうか。   |
| 427 | 孔間水理試験の実施及び水理特性の算出              | 101  | 24 | 5 | 4節5 | (1) |    | ①   |   | e4)  | 5.4.5.(1),(1),e.2)で「孔ロケーシング(6インチ、5mを標準とする)を設置すること」とありますので一番上のバッカー設置位置は、孔口から5m以下の部分に設置することでよろしいでしょうか。ケーシング内へのバッカーの設置は4インチ以上では借与される孔間透水試験装置では機構上無理と考えます。また確認になりますが4インチに対応した孔ロッカーカーが必要でどうか。湧水やガスの湧出を防ぐため孔ロケーシングはセメンチングの必要があると考えますが、ボーリング掘削でその処理を行うことでよろしいでしょうか。  |
| 428 | 孔間水理試験の実施及び水理特性の算出              | 101  | 24 | 5 | 4節5 | (1) |    | ①   |   | e4)  | ガスは内部装置設置後の間隙水圧の回復時に孔内へ流入するため、平衡間隙水圧に至るまでの区間内にガスが流入することが考えられます。そのため平衡間隙水圧にいたるまではガスの排除を優先し水理試験に移行しなくてよろしいでしょうか。間隙水圧の時間当たりの変動が1cm/hour程度に安定するまで週間以上かかる場合も想定されるため、その程度の期間は必要になると考えます。  |
| 429 | 孔間水理試験の実施及び水理特性の算出              | 101  | 24 | 5 | 4節5 | (1) |    | ①   |   | e4)  | 孔内部を減圧するとガスの流入が考えられるため、水理試験は原則は加重・注入系の試験のみで実施することとよろしいでしょうか。減圧・揚水系の水理試験はガスの影響により試験精度に大きく影響される可能性があります。  |
| 430 | 孔間水理試験の実施及び水理特性の算出              | 102  | 12 | 5 | 4節5 | (1) |    | ①   |   | e4)  | 水理特性の算出は、解析の対象となる試験データにガスの影響が含まれていないことが前提となりますよろしいですか?  |
| 431 | 物質移行試験                          | 102  | 12 | 5 | 4節5 | (1) |    | ①   |   | e5)  | 孔間水理試験の結果から、孔間での連続性が確認された地質構造で、透水性の異なる計3区間の設定が困難な場合があると考えられます。その場合の区間設定方法について教えてください。   |
| 432 | 物質移行試験                          | 102  | 19 | 5 | 4節5 | (1) |    | ①   |   | e5)  | 「物質移行試験の試験期間は、(中略)トータルで約4ヶ月間とする」とあります。これは「4ヶ月の間に3区間の物質移行試験の実施する」と理解してよろしいでしょうか。   |

| No. | 質問項目                       | 質問箇所 |    |   |     |     |    |   |     | 質問内容  | 回答   |
|-----|----------------------------|------|----|---|-----|-----|----|---|-----|---|--|
|     |                            | 頁    | 行  | 章 | 1   | (1) | 1) | ① | 7   |   |  |
| 433 | 物質移行試験                     | 102  | 19 | 5 | 4節5 | (1) |    | ① | e5) | 「物質移行試験の試験期間は、（中略）トータルで約4ヶ月間とする」とあります。また、最初のボーリング孔の配置、あるいは孔間水理試験の結果次第では、物質移行試験が約4ヶ月では終了できない可能性があります。また、物質移行試験を始めた後に、約4ヶ月経過時点でも十分なデータが取得できない場合も考えられます。このような場合には、約4ヶ月経過時点まで試験を終了してよろしいでしょうか、それとも精算の対象と考えてよろしいでしょうか。 | 要求水準に基づいた試験期間とします。なお、標準とした予定期間に試験が終了しない場合は、協議事項とすることとします。  |
| 434 | 物質移行試験                     | 102  | 27 | 5 | 4節5 | (1) |    | ① | e5) | カクテルトレーサーの構成成分、混合比等の決定方法を教えて下さい。  | 具体的なカクテルトレーサーの構成成分、混合比等に関しては、対象となる地質構造や水理地質構造が具体化した段階で決定することとします。  |
| 435 | 物質移行試験                     | 102  | 27 | 5 | 4節5 | (1) |    | ① | e5) | 使用するトレーサーとして、重水素が指定されていますが重水とみなしてよろしいでしょうか（水中の水素イオン量を変動させることはpHの変動につながります）。   | 放射性物質である三重水素（トリチウム）を含まない、二重水素からなる重水を用意して頂く必要があります。なお、pHの変動については、重水素を入れる前後でpHを測定し、その変化を把握しておくことで評価します。                          |
| 436 | 物質移行試験                     | 102  | 28 | 5 | 4節5 | (1) |    | ① | e5) | 使用するトレーサーとして、ユーロビウムが指定されていますが、陽イオントレーサーとしての使用でしょうか。   | ユーロビウムに限らず希土類元素は、アクチノイド元素と化学的挙動が類似するため、そのアナログ元素として使用します。   |
| 437 | 物質移行試験                     | 102  | 28 | 5 | 4節5 | (1) |    | ① | e5) | 「トレーサー回収率100%を目指として」と書かれていますが、ダイボール試験のような注入を施す試験あるいは亀裂が交差しているような岩盤では、物質移行試験中にトレーサーをほぼ100%回収することは困難と考えられます。この場合、試験終了後にトレーサーの注入孔から揚水を行いような方法でトレーサーを回収することを考える必要があるでしょうか。  | 回収する必要はありません。事前の地質調査、物理探査、水理試験等により、水理学的連結性が高く、可能な限り高い回収率が望める試験区間を選定し、物質移行試験を実施することが前提です。                                       |
| 438 | 物質移行試験                     | 102  | 34 | 5 | 4節5 | (1) |    | ① | e5) | 「試料前処理・分析作業用の居室」と書かれていますが、必ずしもすべてのトレーサー（重水素やユーロビウムなど）をこの居室内で分析するとは想定されていないものと解釈してよろしいでしょうか。   | 御理解の通りです。  |
| 439 | 孔間水理試験装置の回収・孔口処理           | 103  | 3  | 5 | 4節5 | (1) |    | ① | e6) | 「ボーリング孔から回収し、当初の機械を損なっていないことを確認した後、地上まで搬送する」とありますが地上搬送後の機構確認でも可能でしょうか。  | 装置の機構を適切に確認出来る手順であれば構いません。   |
| 440 | 孔間水理試験装置の回収・孔口処理           | 103  | 3  | 5 | 4節5 | (1) |    | ① | e6) | 「ボーリング孔から回収し、当初の機械を損なっていないことを確認した後、地上まで搬送する」とありますが地上搬送後の機構確認でも可能でしょうか。特に坑道内で実施する必要がないのであれば、坑道内の狭く暗い場所での確認よりも地上の方で安全かつ能率的に実施できるため質問させて頂きました。   | No. 439を御参照ください。   |
| 441 | 孔間水理試験装置の回収・孔口処理           | 103  | 5  | 5 | 4節5 | (1) |    | ① | e6) | 「口元からの湧水やガスの湧出を防ぐ孔口処理を行うこと」とあります。が、5.4.5. (1). (2). e. 1). b)と同様な孔口処理方法としてケーシングキャップを閉めることでよろしいでしょうか。  | 御理解の通りです。ただし、ケーシングを閉塞する部材・機材が孔口でのガス、湧水量、隙間水压に耐えうる性能を有している必要があります。  |
| 442 | 孔間水理試験装置の回収・孔口処理           | 103  | 5  | 5 | 4節5 | (1) |    | ① | e6) | 「口元からの湧水やガスの湧出を防ぐ孔口処理を行うこと」とあります。が、孔口処理後は坑道内に突起しない状態にする必要があるでしょうか。また突起として出す場合、どれくらいまでが許容範囲となるのでしょうか。  | 試験底での掘削であれば突起長に特に制限は考えていませんが、これまでの坑内の実績では、突起長は最大で20cm程度です。ただし、連絡通路等での掘削の場合には極力短くしてください（最大で10cm程度）。なお、いずれにせよ灾害防止の観点から安全対策が必要です。 |
| 443 | 初期地圧測定実施範囲                 | 105  | 22 | 5 | 4節5 | (1) |    | ② | b   | BIPシステムのボアホールテレビは貸与して頂けるのでしょうか。   | ボアホールテレビは貸与しません。   |
| 444 | 初期地圧測定実施範囲                 | 105  | 22 | 5 | 4節5 | (1) |    | ② | b   | JAEA確保のボアホールテレビの観察孔径は46mm～218mmに対応可能でしょうか。  | No. 443を御参考ください。   |
| 445 | 岩石コア試験                     | 107  | 1  | 5 | 4節5 | (1) |    | ② | e5) | 試料サイズは径60mm（φ76mm普通工法で削孔した時のコア径）で良いでしょうか？   | 初期地圧を評価する上で問題がなければ、コアのサイズは問いません。   |
| 446 | 岩石コア試験                     | 107  | 1  | 5 | 4節5 | (1) | 5) | ② | e5) | 一軸圧縮試験ではヤング率およびボアソン比の測定が必要でしょうか。  | 御理解の通りです。  |
| 447 | 方針（調査試験の基本的考え方）            | 108  | 3  | 5 | 4節5 | (1) |    | ③ | a   | ポンプ座坑道の予定延長内の範囲で、試験に必要な箇所数で同一岩盤が確保できない場合は坑道掘削を延長し、延長分は清算との理解でよいでしょうか？   | 試験に必要な箇所数で同一岩盤が確保できない場合は、盤下げるごとを標準とします。  |
| 448 | 方針（調査試験の基本的考え方）            | 108  | 4  | 5 | 4節5 | (1) |    | ③ | a   | 「土木学会の指針(2000)」に準拠するが、そこに記載のない事項は以下の地盤工学会の基準を適用しても良いでしょうか？<br>● 平板載荷試験： JGS 3521-2003<br>● 岩盤せん断試験： JGS 3511-2003   | 「土木学会の指針(2000)」に準拠するが、そこに記載のない事項は、地盤工学会の基準（剛体載荷板による岩盤の平板載荷試験方法（JGS 3521-2004）と岩盤のせん断試験方法（JGS 3511-2004）を参照して下さい。               |
| 449 | 原位置岩盤物性試験調査試験場所            | 108  | 12 | 5 | 4節5 | (1) |    | ③ | c   | 【別図5.3】250m坑道平面図③の寸法はいくらでしょうか。  | 250m坑道平面図③の寸法は、設計図面のうち、第96号図、第98号図、第105号図、第106号図を御参考ください。  |
| 450 | 原位置岩盤物性試験調査試験の実施時期・頻度      | 108  | 14 | 5 | 4節5 | (1) |    | ③ | d   | 原位置岩盤物性試験は、坑道の天盤や側壁にコンクリートを吹付した後に実施するのでしょうか。  | 御理解の通りです。ただし、インバート部を施工する前、すなわち、坑道上・下半部を施工した後に、原位置試験を実施することを想定しています。  |
| 451 | 原位置岩盤物性試験試験位置の岩盤観察と試験箇所の選定 | 108  | 24 | 5 | 4節5 | (1) |    | ③ | e1) | 上半掘削後に目視で判断される緩み領域を除去して一次盤下げ作業を予定しています。底盤の岩盤観察は、この一次盤下げ面（敷）を対象としてよいでしょうか。   | 御理解の通りです。  |
| 452 | 原位置岩盤物性試験平板載荷試験            | 108  | 31 | 5 | 4節5 | (1) |    | ③ | e2) | 載荷板の直径はいくらでしょうか。  | 土木学会の指針（直径60cm）に従うこととします。  |
| 453 | 原位置岩盤物性試験原位置岩盤せん断試験        | 108  | 33 | 5 | 4節5 | (1) |    | ③ | e3) | 原位置岩盤せん断試験は、ロックせん断試験で実施することを基本とし、ロック（試験体）が切り出せない場合にはブロックせん断試験とする計画でよいでしょうか？   | 御理解の通りです。  |
| 454 | 原位置岩盤物性試験原位置岩盤せん断試験        | 108  | 37 | 5 | 4節5 | (1) |    | ③ | e3) | 岩盤せん断試験は、ロックせん断試験か、あるいはブロックせん断試験でよいでしょうか？   | ロックせん断試験で実施することを基本として、供試体が切り出せない場合は、ブロックせん断試験とすることを想定しています。  |
| 455 | 原位置岩盤物性試験試験用資機材の撤去         | 109  | 3  | 5 | 4節5 | (1) |    | ③ | e4) | 原位置岩盤物性試験時（底盤の掘削等）に発生した掘削ズリの処理の方法はいかがでしょうか。   | 坑道掘削で発生するズリと同じ処理の方法とします。   |
| 456 | 調査試験の要求水準                  | 110  | 21 | 5 | 4節5 | (2) |    | ① | e   | 地震計にて計測可能な加速度範囲は±3 G程度で良いでしょうか。   | 御理解の通りです。  |
| 457 | 調査試験の要求水準                  | 110  | 23 | 5 | 4節5 | (2) |    | ① | e   | 「設置する岩盤は均質な堅い岩盤（CH級程度）を基本とする」とあるが、CM-H級とCL-H級のどちらを意味しているのでしょうか？   | 地震計を設置する岩盤は、250m調査坑道、350m周回坑道施工後、切羽観察結果等で最も均質で堅い岩盤を意味しています。  |
| 458 | 調査試験の要求水準                  | 110  | 26 | 5 | 4節5 | (2) |    | ① | e   | 「整備された光ファイバーネットを利用して2箇所の地震計の同期を計り」とあるが、光ファイバーネットを使う他の情報と供用することになりμ秒オーダーの時刻精度が得られない可能性があります。そのため、専用のアナログ伝送ケーブルを敷設することを考えたいが可能でしょうか。  | 【別表5.2】にあるように、光ファイバーネットの回線には余裕があるため、専用の光ファイバーネットを使用することを標準としています。  |
| 459 | 水平坑道掘削影響試験弹性波モグラフィ調査       | 112  | 3  | 5 | 4節5 | (3) |    | ① | e2) | 水平ボーリングに下り傾斜をつけて掘削することは可能でしょうか。ハイドロフォンを使う場合には、受振・発震は孔内水の中である必要があります。  | 当該水平ボーリング孔は既に掘削されています。孔口にパイプを立ち上げる等により孔内に水を満たすことは可能です。   |

| No. | 質問項目                       | 質問箇所 |    |   |     |     |    |     |       | 質問内容   | 回答  |
|-----|----------------------------|------|----|---|-----|-----|----|-----|-------|--|---|
|     |                            | 頁    | 行  | 章 | 1   | (1) | 1) | (1) | 7     |  |   |
| 460 | 水平坑道掘削影響試験<br>弾性波モグラフィ調査   | 112  | 3  | 5 | 4節5 | (3) |    | ①   | e2)   | 最終測定は、坑道壁面に設置する受振点が受振孔到達までか、発振孔到達まで行うのでしょうか。<br>受振孔・発震孔を入れ替えることは可能でしょうか。逆にした方が調査範囲は広がります（16m孔を発震孔にする）。   | 要求水準書、P. 111の「d. 調査試験の実施時期・頻度」をご確認ください。<br>発振孔、受振孔の配置は計画どおりとします。    |
| 461 | 250m水平坑道壁面からのコア採取          | 115  | 12 | 5 | 4節5 | (4) |    | ①   | e4)   | コア採取の数量は、HFSCで6本、それが5ヶ年で合計30本という理解でよろしいでしょうか。  | 御理解のとおりです。  |
| 462 | 250m水平坑道壁面からのコア採取          | 115  | 17 | 5 | 4節5 | (4) |    | ①   | e4)   | 採水装置の製作ですが140m水平坑道壁面に設置した採水装置と同様な機構を持つ物と考えてよろしいでしょうか。  | 御理解のとおりです。  |
| 463 | 250m水平坑道の内空変位測定            | 116  | 3  | 5 | 4節5 | (4) |    | ①   | e8)   | 機械から貸与頂く内空変位測定装置（レーザー変位計）の仕様、メーカー名、取扱い説明を御教示願います。  | No. 414を御参照ください。  |
| 464 | 調査試験の実施時期・頻度<br>ボアホールテレビ観察 | 117  | 5  | 5 | 4節6 | (1) |    | ①   | d     | 円錐孔底ひずみ法や埋設ひずみ法では、測定前のボアホールテレビ観察で観察できない区間が生じるが良いでしょうか？   | 初期地圧測定前に可能な区間は、初期地圧測定前に実施します。困難な区間は初期地圧測定後の実施も可とします。                |
| 465 | 調査試験の実施時期・頻度<br>ボアホールテレビ観察 | 117  | 10 | 5 | 4節6 | (1) |    | ①   | d     | 埋設ひずみ法ではひずみ計測区間の孔径が46mm、オーバーコアリング孔径は218mmとなります。仮に貸与して頂けるボアホールテレビは対応可能でしょうか。  | ボアホールテレビは貸与しません。  |
| 466 | 調査試験の実施時期・頻度<br>ボアホールテレビ観察 | 117  | 10 | 5 | 4節6 | (1) |    | ①   | d     | 測定箇所以外の箇所、特に応力擾乱区間となる浅部の部分での観察は必要でしょうか。  | 要求水準書本文に記載の通りです。  |
| 467 | 調査試験の実施時期・頻度               | 117  | 13 | 5 | 4節6 | (1) |    | ①   | d     | 初期地圧測定は、「ボーリングコア観察、ボアホールテレビ観察終了後に実施することになっています。しかし、円錐孔底法はボーリング孔を掘削しながら実施する測定法なので、ボーリングコア観察とボアホールテレビ観察は円錐孔底法終了後、水压破砕試験開始前におこなうと理解してよいでしょうか。                                       | No. 464を御参照ください。  |
| 468 | ボーリング孔削孔<br>削孔基本仕様         | 117  | 26 | 5 | 4節6 | (1) |    | ①   | e1)c) | 要求水準書ではオールコアが指定されています。しかし、測定に必要なノンコアピットの使用に伴い一部ノンコアとなりますがよろしいでしょうか？  | 御理解の通りです。ただし、初期地圧測定時にオーバーコアにより回収したコアの写真等で補完することとします。                |
| 469 | ボーリング孔削孔<br>削孔基本仕様         | 117  | 26 | 5 | 4節6 | (1) | 1) | ①   | e1)c) | オールコアを指定されていますが、測定に必要なノンコアピットの使用に伴い一部ノンコアとなります。ノンコア区間長は孔底の形状や裂の分布状況により異なります。ノンコア部分については要求水準にある発泡スチロールでの対応で良いでしょうか。   | No. 468を御参照ください。  |
| 470 | ボーリング孔削孔<br>削孔基本仕様         | 117  | 28 | 5 | 4節6 | (1) |    | ①   | e1)c) | 掘削基本仕様において、2地点は20m×3本を標準とし、1地点は20m×1本を標準とするありますが、20m×3本の地点と20m×1本の地点の実施順序について御教示ください   | 実施の順番の指定はありません。   |
| 471 | ボーリング孔削孔<br>削孔基本仕様         | 117  | 28 | 5 | 4節6 | (1) |    | ①   | e1)c) | 掘削基本仕様に「2地点においては、1地点あたり約20m×3本を標準、残り1地点においては、約20m×1本を標準として実施する」と記されていますが、間違いはないでしょうか？  | 間違いはありません。測定箇所は合計3箇所あり、約20m×3本を2箇所で実施、約20m×1本を1箇所で実施することを標準としています。  |
| 472 | ボアホールテレビ観察                 | 118  | 4  | 5 | 4節6 | (1) |    | ①   | e3)   | 「ボアホールテレビの観察は…全ボーリング掘削長の観察…」との記載があります。しかし測定方法の上でどうしても欠測区間が生じるが良いでしょうか？   | No. 464を御参照ください。  |
| 473 | ボアホールテレビ観察                 | 118  | 4  | 5 | 4節6 | (1) |    | ①   | e3)   | 「ボアホールテレビの観察は…全ボーリング掘削長の観察…」としているが、測定方法の上でどうしても欠測区間が生じるが良いでしょうか。   | No. 464を御参照ください。  |
| 474 | 初期地圧測定                     | 118  | 7  | 5 | 4節6 | (1) |    | ①   | e4)   | 初期地圧測定、BTV観察に関して、データロガーの防爆対応は必要でしょうか。  | 事業者において換気を施し非防爆エリアと判断した場合は、不要とします。                                  |
| 475 | 初期地圧測定                     | 118  | 7  | 5 | 4節6 | (1) |    | ①   | e4)   | 複数の応力測定法による測定位置は混在させるのでしょうか。例えば「水压破砕法→円錐孔底ひずみ法→水压破砕法」などでしょうか。  | 水压破砕法は3本のボーリング孔により評価し、この3本のボーリング孔の掘削時を利用して、円錐孔底法を3回実施することを標準としています。 |
| 476 | 初期地圧測定                     | 118  | 9  | 5 | 4節6 | (1) |    | ①   | e4)   | 「初期地圧測定を2地点で実施すること」と記されていますが、水压破砕法、応力解放法それぞれ1地点の合計2地点でしょうか。それともそれぞれ2地点の合計4地点でしょうか？   | No. 475を御参照ください。  |
| 477 | 初期地圧測定                     | 118  | 10 | 5 | 4節6 | (1) |    | ①   | e4)   | 1地点当たり水压破砕法は測定回数6深度／孔（合計18深度）、円錐孔底法は3回（3孔につき）と記されています。質問①にも関係しますが、それぞれ1地点の測定、もしくはそれぞれ2地点の測定いずれの場合にも掘削基本仕様に示された地点数、ボーリング数とも整合しません。  | No. 471を御参照ください。  |
| 478 | 初期地圧測定                     | 118  | 11 | 5 | 4節6 | (1) |    | ①   | e4)   | 「1地点あたり3本掘削したボーリング孔を用いて」水压破砕法を実施する場合、測定精度向上のため3本のボーリング孔のうち2本はほぼ水平、残りの1本はほぼ鉛直に掘削することがおこなわれます。円錐孔底法は水没したボーリング孔への適用が一般的でないことで、3回の円錐孔底法は、ボーリング孔内が冠水していないほぼ水平な2本のボーリング孔でおこなってよいでしょうか。 | 御理解の通りです。   |
| 479 | 岩石コア試験                     | 118  | 16 | 5 | 4節6 | (1) |    | ①   | e5)   | 試料サイズは径60mm（Φ76mm普通工法で削孔した時のコア径）で良いでしょうか？  | No. 445を御参照ください。  |
| 480 | 岩石コア試験                     | 118  | 16 | 5 | 4節6 | (1) |    | ①   | e5)   | 一軸圧縮試験ではヤング率およびボアソン比の測定が必要でしょうか。   | 御理解の通りです。   |
| 481 | 初期値圧測定結果の整理                | 118  | 20 | 5 | 4節6 | (1) |    | ①   | e6)   | 「測定結果の整理では、250m坑道…」となっているが「350m坑道」の間違いではないでしょうか？   | 「350m坑道」と修正します。   |
| 482 | 初期値圧測定結果の整理                | 118  | 20 | 5 | 4節6 | (1) |    | ①   | e6)   | 「測定結果の整理では、250m坑道…」となっているが「350m坑道」の間違いではないでしょうか。   | No. 481を御参照ください。  |
| 483 | 原位置岩盤物性試験<br>調査試験場所        | 119  | 31 | 5 | 4節6 | (1) |    | ②   | c     | 【別図5.4】350m坑道平面図③の寸法はいくらでしょうか。   | 350m坑道平面図③の寸法は、設計図面のうち、第97号図、第102号図、第108号図を御参照ください。                 |
| 484 | 原位置岩盤物性試験<br>調査試験の実施時期・頻度  | 119  | 33 | 5 | 4節6 | (1) |    | ②   | d     | 原位置岩盤物性試験は、坑道の天盤や側壁にコンクリートを吹付した後に実施するのでしょうか。   | No. 450を御参照ください。  |
| 485 | 原位置岩盤物性試験<br>平板載荷試験        | 120  | 10 | 5 | 4節6 | (1) |    | ②   | e2)   | 載荷板の直径はいくらでしょうか。   | No. 452を御参照ください。  |
| 486 | 原位置岩盤物性試験<br>原位置岩盤せん断試験    | 120  | 15 | 5 | 4節6 | (1) |    | ②   | e3)   | 原位置岩盤せん断試験は、ロックせん断試験で実施することを基本とし、ロック（試験体）が切り出せない場合にはブロックせん断試験とする計画でよいでしょうか？  | No. 453を御参照ください。  |
| 487 | 原位置岩盤物性試験<br>原位置岩盤せん断試験    | 120  | 16 | 5 | 4節6 | (1) |    | ②   | e3)   | 岩盤せん断試験は、ロックせん断試験か、あるいはブロックせん断試験でよいでしょうか。  | No. 454を御参照ください。  |
| 488 | 原位置岩盤物性試験<br>試験用資機材の撤去     | 120  | 22 | 5 | 4節6 | (1) |    | ②   | e4)   | 原位置岩盤物性試験時（底盤の掘削等）に発生した掘削削りの処理の方法はいかがでしょうか。  | No. 455を御参照ください。  |
| 489 | 地震計の設置<br>調査試験場所           | 121  | 29 | 5 | 4節6 | (2) |    | ①   | c     | 地震計の設置が坑道床面であるのか？ボーリング孔内であるのかを御教示ください。   | ボーリング孔内に設置することとします。   |

| No. | 質問項目                       | 質問箇所 |    |   |     |     |    |     |      | 質問内容  | 回答   |                  |
|-----|----------------------------|------|----|---|-----|-----|----|-----|------|---|--|------------------|
|     |                            | 頁    | 行  | 章 | 1   | (1) | 1) | (1) | 7    |   |  |                  |
| 490 | 地震計の設置<br>調査試験場所           | 121  | 29 | 5 | 4節6 | (2) |    | ①   | c    | ボーリング孔内に設置する場合、ボーリング孔掘削は研究支援事業範囲外と考えてよろしいでしょうか？   | ボーリング孔の掘削は、地震計設置の中に含まれます。研究支援事業範囲内です。  |                  |
| 491 | 地震計の設置<br>調査試験の要求水準        | 122  | 4  | 5 | 4節6 | (2) |    | ①   | e    | 地震計にて計測可能な加速度範囲は±3 G程度で良いでしょうか？   | No. 456を御参照ください。   |                  |
| 492 | 水平坑道掘削影響試験<br>ボーリング孔掘削     | 125  | 33 | 5 | 4節6 | (3) |    | ①   | e1)  | 弾性波トモグラフィ調査用及び比抵抗トモグラフィ調査用のボーリング孔は各々4本（23m×2, 20m×2）を標準とするとの記載がありますが、別表5.1では、各々31m×2, 33m×2, 20m×4と記載されています。何が正しいのでしょうか？  | 弾性波トモグラフィ調査用及び比抵抗トモグラフィ調査用のボーリング孔は各々4本（23m×2, 20m×2）を標準とします。別表5.1を修正します。   |                  |
| 493 | 水平坑道掘削影響試験<br>ボーリング孔掘削     | 125  | 33 | 5 | 4節6 | (3) |    | ①   | e1)  | 水平坑道掘削影響試験以外の受振器は精度向上のためにハイドロフォンを予定しています。その場合は、孔内に水が必要であるため、測定に使用するボーリング孔は下り傾斜の孔が必要になります。<br>比抵抗測定の場合も、電極を固定しない場合は同様に下り傾斜孔が必要です。ご見解をお示し下さい。   | ボーリング孔口にバッカーを設置する等により、孔内に水を満たすことは可能と考えます。  |                  |
| 494 | 水平坑道掘削影響試験<br>弾性波トモグラフィ    | 126  | 3  | 5 | 4節6 | (3) |    | ①   | e4)  | 比抵抗トモグラフィ用のボーリング孔との離間距離はどの位でしょうか？<br>掘削の進捗に伴い一回毎の測定が予定されています。その場合、受振器を固定する必要がありますが、ボアホールテレビ観察も計画されています。ボアホールテレビ観察用別孔ボーリングを準備することは可能でしょうか？   | 要求水準書を満足する限りにおいて、ボーリング孔の設置は任意です。   |                  |
| 495 | 検層                         | 126  | 19 | 5 | 4節6 | (3) |    | ①   | e    | 検層の種目によっては水平から上向きでの孔では実施不能な種目が実施項目に挙げられております。これらは実施しないものとして計画してよろしいでしょうか？   | ボーリング孔口にバッカーを設置する等により、孔内に水を満たすことは可能と考えます。  |                  |
| 496 | 水平坑道掘削影響試験<br>比抵抗トモグラフィ    | 127  | 12 | 5 | 4節6 | (3) |    | ①   | e    | e5)   | 半年毎に12回計測するので設置条件が変化しないように電極を埋設したい。その場合、ボアホールテレビ観察用別孔ボーリング孔を準備することは可能でしょうか？  | No. 494を御参照ください。 |
| 497 | 透水試験装置の製作・設置、試験の実施、水理特性の算出 | 128  | 27 | 5 | 4節6 | (3) |    | ①   | e8)  | 試験区間の設定深度、隣接する試験区間の離隔等が指定されていませんが、方針を示していただけますでしょうか？  | 試験区間の深度は要求水準書に記載のとおりボーリングコア観察の結果などに基づき決定します。隣接する試験区間の離隔もこれに従いますが、坑道近傍においては離隔距離を小さくする方針です。  |                  |
| 498 | 透水試験装置の製作・設置、試験の実施、水理特性の算出 | 128  | 27 | 5 | 4節6 | (3) |    | ①   | e8)  | 同サイトの地層からはガスが湧出することから、孔内部装置設置後坑区内にガスが流入することが想定されます。区間にガスが存在しての水理試験は試験や解釈結果に大きな影響を及ぼすと考えられます。そのため区間内を出来るだけ水の状態で試験する必要性があるため、ガスを極力排除できる機構を孔間水理試験装置に組み込む等対策の必要性が考えられます。そのような機構を付加することは可能でしょうか？                                     | ここでは単孔式透水試験装置に関わる要求水準を記しております。要求水準書に記載のとおり溶存ガスを含む地下水が存在する堆積岩を対象としているので、単孔式透水試験装置の製作にあたってはご提案のような機構は有効であると考えます。                   |                  |
| 499 | 透水試験装置の製作・設置、試験の実施、水理特性の算出 | 128  | 27 | 5 | 4節6 | (3) |    | ①   | e8)  | ガスは孔内部装置設置後の間隙水圧の回復時に孔内へ流入するため、平衡間隙水圧に至るまでは孔区内にガスが流入することが考えられます。そのため平衡間隙水圧にいたるまではガスの排除を優先し水理試験に移行しなくともよろしいでしょうか？間隙水圧の時間当たりの変動が1cm/hour程度に安定するまで週間以上かかる場合も想定されるため、その程度の期間は必要になると考えます。また掘削工程を優先するなどがある場合は協議し試験を実施すると考えてよろしいでしょうか？ | 要求水準書を満たすデータを取得する限りにおいては御理解のとおりです。   |                  |
| 500 | 透水試験装置の製作・設置、試験の実施、水理特性の算出 | 128  | 31 | 5 | 4節6 | (3) |    | ①   | e8)  | 最小区間長・調整幅0.2m程度と記載されています。これは、最小区間長および調整幅とともに0.2mと考えて良いでしょうか？  | 御理解のとおりです。最小区間長と区間長の調整幅の単位がともに0.2m程度とお考えください。  |                  |
| 501 | 透水試験装置の製作・設置、試験の実施、水理特性の算出 | 128  | 31 | 5 | 4節6 | (3) |    | ①   | e8)  | 最小区間長・調整幅0.2m程度と記載されていますが、最小区間長、調整幅0.2mと考えて良いでしょうか？   | No. 500を御参照ください。   |                  |
| 502 | 透水試験装置の製作・設置、試験の実施、水理特性の算出 | 128  | 35 | 5 | 4節6 | (3) |    | ①   | e8)  | 溶存ガスを含む地下水で水理試験を実施するには複数回の気化ガスの排出が必要と考えられ、特に斜め上方方向の試験孔の試験は通常の試験装置では困難が伴うと考えますが、どのような対処方法をお考えでしょうか？  | 斜め上方方向の試験孔は試験坑道上部岩盤を試験対象として掘削するのですが、試験孔の向きや角度を工夫する、効率的なガス排出を行う機能を試験装置に設ける。例えば注水により脱ガスを抑制する、装置設置から試験開始までに十分な時間をかけるなどの対処方法が考えられます。 |                  |
| 503 | 透水試験装置の製作・設置、試験の実施、水理特性の算出 | 128  | 38 | 5 | 4節6 | (3) |    | ①   | e8)  | 「掘削中に各計測区間において透水試験を実施する」とあります。これは、掘削中に1回の透水試験を実施するとの理解でよいでしょうか？   | 御理解のとおりです。   |                  |
| 504 | 透水試験装置の製作・設置、試験の実施、水理特性の算出 | 128  | 38 | 5 | 4節6 | (3) |    | ①   | e8)  | 「掘削中に各計測区間において透水試験を実施する」とありますが、掘削中1回の透水試験で構わないでしょうか。それとも掘削数m/1回などの指標があるのでしょうか？  | No. 503を御参照ください。   |                  |
| 505 | 透水試験装置の製作・設置、試験の実施、水理特性の算出 | 129  | 5  | 5 | 4節6 | (3) |    | ①   | e8)  | 透水試験実施期間以外の観測データを研究支援用計測システムにより機構研究管理棟に転送することもありますが、本透水試験装置に転送用システムを含むと考えて良いでしょうか？  | 研究支援用計測システムに観測データを取り込むことができるようにしてください。   |                  |
| 506 | 透水試験装置の製作・設置、試験の実施、水理特性の算出 | 129  | 6  | 5 | 4節6 | (3) |    | ①   | e8)  | 「機器のメンテナンス及び定期的な検定を行うこと」とありますが、機器の保証期間以降の故障などに伴う修理に関しては、精算の対象と考えてもよろしいでしょうか？  | 要求水準書を満足するデータを取得するため必要なメンテナンス・検定を行ってください。データ取得に付随する作業は精算の対象とはなりません。  |                  |
| 507 | 透水試験装置の製作・設置、試験の実施、水理特性の算出 | 129  | 8  | 5 | 4節6 | (3) |    | ①   | e8)  | 「機器のメンテナンス及び定期的な検定を行うこと」とあります。本事業では長期間の計測を行うことから、計測機器・試験機械メーカーの保証期間を超過した機器の運用を行うことが想定されます。メーカーの保証期間を超過した後の機器の故障については清算の対象となるとの理解でよいでしょうか？   | No. 506を御参照ください。   |                  |
| 508 | 透水試験装置の製作・設置、試験の実施、水理特性の算出 | 129  | 12 | 5 | 4節6 | (3) |    | ①   | e8)  | 水理特性の算出は、解析の対象となる試験データにガスの影響が含まれていないことが前提となりますがよろしいですか？   | 御理解のとおりです。   |                  |
| 509 | 間隙水圧計測装置の製作・設置、計測          | 129  | 21 | 5 | 4節6 | (3) |    | ①   | e9)  | 最小区間長・調整幅1.0m程度ですが、区間長の変化ピッチと考えて良いでしょうか？  | 御理解のとおりです。最小区間長と区間長の調整幅の単位がともに1m程度とお考えください。  |                  |
| 510 | 間隙水圧計測装置の製作・設置、計測          | 129  | 24 | 5 | 4節6 | (3) |    | ①   | e9)  | 間隙水圧観測データを研究支援用計測システムにより構造研究管理棟に転送することありますが、本間隙水圧計測装置に転送用システムを含むと考えて良いでしょうか？  | No. 505を御参照ください。   |                  |
| 511 | 間隙水圧計測装置の製作・設置、計測          | 129  | 24 | 5 | 4節6 | (3) |    | ①   | e9)  | 「機器のメンテナンス及び定期的な検定を行うこと」とありますが、機器の保証期間以降の故障などに伴う修理に関しては、精算の対象と考えてもよろしいでしょうか？  | No. 506を御参照ください。   |                  |
| 512 | 水分量計測装置の製作・設置              | 129  | 35 | 5 | 4節6 | (3) |    | ①   | e10) | E-E断面図で、水分量計測用の試験孔が鉛直上方向に計画されているようですが、上向き鉛直孔を使用した場合、既存の技術では精度の高い計測を行うことが困難であるため、精度の高いデータを取得することを目的に、ボーリング方向を協議の上で変更することは可能でしょうか？  | 本計測は、試験坑道の上部岩盤の水分量を坑道埋め戻し前から埋め戻し今まで継続して計測することを目的しております。この目的を達成する限りにおいて、状況に応じてボーリング方向を変更することは可能です。                                |                  |
| 513 | 水分量計測装置の製作・設置              | 129  | 35 | 5 | 4節6 | (3) |    | ①   | e10) | 別図5-7のE-E断面図で、試験孔が鉛直上方向に計画されているようですが、空隙充填材で孔底が充填されてしまう、計測誤差が大きくなる可能性があるので、計測誤差を考慮した結果の利用を行なうか、計測器の設置方向の再検討で対処と考えて良いでしょうか？   | No. 512を御参照ください。   |                  |

| No. | 質問項目                    | 質問箇所 |    |   |     |     |    |     |       | 質問内容   | 回答   |
|-----|-------------------------|------|----|---|-----|-----|----|-----|-------|--|--|
|     |                         | 頁    | 行  | 章 | 1   | (1) | 1) | (1) | 7     |  |  |
| 514 | 水分量計測装置の製作・設置           | 130  | 7  | 5 | 4節6 | (3) |    | ①   | e10)  | 水分量計測データを研究支援用計測システムにより機構研究管理棟に転送することありますが、本間隙水圧計測装置に転送用システムを含むと考えて良いでしょうか。  | No. 505を御参照ください。   |
| 515 | 水分量計測装置の製作・設置           | 130  | 9  | 5 | 4節6 | (3) |    | ①   | e10)  | 「機器のメンテナンス及び定期的な検定を行うこと」とあります。本事業では長期間計測を行うことから、計測機器・試験機械メーカーの保証期間を超過した機器の運用を行うことが想定されます。メーカーの保証期間を超過した後の機器の故障については清算の対象となるとの理解でよいでしょうか?   | No. 506を御参照ください。   |
| 516 | 水圧・水質モニタリング装置の製作・設置、計測  | 130  | 21 | 5 | 4節6 | (3) |    | ①   | e11)  | 「地下水の物理化学パラメータと地下水圧の同時観測が可能な構造」とあります。物理化学パラメータに関して、全区間で同時に観測するのではなく、任意の1区間に切り替えて地下水圧と同時に観測が可能な構造と解釈してもよろしいでしょうか。   | 御理解のとおりで結構です。  |
| 517 | 水圧・水質モニタリング装置の製作・設置、計測  | 130  | 23 | 5 | 4節6 | (3) |    | ①   | e11)  | 観測区間の地下水を坑道に設置した連続観測部に循環し地下水の物理化学パラメータを観測するありますが、この仕様はすでに物理化学検出器が計測区間数必要と考えられますか、間違いないでしょうか。   | 1つの物理化学検出器に、異なる計測区間の地下水を切り替えて流す方式を採用することも可能です。No. 516を御参照ください。                             |
| 518 | 水圧・水質モニタリング装置の製作・設置、計測  | 130  | 26 | 5 | 4節6 | (3) |    | ①   | e11)  | 60m孔に設置する装置1式は透水試験実施可能な仕様とありますが連続注水機能、流量計測機能が必要でしょうか。  | R) 「透水試験装置の製作・設置、試験の実施、水理特性の算出」(要求水準書p128)に記載と同等の透水試験が実施可能な仕様としてください。                      |
| 519 | 水圧・水質モニタリング装置の製作・設置、計測  | 130  | 36 | 5 | 4節6 | (3) |    | ①   | e11)  | 水理特性の算出は、解析の対象となる試験データにガスの影響が含まれていないことが前提となりますかよろしいですか。  | No. 508を御参照ください。   |
| 520 | 水圧・水質モニタリング装置の製作・設置、計測  | 130  | 37 | 5 | 4節6 | (3) |    | ①   | e11)  | 「15m孔3本は、観測装置設置後、埋め戻しにより閉塞されることから坑道付近にデータ表示部を設置し（後略）」とありますが、これは【別図5.6】において試験坑道のプラグより奥の部分が埋め戻されるため、データ表示部あるいは連続観測・データ記録部をプラグよりも手前側に設置する必要があるという意味でしょうか。   | 御理解のとおりです。   |
| 521 | 水圧・水質モニタリング装置の製作・設置、計測  | 131  | 1  | 5 | 4節6 | (3) |    | ①   | e11)  | 水圧・水質モニタリング装置の観測データを研究支援用計測システムにより機構研究管理棟に転送することありますが、本間隙水圧計測装置の連続観測・データ記録部3式に転送用システム1式を含むと考えて良いでしょうか。   | No. 505を御参照ください。   |
| 522 | 水圧・水質モニタリング装置の製作・設置、計測  | 131  | 1  | 5 | 4節6 | (3) |    | ①   | e11)  | 「機器のメンテナンス及び定期的な検定を行うこと」とありますが、機器の保証期間以降の故障などに伴う修理に關しては、精算の対象と考えてもよろしいでしょうか。   | No. 506を御参照ください。   |
| 523 | 水圧・水質モニタリング装置の製作・設置、計測  | 131  | 3  | 5 | 4節6 | (3) |    | ①   | e11)  | 「機器のメンテナンス及び定期的な検定を行うこと」とあります。本事業では長期間計測を行うことから、計測機器・試験機械メーカーの保証期間を超過した機器の運用を行うことが想定されます。メーカーの保証期間を超過した後の機器の故障については清算の対象となるとの理解でよいでしょうか?   | No. 506を御参照ください。   |
| 524 | 水位計測                    | 135  | 35 | 5 | 4節6 | (3) |    | ②   | e6)   | 『ボーリング孔の水位を、水位計を用いて計測する』とありますが、350m坑道付近の立坑におけるボーリング孔の地下水は、既往の試験調査(HD-E-3孔とHD-B-6孔等)結果から被圧地下水であることが判明しており、水位計を使用した地下水位計測は不可能だと判断されます。そのような環境での水位計を使用した地下水位計測はどのように実施すればよろしいのでしょうか。ご教示願います。      | 立坑掘削時に伴い水位が低下することが考えられますので、その状況を立坑掘削時に計測することになります。   |
| 525 | 間隙水圧観測装置の製作             | 138  | 3  | 5 | 4節6 | (3) |    | ③   | e3)   | 観測データを研究支援用計測システムにより機構研究管理棟に転送することありますが、本間隙水圧計測装置に原位置計測部・記録部と共に転送用システムを含むと考えて良いでしょうか。  | No. 505を御参照ください。   |
| 526 | ボーリング孔の削孔               | 141  | 6  | 5 | 4節6 | (4) |    | ①   | e1)   | ボーリング孔(10m)を1本削削との記載がありますが、別表5.1では、10.5m×1本との記載がございます。どちらが正しいでしょうか。  | ボーリング長は10mとします。別表5.1を修正します。  |
| 527 | 岩盤内変位計の製作・設置            | 141  | 20 | 5 | 4節6 | (4) |    | ①   | e4)   | 岩盤内変位計の設置位置(350m坑道)や岩盤強度などを考えると、孔壁破壊などに破壊現象の発生が推測され、岩盤内変位計を設置するボーリング孔としては、より小径のものが望ましいと考えます。ボーリング孔径としては、φ66mm程度でよろしいでしょうか。   | 変位計を設置できる範囲で、なるべく小口径としてください。   |
| 528 | 岩盤内変位計の製作・設置            | 141  | 21 | 5 | 4節6 | (4) |    | ①   | e4)   | アンカー設置位置が、5cm, 10cm, 20cm, ..., 100cm, 500cmを基本とし、最終的な計測間隔は機構と協議の上、設定することありますが、既存の岩盤内変位計では5cm~10cm間隔でアンカーを設置することは困難です。例えば、最小間隔を15cmとし、孔口近傍を5cm, 20cm, 35cm, ..., 95cm, 110cmなどに変更することは可能でしょうか? | テストピット周囲の変形は細かく計測する必要があると考えていますので、【別図5.11】の岩盤内変位計のアンカー配置イメージに示すような工夫により、基本通りのアンカー間隔として下さい。 |
| 529 | 岩盤内変位計の製作・設置            | 141  | 21 | 5 | 4節6 | (4) |    | ①   | e4)   | 岩盤内変位計の頭部(坑道壁面側)は、孔口アンカーや設置位置や変位計の取扱いの関係で、掘削素掘り面から30cm程度突き出ることが考えられます。このため頭部は、試験坑道の吹付けコンクリートの巻厚から突き出ることが考えられますか、問題はないでしょうか?  | 問題ありませんが、破損防止、災害防止の観点から突出部の安全対策を実施する必要があります。   |
| 530 | 岩盤内変位計の製作・設置            | 141  | 21 | 5 | 4節6 | (4) |    | ①   | e4)   | 10段(10個)の変位計の必要測定レンジ(範囲)は±5mmで良いですか。   | 御理解の通りです。  |
| 531 | 岩盤内変位計の製作・設置            | 141  | 21 | 5 | 4節6 | (4) |    | ①   | e4)   | アンカー設置位置が、5cm, 10cm, 20cm, ..., 100cm, 500cmを基本とし、最終的な計測間隔は機構と協議の上、設定することありますが、既存の岩盤内変位計では5cm~10cm間隔でアンカーを設置することは困難です。例えば、最小間隔を15cmとし、孔口近傍を5cm, 20cm, 35cm, ..., 95cm, 110cmなどに変更することは可能でしょうか? | No. 528を参考願います。  |
| 532 | 岩盤内変位計の製作・設置            | 141  | 21 | 5 | 4節6 | (4) |    | ①   | e4)   | アンカー設置位置、試験孔の孔壁より、5cm, 10cmとありますが、これは試験坑道の掘削素掘り面(岩盤面)より、5cm, ...との理解でよろしいでしょうか。  | 御理解の通りです。  |
| 533 | 岩盤内変位計の製作・設置            | 141  | 21 | 5 | 4節6 | (4) |    | ①   | e4)   | 岩盤変位計の設置のタイミングは掘削直後あるいは吹付けコンクリート終了後どちらでしょうか。   | テストピットの掘削前までに設置、計測を開始して下さい。  |
| 534 | テストピットの形状設定             | 141  | 36 | 5 | 4節6 | (4) |    | ①   | e5)   | テストピットの形状設定では、無支保で掘削可能な最大の直径、深さとなるように形状を設定することとありますが、直径と深さのどちらを優先させて最大とするのでしょうか?   | 直径、深さのバランスが重要となります。5) テストピットの形状設定における検討結果から、直径と深さのバランスについて最終決定することとします。                    |
| 535 | 低アルカリ性セメント系材料の施工・影響評価試験 | 143  | 9  | 5 | 4節6 | (4) |    | ②   |       | 350m坑道での低アルカリ性セメントの施工影響評価試験では、OPCとHFSCとの比較検討は実施しないことでよいでしょうか。  | 御理解のとおりです。<br>350m坑道での試験はHFSCのみを対象としています。  |
| 536 | 坑道堀削への施工性実証             | 144  | 1  | 5 | 4節6 | (4) |    | ②   | d1)   | 350m坑道における吹付けおよび覆工コンクリート及び周辺岩盤の化学分析の試験頻度は5回でしょうか、1回の試験における試験ケースは、吹付けコンクリート施工箇所と覆工コンクリート施工箇所の2箇所、2ケースでしょうか。   | 吹付けコンクリート部分で5回、覆工コンクリート部分で5回です。<br>1回の試験にはコンクリートおよび周辺岩盤の分析を含みます                            |
| 537 | 採水装置の製作・設置              | 146  | 2  | 5 | 4節6 | (4) |    | ②   | e1)f) | 採水装置の製作ですが140m水平坑道壁面に設置した採水装置と同様な機構を持つ物と考えてよろしいでしょうか。  | No. 462を御参照ください。   |
| 538 | 350m水平坑道の内空変位測定         | 146  | 20 | 5 | 4節6 | (4) |    | ②   | e1)i) | 機器から貯水頂く内空変位測定装置(レーザー変位計)の仕様、メーカー名を御教示願います。  | No. 414を御参照ください。   |
| 539 | 確認孔の堀削                  | 147  | 3  | 5 | 4節6 | (4) |    | ②   | e2)b) | c) 「確認孔での固着性(透水性)の確認」が適切に実施できる孔径であれば、特に指定はありません。   | c) 「確認孔での固着性(透水性)の確認」が適切に実施できる孔径であれば、特に指定はありません。   |

| No. | 質問項目                   | 質問箇所 |    |   |     |     |    |   | 質問内容 | 回答  |  |
|-----|------------------------|------|----|---|-----|-----|----|---|------|---|--|
|     |                        | 頁    | 行  | 章 | 1   | (1) | 1) | ① | 7    |   |  |
| 540 | 確認孔の掘削                 | 147  | 3  | 5 | 4節6 | (4) |    | ② | e2)b | 確認孔の孔径の指定はありますか? (「確認工での固着性(透水性)の確認」の装置製作に関わります)。   | No. 539を御参照ください。   |
| 541 | 確認孔での固着性(透水性)の確認       | 147  | 8  | 5 | 4節6 | (4) |    | ② | e2)c | 透水性を確認するための試験方法について、指定はありますか。   | 改良前後の透水性の比較が可能であれば特に指定はありません。  |
| 542 | 採水装置の製作・設置設置           | 147  | 13 | 5 | 4節6 | (4) |    | ② | e2)d | 湧水量が極端に少ない場合に予備排水ができる、下記e)の分析ができない可能性がありますが(特に孔口付近)、ボーリング掘削後に機構殿と協議することで仕様を変更することは可能でしょうか。  | 設定した採水区間での湧水が少なく、採水が困難な場合などには、協議のうえ分析の数量や頻度などを見直す場合があります。  |
| 543 | 緩衝材の施工面製作・設置仕様         | 149  | 11 | 5 | 4節6 | (4) |    | ③ | e1)  | オーバーパック上面から試験孔蓋までは空間ということでよろしいでしょうか?  | 【別図5.12】に示しますように、オーバーパックと緩衝材の長さ(120cm)が同じなので、オーバーパックおよび緩衝材の上端面が蓋の下面と接触することになります。                         |
| 544 | 緩衝材の施工面製作・設置仕様         | 149  | 11 | 5 | 4節6 | (4) |    | ③ | e1)  | 仕様書内では、オーバーパックの側面のみ緩衝材を施工するよう記載されておりますが、オーバーパック上下面については不要ということでおろしいでしょうか?   | 【別図5.12】に示しますように、オーバーパックと緩衝材の長さ(120cm)が同じとなります。  |
| 545 | 緩衝材の施工面製作・設置仕様         | 149  | 11 | 5 | 4節6 | (4) |    | ③ | e1)  | 測定機器の電極等はオーバーパック側面に3深度に設置することとなっておりますが各深度につき2点測定するということでよろしいでしょうか?  | 【別図5.12】に示しますように、各深度につき、設置個数が6個の物は2点、12個の物は4点となります。  |
| 546 | 緩衝材の施工面製作・設置仕様         | 149  | 11 | 5 | 4節6 | (4) |    | ③ | e1)  | オーバーパックと緩衝材の間等、隙間に對してペントナイトの充填等の措置は講じるのでしょうか?   | オーバーパックと緩衝材の隙間は処置の必要はありません。  |
| 547 | 緩衝材の施工面製作・設置仕様         | 149  | 13 | 5 | 4節6 | (4) |    | ③ | e1)  | 緩衝材の乾燥密度1.64Mg/m <sup>3</sup> と指定されています。しかし、製作誤差、製作後の時間経過に伴う寸法変化により、乾燥密度が変化することが想定されます。そのため、乾燥密度の合格範囲として“1.6Mg/m <sup>3</sup> 以上とする”のように下限値管理を行うことは可能でしょうか?   | 可能としますが、品質のデータシートの提出をお願いします。   |
| 548 | 注水装置の製作・設置             | 149  | 24 | 5 | 4節6 | (4) |    | ③ | e2)  | 緩衝材の飽和開始から解体サンプリングまでの連続運転が可能な耐久性を具備することと記載ありますが、解体サンプリングまで注水が可能という意味でしょうか?  | 連続運転による注水が可能であるということです。  |
| 549 | オーバーパックの製作・設置          | 149  | 34 | 5 | 4節6 | (4) |    | ③ | e3)  | 地下の環境(湿度)条件を教示下さい。  | 湿度100%を想定して下さい。  |
| 550 | オーバーパックの製作・設置          | 149  | 35 | 5 | 4節6 | (4) |    | ③ | e3)  | オーバーパックの外径1.00mmとなつておりますが、肉厚等を考慮するとヒーターを取り付けることが困難と考えられます。外径を大きくすることは可能でしょうか?   | オーバーパックの直径を変更することは可能ですが、緩衝材の厚さは9cmとします。これに伴い、試験孔の直径も変更になります。オーバーパックの直径を変更することによる他への影響を全て考慮した変更としてください。   |
| 551 | オーバーパックの製作・設置          | 150  | 1  | 5 | 4節6 | (4) |    | ③ | e3)  | オーバーパックに具備する加熱装置ですが、表面全体の温度が均質となる構造とすることと記載ありますが、どの範囲(±5°C等)で均質であるとすればよいでしょうか?  | 最高温度100度、制御温度は±1度未満を標準とします。  |
| 552 | 解体調査                   | 150  | 27 | 5 | 4節6 | (4) |    | ③ | e7)  | 「オーバーパックは10cm角のブロックに分割すること。」は、φ10cm×H120cmのオーバーパックを長さ方向に12等分することでおろしいでしょうか。   | ここでいうブロックは区画という意味です。表面積として10cm角の区画に分割します。  |
| 553 | ボーリング孔の削孔              | 152  | 24 | 5 | 4節6 | (4) |    | ④ | e1)  | 『試験孔の周囲の4箇所に傾斜計用のケーシングを設置するため、4本のボーリング孔を試験孔の掘削前に掘削する。傾斜計の計測有効長さが6.35m(中略)とする。』と記載がございます。また、『最終的なボーリング孔の長さ・配置は、機構との協議のうえ、設定する。』とあります。すなわちボーリング孔が具体的に設定されておりませんので具体的なボーリング孔長をご指定ください。   | ボーリング孔の長さは、選定した傾斜計で計測有効長さが6.35mとなる長さとすることします。  |
| 554 | ボーリング孔の削孔              | 152  | 35 | 5 | 4節6 | (4) |    | ④ | e1)  | 水準書に「湧水が観測された場合」との記載があります。この場合の湧水の定義(何m <sup>3</sup> /minを湧水とみなす、など)をご教示願います。   | 緩衝材の定置に支障がある程度の湧水を意味します。   |
| 555 | ボーリング孔の削孔              | 153  | 38 | 5 | 4節6 | (4) |    | ④ | e1)  | グラウト注入に関する参考箇所として「第5章4節6.(4)(2)(ロ)グラウト施工性実証」との記載がありますが、「第5章4節6.(4)(2)e.2)グラウト施工性実証」部分をさすとの理解でおろしいでしょうか?   | 御理解の通りです。  |
| 556 | 緩衝材ブロックの製作             | 153  | 20 | 5 | 4節6 | (4) |    | ④ | e3)  | 緩衝材の乾燥密度1.62Mg/m <sup>3</sup> と指定されています。しかし、製作誤差、製作後の時間経過に伴う寸法変化により、乾燥密度が変化することが想定されます。そのため、乾燥密度の合格範囲として“1.6Mg/m <sup>3</sup> 以上とする”のように下限値管理を行うことは可能でしょうか?   | No. 547を御参照ください。   |
| 557 | 模擬オーバーパックの製作           | 153  | 33 | 5 | 4節6 | (4) |    | ④ | e4)  | 熱源の加熱用ヒーターの最高設定温度と制御温度はどの程度を見込めばよいでしょうか?  | 最高温度100度、制御温度は±2.5度未満を標準とします。  |
| 558 | 緩衝材ブロックおよび模擬オーバーパックの設置 | 155  | 1  | 5 | 4節6 | (4) |    | ④ | e7)  | 「1つの緩衝材ブロックを定位できる真空把持装置(地層処分実規模設備整備事業における工芸技術に関する研究; 平成20年度成果報告書(共同研究)参照)を使用することを標準とする」とありますが、防爆仕様になつているものを貸与いただけるという理解でおろしいでしょうか。  | 真空ポンプにより把持装置の把持部に関しては、防爆対象外です。   |
| 559 | 緩衝材ブロックおよび模擬オーバーパックの設置 | 155  | 5  | 5 | 4節6 | (4) |    | ① | e7)  | 扇型ブロックと円形ブロックの間の隙間(2cmと想定される)は、何も充填しなくてよろしいのでしょうか。  | 扇型ブロックと円形ブロックの間の隙間は充填します。充填材料は、要求水準書の「緩衝材ブロックおよび模擬オーバーパックの設置」で示すように、充填乾燥密度は1.0Mg/m <sup>3</sup> を標準とします。 |
| 560 | 緩衝材ブロックおよび模擬オーバーパックの設置 | 155  | 9  | 5 | 4節6 | (4) |    | ④ | e7)  | 模擬オーバーパックの設置が終了した時点で、模擬オーバーパック上部に位置する緩衝材ブロックを設置するたとありますが、オーバーパック周辺の扇型緩衝材ブロックは、0.35m×12段で4.2mとなります。一方、オーバーパック上部に位置する緩衝材ブロックは、オーバーパックの高さが1.73mであることから、0.35m×7段+1.73m=4.18mとなり、オーバーパック周辺の扇型緩衝材ブロックとの間に2cmの高差が生じると考えられます。高差を解消するため、クニゲルV1とケイ砂の混合土を充填する対応はよいでしょうか? | 御理解の通りです。要求水準書の「緩衝材ブロックおよび模擬オーバーパックの設置」で示すように、充填する材料については、乾燥密度1.0Mg/m <sup>3</sup> とを標準とします。             |
| 561 | 緩衝材ブロックおよび模擬オーバーパックの設置 | 155  | 27 | 5 | 4節6 | (4) |    | ④ | e7)  | サイクロメーターおよび湿度計の要求水準として、具体的なメーカー名・型番が挙げられ、その相当品を設置することが記載されています。具体的に型番が示されている機器は、p. 96に示された計測機器類の稼動実績(5年程度)をすでに満たしているものであると理解してよいでしょうか?  | サイクロメーターおよび湿度計については、御理解の通りです。  |
| 562 | 緩衝材ブロックおよび模擬オーバーパックの設置 | 155  | 38 | 5 | 4節6 | (4) |    | ④ | e7)  | 比抵抗トモグラフィの電極ビンを「支保工表面に11cm間隔で設置する」との記載があります。一方、p. 154-p. 155の文面からは、緩衝材ブロック・模擬オーバーパックを設置する際に仮設支保であるライナーブレートを取り外して裸孔とした状態で人工アピアを設置することが読み取れます。したがって、比抵抗トモグラフィの電極ビンは支保工ではなく、裸孔の孔壁もしくは、緩衝材ブロックの表面に取り付ける必要があると思いますが、この理解でおろしいでしょうか?                                | 御理解の通りです。  |
| 563 | 坑道の埋め戻し                | 156  | 13 | 5 | 4節6 | (4) |    | ④ | e8)  | 坑道埋め戻し材を施工するにあたって、事前にペントナイトと幌延掘削アリを用いた試験を行い、最適合水比を求めることが要求されております。その事前試験の結果から最適合水比に対応する最大乾燥密度が決定されます。実際に施工する埋め戻し材の乾燥密度は事前試験結果を勘案して決定することは可能でしょうか?   | 可能とします。  |
| 564 | 坑道の埋め戻し                | 156  | 18 | 5 | 4節6 | (4) |    | ④ | e8)  | 「本事業後に計画されている解体時のサンプリング」とは、幌延深地層研究計画地下研究施設整備(第II期)等事業には含まれないと理解でおろしいでしょうか?  | 御理解の通り、含まれません。   |

| No. | 質問項目                  | 質問箇所 |    |   |     |     |    |     |      | 質問内容   | 回答  |
|-----|-----------------------|------|----|---|-----|-----|----|-----|------|--|---|
|     |                       | 頁    | 行  | 章 | 1   | (1) | 1) | (1) | 7    |  |   |
| 565 | プラグの設置                | 156  | 28 | 5 | 4節6 | (4) |    | ④   | e9)  | プラグ施工に関する参考箇所として「第5章4節6、(4)②(イ)坑道掘削への施工性実証の覆工コンクリートの施工」との記載がありますが、「第5章4節6、(4)②e.1)坑道掘削への施工性実証」部分をさすとの理解でよろしいでしょうか?   | 御理解の通りです。   |
| 566 | データの計測                | 157  | 7  | 5 | 4節6 | (4) |    | ④   | e10) | データの計測頻度(月2回程度)は指定されているものの、計測期間の指定はありません。計測期間はどの程度を見込めばよいでしょうか?  | 本事業終了までとします。  |
| 567 | コア観測、コア写真撮影、物理・流体検査項目 | 159  | 33 | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-1 | e2)  | 孔壁画像(EMI検層・BTB・BHTV)と3種目記載されておりますが、現場状況・ボーリング孔状況を事業者が考慮してこのうちの適切な1つを実施すれば良いという理解でよろしいでしょうか?  | 要求水準書のとおり、全ての項目を実施するという趣旨です。なお、No.406の回答のとおり、EMI検層は実施いたしません。  |
| 568 | コア観測、コア写真撮影、物理・流体検査項目 | 159  | 34 | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-1 | e2)  | 一般物理検層(音波・比抵抗・自然電位・密度・間隙率・自然ガム検層)と6種目記載されておりますが、現場状況・ボーリング孔状況を事業者が考慮してこのうちの適切な検査項目である1つを実施すれば良いとい理解でよろしいでしょうか?   | 要求水準書の通り、全項目を実施するという趣旨です。   |
| 569 | 孔間トモグラフィ探査            | 160  | 11 | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-1 | e3)  | 孔間トモグラフィ調査(弾性波・比抵抗・音響透水)と3種目記載されておりますが、現場状況・ボーリング孔状況を事業者が考慮してこのうちの適切な孔間トモグラフィ項目の1つを実施すれば良いとい理解でよろしいでしょうか?  | No. 568を御参照ください。  |
| 570 | 孔間トモグラフィ探査            | 160  | 11 | 5 | 4節6 | (4) |    | ①-1 | e3)  | 孔間トモグラフィ調査(弾性波・比抵抗・音響透水)と3種目記載されております。このうち、現場条件によっては実施不可能な項目が生じた場合の精算方法について御教示ください。  | 実施不可能な場合には、事業契約書第53条の規定に従います。なお、同等の価格程度で行える代替手段の検討・実施を含めて協議のうえ、対応します。   |
| 571 | 単孔水理試験データの整理          | 160  | 34 | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-1 | e5)  | 水理特性の算出は、解析の対象となる試験データにガスの影響が含まれていないことが前提となりますかよろしいですか。  | No. 428を御参照ください。  |
| 572 | 水理試験装置の回収・孔口処理        | 161  | 1  | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-1 | e6)  | 同サイトの地層からはガスが湧出することから、孔内部装置設置後区間にガスが流入することが想定されます。区間にガスが存在しての水理試験は試験や解釈結果に大きな影響を及ぼすと考えられます。そのため区間内を出来るだけ水のみの状態で試験する必要があるため、ガスを極力排除できる機構を孔間水理試験装置に組み込む等対策の必要性が考えられます。そのような機構を付加することは可能でしょうか。  | 御理解の通り、水理試験に対するガス湧出の影響を最大限に排除できる試験手法・手順・装置で行って頂くことを想定しています。   |
| 573 | 水理試験装置の回収・孔口処理        | 161  | 1  | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-1 | e6)  | ガスは孔内部装置設置後の間隙水圧の回復時に孔内へ流入するため、平衡間隙水圧に至るまでの区間にガスが流入することが考えられます。そのため平衡間隙水圧にいたるまではガスの排除を優先し水理試験に移行しなくてよろしいでしょうか。間隙水圧の時間当たりの変動が1cm/hour程度に安定するまで1週間以上かかる場合も想定されるため、その程度の期間は必要になると考えます。  | No. 428を御参照ください。  |
| 574 | 水理試験装置の回収・孔口処理        | 161  | 1  | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-1 | e6)  | 孔内部を減圧するとガスの流入が考えられるため、水理試験は原則は加压・注入系の試験のみで実施することでよろしいでしょうか。減圧・揚水系の水理試験はガスの影響により試験精度に大きく影響される可能性があります。   | No. 428を御参照ください。  |
| 575 | 水理試験装置の回収・孔口処理        | 161  | 1  | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-1 | e6)  | 5.4.5.(1)、(1).e.2)で「孔ロケーシング(6インチ、5mを標準とする)」を設置すること」とありますので一番上のパッカー設置位置は、孔口から5m以下の部分に設置することでよろしいでしょうか。ケーシング内へのパッカーカーの設置は4インチ以上では借りられる孔間透水試験装置では機構上無理と考えます。また確認になりますが6インチに対応した孔ロッカーカーが必要でしょうか。湧水やガスの湧出を防ぐため孔ロッカーケーシングはセメンチングの必要があると考えますが、ボーリング掘削でその処理を行なうことでよろしいでしょうか。 | No. 424を御参照ください。  |
| 576 | 水理試験装置の回収・孔口処理        | 161  | 5  | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-1 | e6)  | 「口元からの湧水やガスの湧出を防ぐ孔口処理を行うこと」とあります。が、5.4.5.(1)、(1).e.1)と同様な孔口処理方法としてケーシングキャップを閉めることでよろしいでしょうか。   | No. 441を御参照ください。  |
| 577 | 水理試験装置の回収・孔口処理        | 161  | 5  | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-1 | e6)  | 「口元からの湧水やガスの湧出を防ぐ孔口処理を行うこと」とあります。が孔口処理後は坑道内に突起しない状態にする必要があるでしょうか。また突起として出す場合、どれくらいまでが許容範囲となるのでしょうか。  | No. 442を御参照ください。  |
| 578 | 報告書の要求水準最終報告書         | 161  | 27 | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-1 | f2)  | 最終報告書に「掘削モニタリング結果(全データの電子データを含む)」とあります。が該当する要求水準には「掘削モニタリング」は含まれてません。ここで「掘削モニタリング結果」は業務範囲外であるとの理解でよいでしょうか?   | 「掘削モニタリング結果」とは、要求水準p86の「2. 研究支援業務に関する共通事項 (1)ボーリング掘削・ボーリングコア観察に関する共通事項 e. 試験日報の作成・提出」に記載されている項目を最終報告としてまとめたものになり、業務範囲内です。 |
| 579 | ボーリング孔掘削              | 163  | 31 | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-2 | e1)  | 各ボーリング孔の孔間距離はどの程度でしょうか。幌延声層の地層の割れ目長は短い物が多く、1m以上のものは少ないため1m程度の孔間距離と考えてよろしいでしょうか。  | No. 426を御参照ください。  |
| 580 | ボーリング孔掘削              | 163  | 33 | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-2 | e1)  | 「单一割れ目に向かって平行、垂直な長さ2mのボーリング孔を計20本掘削」と記載されています。平行、垂直なボーリング孔とはどのようなボーリング孔でしょうか?図面にて御教示頂けないでしょうか?   | 割れ目に対して、平行もしくは垂直するという趣旨です。具体的な本数、レイアウトは実際の地質・水理地質構造に応じて決定することします。   |
| 581 | 単孔・孔間水理試験の実施          | 164  | 10 | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-2 | e2)  | 同サイトの地層からはガスが湧出することから、孔内部装置設置後区間にガスが流入することが想定されます。区間にガスが存在しての水理試験は試験や解釈結果に大きな影響を及ぼすと考えられます。そのため区間に出来るだけ水のみの状態で試験する必要があるため、ガスを極力排除できる機構を孔間水理試験装置に組み込む等対策の必要性が考えられます。そのような機構を付加することは可能でしょうか。   | No. 572を御参照ください。  |
| 582 | 単孔・孔間水理試験の実施          | 164  | 10 | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-2 | e2)  | 孔内部を減圧するとガスの流入が考えられるため、水理試験は原則は加压・注入系の試験のみで実施することでよろしいでしょうか。減圧・揚水系の水理試験はガスの影響により試験精度に大きく影響される可能性があります。   | No. 428を御参照ください。  |
| 583 | 単孔・孔間水理試験の実施          | 164  | 26 | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-2 | e2)  | 水理特性の算出は、解析の対象となる試験データにガスの影響が含まれてないことが前提となりますかよろしいですか。   | No. 428を御参照ください。  |
| 584 | 物質移行試験の実施             | 164  | 35 | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-2 | e4)  | 物質移行試験に用いる原位置試験装置の設置中に、他孔で樹脂の注入を行った場合、亀裂を通じ樹脂が原位置試験装置に達する可能性があります。その場合、装置の孔内部を残置するということでおよいででしょうか。   | 互いに近接するボーリング孔で、物質移行試験(装置設置を含め)とレジン注入試験は同時に実施しないことします。   |
| 585 | 物質移行試験の実施             | 164  | 35 | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-2 | e4)  | 整備後の装置構成は6連パッカーパーの孔内部のうち物質移行試験が可能なもの4本、間隙水圧測定機器を持つもの1本とあります。うち、物質移行試験が可能なものは5連パッカーパーのうちのダブルパッカーパー1区間分で物質移行試験が可能な構造との認識で正直でしょうか。  | 御理解の通りです。   |
| 586 | 物質移行試験の実施             | 164  | 35 | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-2 | e4)  | 試験装置の中継部(ロッド)の記述がありませんが、既存のものを使用するか、新造するかをご教授ください。   | ロッドに関しては、JAEAが所有する既存のもの(JFTロッド)を使用することとします。   |
| 587 | 物質移行試験の実施             | 164  | 36 | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-2 | e4)  | 物質移行試験に用いる原位置試験装置は事業者が準備することとあります。が、注入孔用の装置は1孔分でよろしいでしょうか?また、観測孔用の装置は何孔分ご用意さればよろしいでしょうか。   | 注入孔用の装置は1孔分です。観測用の装置は必要ありません(必要に応じて、孔間水理試験装置を使用して観測します)。  |

| No. | 質問項目                | 質問箇所 |    |   |     |     |    |     |   | 質問内容 | 回答   |  |
|-----|---------------------|------|----|---|-----|-----|----|-----|---|------|--|--|
|     |                     | 頁    | 行  | 章 | 1   | (1) | 1) | ①   | 7 |      |  |  |
| 588 | 物質移行試験の実施           | 164  | 36 | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-  | 2 | e4)  | 注入試験装置は事業者で準備することあります、孔口パッカー(1個)にて、孔を閉鎖し、孔内水と樹脂を入れ替える機器の装置でよろしいでしょうか。あるいは、パッカーで多区間を形成し、区間ごとに樹脂を注入できる機器の装置でしょうか。  | 物質移行試験区間がそのまま樹脂注入の対象区間になります。多区間を設定する必要はありません。  |
| 589 | 物質移行試験の実施           | 165  | 3  | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-2 |   | e4)  | 「物質移行試験の試験期間は、（中略）トータルで約6ヶ月間とする」とありますが、これは「6ヶ月の間に3区間の物質移行試験の実施する」と理解してよろしいでしょうか。   | 御理解の通りです。  |
| 590 | 物質移行試験の実施           | 165  | 3  | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-2 |   | e4)  | 「物質移行試験の試験期間は、（中略）トータルで約6ヶ月間とする」とありますが、最初のボーリング孔の配置、あるいは孔間水理試験の結果次第では、物質移行試験が約6ヶ月では終了できない可能性があります。また、物質移行試験を始めた後に、約6ヶ月経過時点でも十分なデータが取得できない場合も考えられます。このような場合には、約6ヶ月経過時点まで試験を終了してもよろしいでしょうか、それとも精算の対象と考えてよろしいでしょうか。 | No. 433を御参照ください。   |
| 591 | 物質移行試験の実施           | 165  | 7  | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-2 |   | e4)  | 注入試験装置で注入する樹脂はどのような種類・材料のものでしょうか？  | 幌延地域の堆積岩に対して化学的、物理的影響が極めて少なく、かつ固化化空隙構造を保持するのに十分な強度を有する二液混合型の低粘性エポキシ樹脂を想定しています。                                       |
| 592 | 物質移行試験の実施           | 165  | 7  | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-2 |   | e4)  | 注入試験装置は樹脂の注入後、装置の孔内部を孔内に残置するということでおろしいでしょうか？   | 御理解の通りです。  |
| 593 | 物質移行試験の実施           | 165  | 9  | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-2 |   | e4)  | 試験孔の試験溶液を随時採取・追波可能な観測システムとありますが、イメージされている内容（特に「追波」の意味）を具体的に御教示ください。  | 試験溶液の濃度を測定するための溶液試料を採取、もしくは試験期間中、減少した試験溶液を補充するために、シリジン、もしくは小型の送排液ポンプにより採取・追波できるような装置構成です。追波とは、減少した試験溶液を補充することを意味します。 |
| 594 | 物質移行試験の実施           | 165  | 9  | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-  | 2 | e4)  | 試験孔の試験溶液を随時採取・追波可能な観測システムとありますが、イメージされている内容（特に「追波」の意味）を具体的にご教授ください。  | No. 593を御参照ください。   |
| 595 | 物質移行試験の実施           | 165  | 12 | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-2 |   | e4)  | カクテルトレーサーの構成成分、混合比等の決定方法を教えて下さい。   | No. 434を御参照ください。   |
| 596 | 物質移行試験の実施           | 165  | 12 | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-2 |   | e4)  | 使用するトレーサーとして、重水素が指定されていますが重水とみなしてよろしいでしょうか？（水中の水素イオン量を変動させることはpHの変動につながります）。   | No. 435を御参照ください。   |
| 597 | 物質移行試験の実施           | 165  | 12 | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-  | 2 | e4)  | 蛍光染料を混合した樹脂の注入試験では、何らかのパラメータをとる必要があるでしょうか？   | 通常の注入試験に際しての基本的なパラメータ（注入流量、注入圧力、全注入量など）の取得が必要です。   |
| 598 | 物質移行試験の実施           | 165  | 12 | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-  | 2 | e4)  | 蛍光染料を混合した樹脂につきまして、蛍光染料および樹脂の種類、混合比の決定方法を教えてください。   | 海外の地下研究所において使用実績のある二液混合型の低粘性エポキシ樹脂（数種類）を想定していますが、実際に使用する樹脂、染料の種類、混合比に関しては、対象となる地質構造や水理地質構造が具体化した段階で決定することします。        |
| 599 | 物質移行試験の実施           | 165  | 13 | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-  | 2 | e4)  | 使用するトレーサーとして、ユーロビウムが指定されていますが、陽イオントレーザーとしての使用でしょうか？  | No. 436を御参照ください。   |
| 600 | 物質移行試験の実施           | 165  | 17 | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-  | 2 | e4)  | 注入試験装置で注入する樹脂はどのような種類・材料のものでしょうか？  | No. 591を御参照ください。   |
| 601 | 物質移行試験の実施           | 165  | 19 | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-2 |   | e4)  | 物質移行試験には、バックグラウンドの地下水流れを制御するために、周辺の他のボーリング孔で注水・揚水・樹脂注入等の手段を用いることで、対象区間周辺の隙間水压を制御するとありますが、注入試験装置と同様の装置でよいでしょうか？また、このバックグラウンド制御用の装置は何孔ご用意すればよろしいでしょうか？   | 間隙水圧が制御できのであれば、注入試験装置と同様のもので結構です。バックグラウンドの地下水流れの制御に必要なボーリング孔は2孔分です。  |
| 602 | 物質移行試験の実施           | 165  | 19 | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-2 |   | e4)  | バックグラウンドの地下水流れを制御する装置は、本装置で樹脂を注入した後、または、他孔から注入された樹脂が亀裂を通じ樹脂が装置に達した場合、装置の孔内部を孔内に残置するということで、よろしいでしょうか？   | 御理解の通りです。  |
| 603 | 物質移行試験の実施           | 165  | 22 | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-2 |   | e4)  | 「試料前処理・分析作業用の居室」と書かれていますが、必ずしもすべてのトレーサー（重水素やユーロビウムなど）をこの居室内で分析するとは想定されていないものと解釈してよろしいでしょうか？  | 御理解の通りです。  |
| 604 | 岩盤ブロックの開削           | 165  |    | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-2 |   | e5)  | 単一割れ目を対象とする物質移行試験は、水理試験を含めて長期にわたることとなりますが、同試験は施設整備工程を遅延させない範囲で実施するとの理解でよいでしょうか？  | 物質移行試験および施設整備の工程は、要求水準書の通りです。当該試験と施設整備が相互干渉しない工程を立案して下さい。  |
| 605 | 試験装置の回収・孔口処理        | 166  | 10 | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-  | 2 | e6)  | 「元からの湧水やガスの湧出を防ぐこと」とありますが、孔内へのグラウト注入などで孔を閉塞して構わないでしょうか。または孔口パッカーで孔口を塞ぐ等で孔を使える状態で残す必要があるでしょうか？  | ボーリング孔は他の用途でも使用する可能性があるため、原則として閉塞しません。バルブを取り付け可能なケーシングを設置する等の方策を考え頂く必要があります。   |
| 606 | 水理・物質移行試験装置の整備      | 168  | 36 | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-  | 3 | e1)  | 孔内部装置について、中継部は既存（例えば機構殿保有の水理試験装置に付随したロッド）の物の使用とお考えでしょうか？   | No. 586を御参照ください。   |
| 607 | コア観察、コア写真撮影、物理・流体検査 | 169  | 28 | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-3 |   | e3)  | 孔壁画像（EMI検層・BTIV・BHTV）と3種目記載されておりますが、現場状況・ボーリング孔状況を事業者が考慮してこのうちの適切な1つを実施すれば良いと理解してよろしいでしょうか？  | No. 567を御参照ください。   |
| 608 | コア観察、コア写真撮影、物理・流体検査 | 169  | 28 | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-3 |   | e3)  | 一般物理検層（音波・比抵抗・自然電位・密度・間隙率・自然ガンマ検層）と6種目記載されておりますが、現場状況・ボーリング孔状況を事業者が考慮してこのうちの適切な検層項目である1つを実施すれば良いとい理解でよろしいでしょうか？  | No. 568を御参照ください。   |
| 609 | コア観察、コア写真撮影、物理・流体検査 | 169  | 28 | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-  | 3 | e3)  | EMI検層は対象孔の孔径が小さいこと（最小孔径で158mmが必要）とツール長さが8mもあり測定不可能です。測定項目から除外してよろしいでしょうか。  | No. 406を御参照ください。   |
| 610 | 孔間トモグラフィ探査          | 170  | 1  | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-3 |   | e4)  | ボーリング配置が100m4孔で、四角錐様な立体配置とあるが、トモグラフィは2孔間の2断面で実施するのか？   | 要求水準書に記述されているとおり、三次元トモグラフィが前提です。   |
| 611 | 孔間トモグラフィ探査          | 170  | 1  | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-3 |   | e4)  | 比抵抗測定のために、ボーリング孔内を水で満たす必要があることから、ボーリング孔はすべて斜め下向きでよいでしょうか？  | 原則として、水平孔（若干下向きの場合有り）です。なお、計測中は、ブリッペーナーで孔口を閉塞する等、孔内を水で満たして頂く必要があります。   |
| 612 | 孔間トモグラフィ探査          | 170  | 1  | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-3 |   | e4)  | 4孔のボーリング孔は四角錐様な立体的配置にして物性的三次元的な分布を把握することになりますが、このレイアウトでは、1受振孔が上り傾斜孔となります。水の注入が可能でしょうか。また、ボーリング孔レイアウトを四角柱様に変更し、受振孔を下り傾斜に変更することは可能でしょうか？   | 水平孔（若干下向きの場合有り）で、四角錐様な立体配置にすることを前提としています。  |
| 613 | 孔間トモグラフィ探査          | 170  | 3  | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-3 |   | e4)  | 孔間トモグラフィ調査（弹性波・比抵抗・音響透水）と3種目記載されておりますが、現場状況・ボーリング孔状況を事業者が考慮してこのうちの適切な孔間トモグラフィ項目の1つを実施すれば良いとい理解でよろしいでしょうか？  | No. 568を御参照ください。   |

| No. | 質問項目         | 質問箇所 |    |   |     |     |    |     |     | 質問内容   | 回答   |
|-----|--------------|------|----|---|-----|-----|----|-----|-----|--|--|
|     |              | 頁    | 行  | 章 | 1   | (1) | 1) | (1) | 7   |  |  |
| 614 | 単孔・孔間水理試験の実施 | 170  | 9  | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-3 | e5) | 5.4.5. (1), (1), e, 2) 「孔口ケーシング（6インチ、5mを標準とする）を設置すること。」とありますので一番上のパッカー設置位置は「孔口から5m以下の部分に設置することでよろしいでしょうか。ケーシング内へのパッカーの設置は4インチ以上では借与される孔間透水試験装置では機構上無理と考えます。また確認になりますが6インチに対応した孔口パッカーは必要でしょうか。湧水やガスの湧出を防ぐため孔口ケーシングはセメンチングの必要があると考えますが、ボーリング掘削での処理を行うこと                                  | No. 424を御参照ください。   |
| 615 | 単孔・孔間水理試験の実施 | 170  | 9  | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-3 | e5) | 5.4.6. (5), (1)-3, e, 2) 「孔口ケーシング（6インチ、5mを標準とする）を設置すること。」とありますので一番上のパッカー設置位置は、「孔口から5m以下の部分に設置することでよろしいでしょうか。ケーシング内へのパッカーの設置は4インチ以上では借与される孔間透水試験装置では機構上無理と考えます。また確認になりますが6インチに対応した孔口パッカーは必要でしょうか。湧水やガスの湧出を防ぐため孔口ケーシングはセメンチングの必要があると考えますが、5.4.6. (5), (1)-3, e, 2) でその処理を行うことでよろしいでしょうか。 | No. 424を御参照ください。   |
| 616 | 単孔・孔間水理試験の実施 | 170  | 9  | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-3 | e5) | ガスは孔内部設置設置後の間隙水圧の回復時に孔内へ流入するため、平衡間隙水圧に至るまでは区間に内にガスが流入することが考えられます。そのため平衡間隙水圧にいたるまではガスの排除を優先し、水理試験に移行しなくともよろしいでしょうか。間隙水圧の時間当りの変動が1cm/hour程度に安定するまで1週間以上かかる場合も想定されるため、その程度の期間は必要になると考えます。   | No. 428を御参照ください。   |
| 617 | 単孔・孔間水理試験の実施 | 170  | 9  | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-3 | e5) | 孔内部を減圧するとガスの流入が考えられるため、水理試験は原則は加圧・注入系の試験のみで実施することでよろしいでしょうか。減圧・揚水系の水理試験はガスの影響により試験精度に大きく影響される可能性があります。   | No. 428を御参照ください。   |
| 618 | 物質移行試験の実施    | 170  | 31 | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-3 | e7) | 孔間水理試験の結果から、孔間での連続性が確認された地質構造で、透水性の異なる計3区間の設定が困難な場合があると考えられます。その場合の区間設定方法について教えてください。  | No. 431を御参照ください。   |
| 619 | 物質移行試験の実施    | 170  | 31 | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-3 | e7) | 「物質移行試験の試験期間は、「（中略）トータルで約4ヶ月間とする」とありますのが、これは「4ヶ月の間に3区間の物質移行試験の実施する」と理解してよろしいでしょうか。   | 御理解の通りです。  |
| 620 | 物質移行試験の実施    | 170  | 31 | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-3 | e7) | 「物質移行試験の試験期間は、「（中略）トータルで約4ヶ月間とする」とありますが、最初のボーリング孔の配置、あるいは孔間水理試験の結果次第では、物質移行試験が約4ヶ月で終了できない可能性があります。また、物質移行試験を始めた後に、約4ヶ月経過時点でも十分なデータが取得できない場合も考えられます。このような場合には、約4ヶ月経過時点で試験を終了してもよろしいでしょうか、それとも精算の対象と考えてよろしいでしょうか。  | No. 433を御参照ください。   |
| 621 | 物質移行試験の実施    | 170  | 32 | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-3 | e7) | 要求水準書には「透水性の異なる3区間 ( $10^{-8} \sim 10^{-7}$ , $10^{-6}$ m/sec以上を標準とする) において実施する」とあります。3区間ではなく、2区間ににおいて実施することを標準とするとの理解でよろしいでしょうか？  | $10^{-8} \sim 10^{-7}$ , $10^{-6}$ m/sec以上の透水性を有する2区間とそれらの透水性の範囲内（具体的な数値に拘らない）にある1区間を対象に実施するという趣旨です。   |
| 622 | 物質移行試験の実施    | 171  | 2  | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-3 | e7) | 使用するトレーサーとして、重水素が指定されていますが重水とみなしてよろしいでしょうか。  | No. 435を御参照ください。   |
| 623 | 物質移行試験の実施    | 171  | 2  | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-3 | e7) | 使用するトレーサーとして、重水素が指定されていますが重水とみなしてよろしいでしょうか。（水中の水素イオン量を変動させることはpHの変動につながります）。   | No. 435を御参照ください。   |
| 624 | 物質移行試験の実施    | 171  | 3  | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-3 | e7) | 使用するトレーサーとして、ヨウロビウムが指定されていますが、陽イオントレーサーとしての使用でしょうか。  | No. 436を御参照ください。   |
| 625 | 物質移行試験の実施    | 171  | 3  | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-3 | e7) | 「トレーサー回収率100%を目指として」と書かれていますが、ダイボール試験のような注入を伴う試験あるいは亀裂が交差しているような岩盤では、物質移行試験中にトレーサーをほぼ100%回収することは困難と考えられます。この場合、試験終了後にトレーサーの注入孔から揚水を行いうる方法でトレーサーを回収することを考える必要があるでしょうか。  | No. 437を御参照ください。   |
| 626 | 物質移行試験の実施    | 171  | 9  | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-3 | e7) | 「試料前処理・分析作業用の居室」と書かれていますが、必ずしもすべてのトレーサー（重水素やヨウロビウムなど）をこの居室内で分析するとは想定されていないものと解釈してよろしいでしょうか。  | No. 603を御参照ください。   |
| 627 | 試験装置の回収・孔口処理 | 171  | 17 | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-3 | e8) | 「元からの湧水やガスの湧出を防ぐこと」とありますが質問26で処理した孔口ケーシングにケーシングキャップを閉める事でよろしいでしょうか。  | 御理解の通りです。ただし、ケーシングを閉塞する部材・機材が孔口の湧水量、間隙水圧に耐えうる性能を有している必要があります。  |
| 628 | ボーリング孔削孔     | 174  | 25 | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-4 | e1) | 『標準として長さ2m (+数10cm) の鉛直下向きボーリング孔を天然パリア評価用に2本、人工パリア用に2本掘削する。(中略) 孔径は天然パリア評価用、人工パリア評価用にそれぞれ100mmと200mmの2段階を標準として設定する。』と記載されていますが、別表5.1には、『 $\varnothing =$ 最大50cm×2m×8』との記載がございます。どちらの記載が正しいのでしょうか。  | 本文の方を御参照下さい。別表5.1の記述は修正します。  |
| 629 | 単孔水理試験の実施    | 174  | 33 | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-4 | e2) | 「(5) ①①-3割れ目帯を対象とした物質移行試験の範囲内で整備された水理・物質移行試験装置を借り」とありますが、後述の「孔径2m、孔径100mmおよび200mm、試験点数20点での試験を実施可能な装置である」となっています。後述の仕様（ $\varnothing 200\text{mm}$ 等）を満たすうえで考えると「(5) ①①-3) の装置では対応できないと考えますが、新たに製作と考えてよろしいでしょうか。   | 孔内部以外はそのまま使用することが可能ですが、孔内部については、各孔径に応じて簡易なメカニカルパッカーなどを準備して頂く必要があります。   |
| 630 | 単孔水理試験の実施    | 175  | 4  | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-4 | e   | 「(借与する水理試験装置を用いた単孔水理試験（20点×4孔）」とあります、「孔径2mで20点の区間を2回の試験と考え方よろしいでしょうか。10cm試験区間×20点×2回」の透水試験装置を作製するのはパッカー長などを考えると困難と考えております。20cm試験区間×10点×(2m) 程度として頂くことは可能でしょうか。   | 孔内部に用いるパッカーをメカニカルにする等により、所期の試験区間長、点数を満足するような試験構成にして頂きます。ただし、パッカーの技術性能・安全性、ならびに対象とする地質構造、水理地質構造に問題等が発生した場合、試験区間長および点数は協議の上、決定することとなります。なお、最深部の試験のみ、シングルパッカーでの試験となります。 |
| 631 | 単孔水理試験データの整理 | 175  | 11 | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-4 | e3) | 水理特性の算出は、解釈の対象となる試験データにガスの影響が含まれていないことが前提となりますがよろしいですか。  | 脱ガスの影響を限りなく少なくする試験レイアウト（水平孔）を前提としているため、現時点でガスの影響は考慮しなくて結構です。   |
| 632 | 物質移行試験の実施    | 175  | 15 | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-4 | e4) | カクテルトレーサーの構成成分、混合比等の決定方法を教えて下さい。   | No. 434を御参照ください。   |
| 633 | 物質移行試験の実施    | 175  | 17 | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-4 | e4) | 使用するトレーサーとして、重水素が指定されていますが重水とみなしてよろしいでしょうか。  | No. 435を御参照ください。   |
| 634 | 物質移行試験の実施    | 175  | 18 | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-4 | e4) | 使用するトレーサーとして、重水素が指定されていますが重水とみなしてよろしいでしょうか。（水中の水素イオン量を変動させることはpHの変動につながります）。   | No. 435を御参照ください。   |
| 635 | 物質移行試験の実施    | 175  | 18 | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-4 | e4) | 「また、それとは別に機構が用意する単孔での物質移行試験装置を用い、健岩部を対象とした物質移行試験を合わせて実施する場合がある。」とあります、これが実施する場合には精算の対象と考えてもよろしいでしょうか。  | 本試験は、機構が独自、もしくは機構が本事業と別に契約する業者が実施するため、精算の対象になりません。   |
| 636 | 物質移行試験の実施    | 175  | 19 | 5 | 4節6 | (5) |    | ①-4 | e4) | 物質移行試験に用いる原位置試験装置は事業者が準備することとあります、注入孔用の装置は1孔分でよろしいでしょうか?また、観測孔用の装置は何孔分ご用意すればよろしいでしょうか?   | 注入孔用の装置は、4孔分必要です。観測装置は必要ありません。   |

| No. | 質問項目                      | 質問箇所       |         |      |     |     |    |     |                  | 質問内容  | 回答  |
|-----|---------------------------|------------|---------|------|-----|-----|----|-----|------------------|---|---|
|     |                           | 頁          | 行       | 章    | 1   | (1) | 1) | ①   | 7                |   |   |
| 637 | 物質移行試験の実施                 | 175        | 19      | 5    | 4節6 | (5) |    | ①-4 | e4)              | 使用するトレーサーとして、ユーロビュムが指定されていますが、陽イオントレーザーとしての使用でしょうか。   | No. 436を御参照ください。  |
| 638 | 物質移行試験の実施                 | 175        | 22      | 5    | 4節6 | (5) |    | ①-4 | e4)              | 注入試験装置は事業者で準備することとありますか、孔ロバッカ（1個）にて、孔を開鎖し、孔内部と樹脂を入れ替える機構の装置でよろしいでしょうか？あるいは、パッカーで多区間を形成し、区間に樹脂を注入できる機械の装置でしょうか？  | 要求水準書の通り、上部から2年毎に3回、60cmのオーバーコアリングを実施することとなっていますので、孔ロバッカのみでは不十分です。ご提案の多区間を設定する方式、あるいは注入試験とオーバーコアリングの際だけ、ダブルバッカ（最深部のみはシングル）を適用する方式のどちらかを採用して頂く必要があります。   |
| 639 | 物質移行試験の実施                 | 175        | 22      | 5    | 4節6 | (5) |    | ①-4 | e4)              | 注入試験装置は樹脂の注入後、装置の孔内部を孔内に残置するということでおよろしいでしょうか？   | No. 592を御参照ください。  |
| 640 | 物質移行試験の実施                 | 175        | 22      | 5    | 4節6 | (5) |    | ①-4 | e4)              | 蛍光染料を混合した樹脂の注入試験では、何らかのバラメータをとる必要があるでしょうか？  | No. 597を御参照ください。  |
| 641 | 物質移行試験の実施                 | 175        | 22      | 5    | 4節6 | (5) |    | ①-4 | e4)              | 蛍光染料を混合した樹脂につきまして、蛍光染料および樹脂の種類、混合比の決定方法を教えてください。  | No. 598を御参照ください。  |
| 642 | 物質移行試験の実施                 | 175        | 22      | 5    | 4節6 | (5) |    | ①-4 | e4)              | 注入試験装置で注入する樹脂はどのような種類・材料のものでしょうか。   | No. 600を御参照ください。  |
| 643 | 物質移行試験の実施                 | 175        | 24      | 5    | 4節6 | (5) |    | ①-4 | e4)              | 試験孔の試験溶液を瞬時採取・追液可能な観測システムとありますが、イメージされている内容（特に「追液」の意味）を具体的にご教授ください。   | No. 593を御参照ください。  |
| 644 | 物質移行試験の実施                 | 175        | 30      | 5    | 4節6 | (5) |    | ①-4 | e4)              | 「物質移行試験終了後、（中略）樹脂の注入試験を行う」とあります。また、「試験開始後から2年毎（計3回）（中略）オーバーコアリングを行う。」とあります。物質移行試験の期間はどの程度の期間を想定しておけばよろしいでしょうか。また、樹脂注入試験後にオーバーコアリングを行うものと考えてよろしいでしょうか。 | No. 647およびNo. 648を御参照ください。  |
| 645 | 物質移行試験の実施                 | 175        | 37      | 5    | 4節6 | (5) |    | ①-4 | e4)              | 「試験終了後の地層中のトレーサーの残留ができる限り少なくなるよう方策を準備すること。」とありますが、具体的には試験終了後に揚水を継続するなどの方法を考えておくべきでしょうか。   | 御理解の通りです。   |
| 646 | 物質移行試験の実施                 | 176        | 3       | 5    | 4節6 | (5) |    | ①-4 | e4)              | 仮設プレハブなどを用いて居室を設置するとありますが、設置年数をご教授ください。   | 6年間程度です。  |
| 647 | 物質移行試験の実施<br>オーバーコアリングの実施 | 175<br>176 | 32<br>7 | 5    | 4節6 | (5) |    | ①-4 | e4)<br>e5)       | 「物質移行試験終了後、（中略）樹脂の注入試験を行う」とあります。また、「試験開始後から2年毎（計3回）（中略）オーバーコアリングを行う。」とあります。物質移行試験の期間はどの程度の期間を想定しておけばよろしいでしょうか。  | 6年間程度です。  |
| 648 | 物質移行試験の実施<br>オーバーコアリングの実施 | 175<br>176 | 32<br>7 | 5    | 4節6 | (5) |    | ①-4 | e4)<br>e5)       | 「物質移行試験終了後、（中略）樹脂の注入試験を行う」とあります。また、「試験開始後から2年毎（計3回）（中略）オーバーコアリングを行う。」とあります。樹脂注入試験後にオーバーコアリングを行うものと考えてよろしいでしょうか。                                       | 御理解の通りです。なお、最初の2回のオーバーコアリングに際しては、下部区間の物質移行試験に影響を与えない（掘削水や掘削屑等が侵入しない）ことが前提となります。   |
| 649 | オーバーコアリングの実施              | 176        | 6       | 5    | 4節6 | (5) |    | ①-4 | e5)              | 注入ライン・孔内装置を孔内に設置したままオーバーコアリングを実施することは出来ないため、オーバーコアリング実施時には注入ライン・孔内装置を一旦取り外し、オーバーコアリング終了後に再度設置する計画で問題ないでしょうか？  | 孔内装置を回収した場合、注入した樹脂が十分に固化しない恐れがあるため、原則として、孔内装置（メカニカルバッカ、注入・排水パイプ）を設置したまま、オーバーコアリングを実施して頂きます。なお、孔内装置はステンレス鋼など強度のある部材を使用することから、それらが切斷可能な掘削ビットを選択して頂く必要があります（釜石鉱山でのトレーサー試験で多数有り）。   |
| 650 | 報告書の要求水準<br>最終報告書         | 177        | 1       | 5    | 4節6 | (5) |    | ①-4 | f2)              | 最終報告書に「掘削水管理内容（添加したトレーサー及びその濃度などを含む）」及び「掘削モニタリング結果」が含まれていますが、これらは要求水準書に含まれておりません。「掘削水管理内容（添加したトレーサー及びその濃度などを含む）」及び「掘削モニタリング結果」は業務範囲外との理解でよいでしょうか？     | 要求水準書p85の「3. 研究支援業務に関わる共通事項 (1)ボーリング掘削・ボーリングコア観察に関わる共通事項 c. 掘削水」の項目の記載（試験項目に応じて掘削水には、蛍光染料などをトレーザーとして添加し一定濃度で維持・管理すること）としており、その実施内容を報告書で記述するのです。また、「掘削モニタリング結果」は試験日報で記録、報告される項目を最終報告としてまとめたものです。したがって、「掘削水管理内容（添加したトレーサー及びその濃度などを含む）」及び「掘削モニタリング結果」は業務範囲内です。 |
| 651 | コンクリート配合                  | 各頁         |         | 3, 4 |     |     |    |     | 全体<br>(C0)<br>N) | コンクリートの配合（スランプ・フライアッシュ量・粗骨材の最大寸法等）について、I 期及びI期2次工事では開示リスト055-08資料にあるように、ワーカーリティの確保等の理由で機械の承認を得て配合の改善を行っているが、II期工事も変更可能と考えて宜しいですか？                     | ご理解のとおりです。  |

<要求水準書付属資料集に関する質問 >

| No. | 質問項目                              | 質問箇所 |    |   |   |     |    |   |   | 質問内容   | 回答   |
|-----|-----------------------------------|------|----|---|---|-----|----|---|---|--|--|
|     |                                   | 頁    | 行  | 章 | 1 | (1) | 1) | ① | ア |  |  |
| 652 | 【資料1.4】北もい漁業共同組合との協定書に係る確認書       | 12   |    |   |   |     |    |   |   | 2. 全アモンニアについては、当面の間目標値とありますが、基準等が変更になったことによる施設整備業務及び維持管理業務の変更については、本事業対象外ということでお宜しいでしょうか？  | 本事業の対象外として、設計変更として御協力をいただく場合もあります。   |
| 653 | 【別表1.1】本事業における地下施設の整備範囲           | 15   |    |   |   |     |    |   |   | ※この図はイメージであり、今後の調査研究の結果次第で変わることがあります。ただし、本件工事の範囲にも変更の可能性があるという解釈で宜しいでしょうか？   | 本事業における範囲の変更は、現状では考えておりません。  |
| 654 | 【別表3.2】仮設備一覧                      | 39   | —  |   |   |     |    |   |   | 本資料の意味が分かりかねます。入札条件として、非常に重要な書類ですので、次の点を含み、具体的にご教示下さい。<br>①『○』はどのような意味でしょうか。<br>②『前施工業者からの業務の引継ぎ業務』は維持管理業務に含まれるものですが、『施設整備業務』の欄が存在するのはどのような意図でしょうか。<br>③『○』が付いているパターンとして、次の3パターンがあるように見受けられます。それぞれどのような意図でしょうか。<br>a)『施設整備業務 + 維持管理業務- 施設整備終了後』<br>b)『維持管理業務- 施設整備業務期間中 + 維持管理業務- 施設整備終了後』<br>c)『施設整備業務』のみ | ①該当する業務期間を『○』で示しています。<br>②設計内訳書の仮設備欄を御参照願います。<br>③記載している仮設備について、該当する期間を明示しているものです。 |
| 655 | 【別表3.2】仮設備一覧                      | 39   | —  |   |   |     |    |   |   | 本資料の記載と、追加資料である『設計内訳書』のシート『施設整備総括Ⅱ』の『施設整備業務-1. 直接工事費-9. 仮設備工』の記載とが合致していないように見受けられ、どのように見積りを行えば良いのか分かりかねます。どのように対応すべきか、至急ご教示下さい。  | 設計内訳書との齟齬がありましたので修正し、別途提示させていただきます。  |
| 656 | 【別表3.2】仮設備一覧<br>15. 維持管理における型枠の取扱 | 42   | 15 |   |   |     |    |   |   | 型枠は、維持管理にない。II期工事内で償却という認識で良いか？  | 御理解のとおりです。   |
| 657 | 【別表3.6】提出図書-2                     | 46   |    |   |   |     |    |   |   | ここで言う竣工とは、施設整備業務の完了と解釈して宜しいか？  | 御理解のとおりです。   |

| No. | 質問項目   | 質問箇所 |    |   |   |     |    |    |   | 質問内容   | 回答  |
|-----|--|------|----|---|---|-----|----|----|---|--|---|
|     |  | 頁    | 行  | 章 | 1 | (1) | 1) | ①  | 7 |  |   |
| 658 | 【別表3.8】コンクリート(仕様まとめ)                             | 48   |    |   |   |     |    |    |   | 覆工コンクリートの仕様において、設計図面では換気立坑及び西立坑に設計基準強度60N/mm <sup>2</sup> 区間があります。この仕様をご教示頂けるでしょうか?  | 西立坑に設計基準強度60N/mm <sup>2</sup> 区間があります。仕様は60~18~40(N)及び60~18~20(Ni)を標準とします。  |
| 659 | 【別表4.6】土壤分析のうち公定分析項目一覧                           | 67   |    |   |   |     |    |    |   | 公定分析の分析方法において、表に記載された分析方法以外で環境省告示等に規定された方法を用いても宜しいでしょうか?   | 御理解のとおりです。  |
| 660 | 【別表4.7】環境測定業務の要求水準                               | 68   |    |   |   |     |    |    |   | 算出された測定点数とありますが、算出方法についてご教示願います。   | 算出方法を含めて協議の上、決定します。   |
| 661 | 【別表4.7】環境測定業務の要求水準                               | 68   |    |   |   |     |    |    |   | 空気環境測定とは具体的にどのような項目をお考えでしょうか?  | メタンガス、酸素、一酸化炭素、二酸化炭素の各濃度とします。   |
| 662 | 【別表5.1】研究支援業務一覧                                  | 76   |    |   |   |     |    |    |   | 別表5.1記載の140m坑道での研究支援業務の1)処分技術開発支援業務の1)低アルカリ性セメント系材料の影響評価試験の細目欄は、コア採取と分析となっておりますが、要求水準書本文P97では140m水平坑道での内空変位測定が含まれております。別表5.1の記載漏れと解釈してよろしいでしょうか?   | 要求水準書本文が正しいです。別表5.1を修正します。  |
| 663 | 【別表5.1】研究支援業務一覧                                  | 76   |    |   |   |     | ③  | 1) |   | 「一部の測定は、電中研との共同研究で実施」とあるが、電中研との共同研究とは、高分解能の測定機器が必要である。電中研で開発、準備されるのであれば受注者側での準備は必要なくなるため。  | 本件業務とは別途250m坑道を利用して電中研との共同研究を行うものです。別表5.1を修正します。  |
| 664 | 【別表5.1】研究支援業務一覧                                  | 76   |    |   |   |     |    |    |   | 別表5.1記載の250m坑道での研究支援業務の④処分技術開発支援業務の1)低アルカリ性セメント系材料の施工・影響評価試験の細目欄には、要求水準書本文P13記載の250m水平坑道への採水装置の製作・設置および250m水平坑道での内空変位測定が記載されておりません。別表5.1の記載漏れと解釈してよろしいでしょうか?   | 要求水準書本文が正しいです。別表5.1を修正します。  |
| 665 | 【別表5.1】研究支援業務一覧                                  | 76   |    |   |   |     |    |    |   | 計測工1)ステップ管理計測(B計測)において、三次元レーザースキャナー整備と記載しております。この整備とは、事業者が装置の用意を研究支援業務として行うという意味でしょうか?   | 御理解の通りです。詳細は要求水準書本文を御参照ください。  |
| 666 | 【別表5.1】研究支援業務一覧                                  | 77   | 12 |   |   |     |    |    |   | 地質調査との記載がありますが、調査の内容が不明確です。地質調査の内容の詳細をご提示ください。   | 要求水準書本文を御参照ください。別表5.1を修正します。  |
| 667 | 【別表5.1】研究支援業務一覧                                  | 77   |    |   |   |     |    |    |   | 別表5.1記載の350m坑道での研究支援業務の③掘削影響領域の評価とそのための技術開発(坑道群)支援業務の③水理・地球化学観測の地球化学モニタリング装置の製作・設置、地下施設周辺の水質変化の確認の細目欄には、要求水準書本文P13記載の検査が記載されておりません。別表5.1の記載漏れと解釈してよろしいでしょうか?   | 要求水準書本文が正しいです。別表5.1を修正します。  |
| 668 | 【別表5.1】研究支援業務一覧                                  | 77   |    |   |   |     |    |    |   | 別表5.1記載の350m坑道での研究支援業務の④法定深度以深の処分技術開発支援業務の④人工アリヤ性能試験の細目欄には、要求水準書本文P151記載の試験孔の掘削が記載されておりません。別表5.1の記載漏れと解釈してよろしいでしょうか?   | 要求水準書本文が正しいです。別表5.1を修正します。  |
| 669 | 【別表5.9】採取コアの試験項目                                 | 84   |    |   |   |     |    |    |   | 1ケースとは、調査箇所を意味するのか。  | 御理解のとおりです。  |
| 670 | 【別表5.9】採取コアの試験項目                                 | 84   |    |   |   |     |    |    |   | EPMAの分析面の寸法、分析対象とする元素は?  | 開示リスト(研究支援)「幌延深地層研究計画 地下施設工事(第1期2次)HFSC(低アルカリ性セメント原位置吹付け施工試験 試験報告書」を御参照のうえ、同等の精度でのデータ取得が可能な方法で設定して下さい。                        |
| 671 | 【別表5.9】採取コアの試験項目                                 | 84   |    |   |   |     |    |    |   | SEM観察の倍率は固定か?試験数量10は写真10枚に相当するのか?  | 開示リスト(研究支援)「幌延深地層研究計画 地下施設工事(第1期2次)HFSC(低アルカリ性セメント原位置吹付け施工試験 試験報告書」を御参照のうえ、同等の精度でのデータ取得が可能な方法で設定して下さい。                        |
| 672 | 【別表5.9】採取コアの試験項目                                 | 84   |    |   |   |     |    |    |   | SEM観察ではコンクリート水和物、鉱物といった着目すべき観察項目の指定はあるか?ただ倍率指定での観察写真があればよいか?   | 開示リスト(研究支援)「幌延深地層研究計画 地下施設工事(第1期2次)HFSC(低アルカリ性セメント原位置吹付け施工試験 試験報告書」を御参照のうえ、同等の精度でのデータ取得が可能な方法で設定して下さい。                        |
| 673 | 【別表5.9】採取コアの試験項目                                 | 84   |    |   |   |     |    |    |   | 圧搾抽出法によるイオン分析の試験数量6は圧搾するコアの本数でしょうか、イオン分析の試験点数でしょうか。  | イオン分析の試験点数です。   |
| 674 | 【別表5.9】採取コアの試験項目                                 | 84   |    |   |   |     |    |    |   | イオン分析、湿式化学分析について、それぞれの元素、イオンの分析法に指定はないか?   | 開示リスト(研究支援)「幌延深地層研究計画 地下施設工事(第1期2次)HFSC(低アルカリ性セメント原位置吹付け施工試験 試験報告書」を御参照のうえ、同等の精度でのデータ取得が可能な方法で実施して下さい。                        |
| 675 | 【別表5.9】採取コアの試験項目                                 | 84   |    |   |   |     |    |    |   | XRDおよび熱分析のコンクリート試料については、粗骨材とモルタルを分離せずに分析するのか。  | 分析方法等は、開示リスト(研究支援)「幌延深地層研究計画 地下施設工事(第1期2次)HFSC(低アルカリ性セメント原位置吹付け施工試験 試験報告書」を御参照のうえ、同等の精度でのデータ取得が可能な方法で実施して下さい。                 |
| 676 | 【別表5.9】採取コアの試験項目                                 | 84   |    |   |   |     |    |    |   | 湿式化学分析は全岩分析となっているが、コンクリート部については化学分析を実施しないのか、また、コンクリートと岩石の分析方法は同じでよいか?  | コンクリート部分についても岩盤部分と同様の分析を実施して下さい。  |
| 677 | 【別表5.9】採取コアの試験項目                                 | 84   |    |   |   |     |    |    |   | 電気泳動セル法試験は、コンクリートと岩石について実施するのか、亀裂の多い岩の場合、電気泳動セル法試験は不適となる可能性が高いが、その場合、透過圧散試験等、岩の実効拡散系数を求める試験を別途実施するのか、透過圧散試験を実施する場合はトレーサー溶液は何を使用すべきか、トレーサーの種類によって定量方法が異なること、また、試験体寸法により試験期間および分析頻度が異なるので試験体寸法についても自覚を指摘してほしい。 | 開示リスト(研究支援)「幌延深地層研究計画 地下施設工事(第1期2次)HFSC(低アルカリ性セメント原位置吹付け施工試験 試験報告書」を御参照のうえ、同等の精度でのデータ取得が可能な方法で実施して下さい。                        |
| 678 | 【別表5.9】採取コアの試験項目 E PMAについて                       | 98   | 5  | 5 | 4 | (1) | 2) |    |   | 元素マッピングで元素を検出するのは、波長分散、エネルギー分散、どちらでも良いですか。また、測定元素については、指定はないのでしょうか?  | 開示リスト(研究支援)「幌延深地層研究計画 地下施設工事(第1期2次)HFSC(低アルカリ性セメント原位置吹付け施工試験 試験報告書」を御参照のうえ、同等のデータが取得可能な方法で実施して下さい。                            |
| 679 | 【別表5.9】採取コアの試験項目 E PMAについて                       | 98   | 5  | 5 | 4 | (1) | 2) |    |   | 広範囲を元素マッピングする際には、E PMAではなく、XRFを使用することは可能でしょうか。   | 開示リスト(研究支援)「幌延深地層研究計画 地下施設工事(第1期2次)HFSC(低アルカリ性セメント原位置吹付け施工試験 試験報告書」を御参照のうえ、同等のデータが取得可能な方法で実施して下さい。                            |
| 680 | 【別表5.9】採取コアの試験項目 SEM, E PMA観察試料サイズについて           | 98   | 5  | 5 | 4 | (1) | 2) |    |   | 分析予定のコア試料は径100mmですが、元素マッピングを行う試料については、更に切断(小後のコア試料に調整等)し、測定範囲を最大50mm×50mm×6mm程度の試料で測定することは可能でしょうか?または、試料サイズは径100mm×6mm程度でコアの中央を上記の測定範囲として含む形でも測定でも可能でしょうか。   | コア試料を加工・調整等して測定する事は可能です。但し、開示リスト(研究支援)「幌延深地層研究計画 地下施設工事(第1期2次)HFSC(低アルカリ性セメント原位置吹付け施工試験 試験報告書」を御参照のうえ、同等のデータが取得可能な方法で実施して下さい。 |
| 681 | 【別表5.9】採取コアの試験項目 圧搾法でのCa <sup>2+</sup> の分析方法について | 98   | 5  | 5 | 4 | (1) | 3) |    |   | Ca <sup>2+</sup> の分析方法については、特に指定はないのでしょうか。   | 開示リスト(研究支援)「幌延深地層研究計画 地下施設工事(第1期2次)HFSC(低アルカリ性セメント原位置吹付け施工試験 試験報告書」を御参照のうえ、同等の精度でのデータ取得が可能な方法で実施して下さい。                        |
| 682 | 【別表5.9】採取コアの試験項目 圧搾法でのMg <sup>2+</sup> の分析方法について | 98   | 5  | 5 | 4 | (1) | 3) |    |   | Mg <sup>2+</sup> の分析方法については、特に指定はないのでしょうか。   | 開示リスト(研究支援)「幌延深地層研究計画 地下施設工事(第1期2次)HFSC(低アルカリ性セメント原位置吹付け施工試験 試験報告書」を御参照のうえ、同等の精度でのデータ取得が可能な方法で実施して下さい。                        |

| No. | 質問項目                                 | 質問箇所 |   |   |   |     |    |   |   | 質問内容   | 回答  |
|-----|--------------------------------------|------|---|---|---|-----|----|---|---|--|---|
|     |                                      | 頁    | 行 | 章 | 1 | (1) | 1) | ① | 7 |  |   |
| 683 | 【別表5.9】採取コアの試験項目 振搗法でのイオン分析の定量下限について | 98   | 5 | 5 | 4 | (1) | 3) |   |   | 各分析項目について、測定規格はあるのでしょうか。                                       | 開示リスト（研究支援）「幌延深地層研究計画 地下施設工事（第1期2次）HFSC（低アルカリ性セメント原位置吹付け施工試験 試験報告書」を御参照のうえ、同等のデータが取得可能な方法で実施して下さい。                  |
| 684 | 【別表5.9】採取コアの試験項目 湿式分析の方法について         | 98   | 5 | 5 | 4 | (1) | 3) |   |   | 湿式分析で、ICP-AES、ICP-MS、AAS、XRF等を適宜使用して良いでしょうか。全鉄の分析方法に指定等はありますか。 | 分析方法は適宜選択可能です。但し、開示リスト（研究支援）「幌延深地層研究計画 地下施設工事（第1期2次）HFSC（低アルカリ性セメント原位置吹付け施工試験 試験報告書」を御参照のうえ、同等のデータが取得可能な方法で実施して下さい。 |

< 落札者決定基準に関する質問 >

| No. | 質問項目                   | 質問箇所 |    |    |   |     |    |   |   | 質問内容  | 回答                          |
|-----|------------------------|------|----|----|---|-----|----|---|---|---|-----------------------------|
|     |                        | 頁    | 行  | 章  | 1 | (1) | 1) | ① | 7 |   |                             |
| 685 | 入札金額の適格審査              | 6    | 20 | 第3 | 2 | (3) |    |   |   | 予定価格算出のための資材単価等の出典・根拠は平成22年何月でしょうか。   | 入札金額算出時の単価を御考慮ください。         |
| 686 | 審査委員会の意見の扱い            | 7    | 19 | 第3 | 3 | (2) |    |   |   | 「審査委員会の意見を提案内容に反映することが妥当である旨が確認された場合には、事業実績等の条件として加味する」との記述について、意見の提案内容への反映によって該当費用が増減する場合には、入札価格も増減するとの理解でよろしいですか？   | 入札金額が増減しない範囲内での対応と考えております。  |
| 687 | 審査委員会の意見の扱い            | 7    | 21 | 第3 | 3 | (2) |    |   |   | 審査委員会から提案内容に対する意見が条件として加味された場合、新たな条件として、追加費用等を頂けるのでしょうか。  | No. 686を御参照ください。            |
| 688 | 審査のポイント<br>経営・財務に関する項目 | 9    | 3  | 第3 | 4 | (4) | ア  |   |   | 『統括マネジメントの実効性』が審査のポイントとありますが、『統括マネジメント』の記載があるのは、この箇所と様式集『様式21～c統括マネジメント』のみと推察致します。『統括マネジメント』という言葉は個人によって色々な想像が出来てしまう言葉であるところから、その定義を明確にして頂きたく、要求水準書や事業契約書(案)にて追記をお願い致します。 | 要求水準書及び事業契約書案は原案のとおりとします。   |
| 689 | 審査のポイント<br>経営・財務に関する項目 | 9    | 3  | 第3 | 4 | (4) | ア  |   |   | 上記質問に関連し、『統括マネジメント』とは、要求水準書14頁『4. 事業者による事業の調整に関する事項』や要求水準書55頁『7. 業務実施の体制』に記載のある『統括責任者』による業務全般の管理を言う、との理解でよろしいでしょうか。<br>具体的にご教示下さい。  | 『統括マネジメント』とは、基本的にご理解のとおりです。 |

< 基本協定書（案）に関する質問 >

| No. | 質問項目                    | 質問箇所 |    |    |          |     |   |   |   | 質問内容  | 回答   |
|-----|-------------------------|------|----|----|----------|-----|---|---|---|---|--|
|     |                         | 頁    | 行  | 条  | 項        | 号   | 一 | 一 | 一 |   |  |
| 690 | 前文                      | 1    | 3  | 前文 |          |     |   |   |   | 「協力会社（第1条(2)号に定める。以下「丙」という。）」とありますが、第1条(1)号の間違いではないでしょうか。ご確認下さい。  | 御指摘をふまえて、「協力会社（第1条(1)号に定める。以下「丙」という。）」に修正します。  |
| 691 | 前文                      | 1    | 3  |    |          |     |   |   |   | 『協力会社（第1条(2)号に定める。』とありますが、「（第1条(1)号に定める。』の誤りでしょうか。  | No. 690を御参照ください。   |
| 692 | 第1条（用語の定義）              | 1    |    | 1条 | 1項       | (5) |   |   |   | 「事業期間」とは、事業契約で定められた本事業の期間をいう。」とありますが、事業契約書(案)には『本事業の期間』の定義はありません。『契約期間』が適切かと思われますが、修正されてはいかがでしょうか。  | 明確化のため、第1条第5号を「「事業期間」とは、事業契約で定められた本事業の契約期間をいう。」に修正します。   |
| 693 | 第1条（用語の定義）              | 1    | 17 | 1条 | 1項       | (6) |   |   |   | 「提案書」の定義につき、「『他の乙又は事業者が事業契約締結までに提出した一切の書類』とありますのが、提案内容に全く関係ない書類も含まれてしまう可能性がありますので、「事業者が事業契約締結までに、事業契約に基づく事業者の債務履行に際し提出した一切の書類」としていただけませんでしょうか。  | 原案のとおりとします。  |
| 694 | 第2条（趣旨）                 | 1    | 33 | 2条 |          |     |   |   |   | 「落札者である乙が」とありますが、落札者は乙(構成員)と丙(協力会社)にて構成される「入札参加グループ(もしくは入札参加企業)」との認識です。落札後契約協議の場にて、適宜適正修正頂ける、との理解でよろしいでしょうか。念のため、確認させて下さい。  | 入札参加グループが落札する場合にも、落札者は入札参加グループの各構成員(乙)となります。この場合、構成員は複数となります、統称して「乙」と定義しています。なお、協力会社は入札参加グループの構成員ではなく、落札者には含まれませんが、別途、基本協定の当事者となります。 |
| 695 | 第2条（趣旨）                 | 1    | 33 | 2条 |          |     |   |   |   | 「落札者である乙が」とありますが、落札者は乙(構成員)ではなく、乙(構成員)にて構成される「入札参加グループ(もしくは入札参加企業)」との認識です。落札後契約協議の場にて、適宜適正修正頂ける、との理解でよろしいでしょうか。念のため、確認させて下さい。   | No. 694を御参照ください。   |
| 696 | 第5条（事業者の出資者）            | 2    | 28 | 5条 | 2項       |     |   |   |   | 「乙は、提案書に基づき事業者の増資を計画している場合、事業者の設立登記の完了後速やかに、事業者をして、別紙2の様式による増資計画書を甲に提出せしめるもとする。」とありますのが、事業者の増資を計画していない場合は別紙2は提出する必要はない、との理解でよろしいでしょうか。念のため確認させて下さい。   | 御理解のとおりです。   |
| 697 | 第5条（事業者の出資者）            | 2    | 32 | 5条 | 3項       |     |   |   |   | 「別紙4の様式による出資者誓約書を事業契約の締結と同時に」とありますが、出資者誓約書の文面には事業契約締結日を記載する必要があるなど、現実的には同時に不可能と思われます。「事業契約の締結後、速やかに」と修正頂きますお願いします。<br>(なお、誓約書の目次自体は、事業契約締結日を記載することは可能だと思われます。)  | 具体的な手続きについては、別途協議することとします。   |
| 698 | 第5条（事業者の出資者）            | 2    | 32 | 5条 | 3項       |     |   |   |   | 「甲に提出せしめる」とありますが、『甲に提出する』の間違いではないでしょうか。ご確認下さい。  | 御指摘を踏まえて、「甲に提出する」に修正します。   |
| 699 | 第5条 事業者の出資者             | 2    | 32 | 5条 | 3項       | (1) |   |   |   | 『構成員は、事業者をして、乙以外の者からの出資を受けさせてはならない。』とありますのが、これは設立時の出資のことであり、設立後に第6条第6項の構成の承諾を得て、第三者に対して新株等を発行して出資を募ることは認められると理解してよいですか。   | 御理解のとおりです。   |
| 700 | 第6条（株主間契約の締結、株式の譲渡等の制限） | 2    | 48 | 6条 | 1項<br>2項 |     |   |   |   | 「株主間契約」の締結とその謄本の提出が義務付けられておりますが、第5条第3項各号の内容は基本協定締結をした時点で貴機関に対して事業者が既に誓約済みであり、その内容と全く同じ内容の株主間契約を事業者間に締結することが入札条件となることの意図が全く分りかねます。貴機関、事業者双方にとってあまりにも無駄な努力に成りかねない規定と思われますので、第6条第1項及び第2項は削除頂きます様、強く要望致します。 | 原案のとおりとします。出資者相互の間での拘束力の観点から、誓約書とは別途、株主間契約が必要となります。  |
| 701 | 第6条（株主間契約の締結、株式の譲渡等の制限） | 3    | 18 | 6条 | 5項       | (3) |   |   |   | 「第2号の通知の受領後、甲が譲渡希望株主に対し、」とありますが、「甲が第2号の通知の受領後、譲渡希望株主に対し、」という意味でしょうか。ご確認下さい。<br>また、通知受領者を明確にするため、修正された方が適切かと思われますが、いかがでしょうか。   | 前段については御理解のとおりです。後段については、第2号をみると受領者が甲であることは明確ですので、原案のままとします。   |

| No. | 質問項目                   | 質問箇所 |    |     |          |            |    |   | 質問内容 | 回答   |   |
|-----|------------------------|------|----|-----|----------|------------|----|---|------|--|---|
|     |                        | 頁    | 行  | 章   | 1        | (1)        | 1) | ① | 7    |  |   |
| 702 | 第7条（事業契約の締結）           | 3    | 28 | 7条  | 2項       |            |    |   |      | 事業契約の締結にあたっては、本項の規定に基づき、甲及び乙がそれぞれ対等な立場において誠意をもって協議するという理解でよろしいでしょうか。   | 本項により立場の優劣が生じるものではありませんが、協議に当たっては可能な限り甲の要望を尊重するよう努めるという趣旨です。  |
| 703 | 第7条（事業契約の締結）           | 3    | 31 | 7条  | 3項       |            |    |   |      | 「本件入札説明書において示された本事業の目的及び理念に照らして」とあります、本事業の目的は記載されているようですが、本事業の理念といふのはどちらに記載があるのでしょうか。具体的にご教示下さい。   | 目的及び理念は一体のものであり、本事業の目的の基礎や前提をなす部分が理念であると御理解ください。  |
| 704 | 第7条（事業契約の締結）           | 3    | 36 | 7条  | 4項       | (1)        |    |   |      | 「…、又は乙が構成事業者である事業者団体が同法第8条第1項第1号の規定に違反したことにより、」との記述について、「乙が構成事業者である事業者団体」とは例えば具体的にどのような団体のことなのか、ご教示下さい。  | 事業者団体は、独占禁止法第2条第2項に定義されており、事業者としての共通の利益を推進することを目的とする団体をいいます。  |
| 705 | 第9条（準備行為）              | 3    | 52 | 9条  |          |            |    |   |      | 準備行為とあります、広義に捉えれば本事業の準備であるというような趣旨で、貴機構より事業範囲外の業務（もしくは事業期間を超えるような業務等）は強要されない、という理解ですが、念のため、確認させて下さい。（強要された後、それは準備行為だ、費用は支払わない、不合理なことを言われることを危惧しての質問です。当然にそのようなことは無い、との理解ですが、念のため確認させて下さい。）   | 本規定の趣旨は、乙及び丙が、事業契約締結前であっても、本事業を実施するために必要な事項を、自己的費用及び責任において、自主的に行っていただくことができるという趣旨です。  |
| 706 | 第10条（資金調達協力義務）         | 4    | 8  | 10条 | 3項       |            |    |   |      | 第3項に「乙は、事業者の資本金の額を減少させてはならないものとする」とあります、「甲の事前の承諾が得られた場合を除き」の一文を加えて頂けないでしょうか。   | 原案のとおりとします。なお、契約の変更による承諾の可能性までも否定するものではありません。   |
| 707 | 第11条（業務の委託等）           | 4    | 17 | 11条 | 3項       |            |    |   |      | 「事業契約の定めに従い、甲の事前の承諾を受けた契約内容に基づき、」とありますが、事業契約に則って各業務委託契約（プロジェクト間連携契約）を作成する上、貴機構の承諾を改めて受けることは、貴機構と事業者とともに作業が膨大・煩雑となり、双方にとってメリットが無いかと推察致します。<br>つきましては、次のことより修文頂きます様、強く要望致します。<br>修文前：「事業契約の定めに従い、甲の事前の承諾を受けた契約内容に基づき」<br>修文後：「事業契約の定めに従い、」<br>(落札者決定が平成22年10月26日、事業契約締結が平成22年12月、各業務の開始が平成23年1月と決められており、一方、各受託企業としては各業務委託契約が無い中では業務を始められないという中で、SPCと各受託企業間での契約協議だけでもその進め方に戸惑っておりますにもかかわらず、貴機構による承諾を受ける手続きを踏むことは、実質的に不可能であるとの認識です。現実的に可能な建付けに変更頂く必要があるとの考えのもとご質問差し上げております。<br>なお、各業務委託契約締結後、その契約書の写しを貴機構へ提出することには承諾しております上で主張させて頂いております。) | 原案のとおりとします。なお、No.739を御参照ください。   |
| 708 | 第12条（株式の譲渡に関する協力）      | 4    | 21 | 12条 |          |            |    |   |      | 「甲が事業契約の定めるとこにより事業者の全株式を甲が承諾する第三者に譲渡されることを選択したとき」とありますが、それほどのようなケースを想定されているのでしょうか。   | 事業者が立ちいかなくなり、融資会社が事業者の株式に対する担保権を実行する場合などが想定されます。  |
| 709 | 第12条（株式の譲渡に関する協力）      | 4    | 23 | 12条 |          |            |    |   |      | 「甲が承諾する第三者（事業者に融資する者が選定し甲が承諾した第三者を含む。）」とありますが、暴力団等、社会通念上譲渡することが合理的でない第三者を除き、原則として貴機構に承諾頂ける、との理解ですが、念のためその旨確認させて下さい。<br>(提案書に記載した融資予定者である金融機関等への株式譲渡（プロジェクトファイナンス上必要）等は、当然に承諾頂けることを確認させて頂いたい、という意図です。スケジュールが非常にタイトである中で、事業推進上、不合理に承諾頂けない、ことはないことを確認させて頂きたく。)  | 第三者への譲渡に当たっては、社会通念上譲渡することが合理的でない場合を除くだけでなく、実施主体のプロジェクト遂行能力や信用力など事業を適切に遂行できることや譲渡手続きにおいて法令に違反することがないなど諸般の事情を考慮し、当該譲渡による事業への影響をふまえて承諾の可否を決定することとなります。合理的な拒絶事由のない限りは承諾することを想定しています。  |
| 710 | 第14条（談合等不正行為があった場合の措置） | 4    | 27 | 14条 | 1項<br>2項 |            |    |   |      | 第1項では”乙が第7条4項に該当したときは、甲が事業契約を解除するか否かに関わらず乙は連帯して契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならぬ”、また、第2項では”第7条第4項に該当し、かつ次の2号に該当したときは第1項の違約金に加え、契約金額の100分の5の違約金を別途支払わなければならない”、となっておりますが、もともと契約解除の場合は施設整備料の10%、年間維持管理料の1.0%を支払うこととなっていましたが、上記、第1、2項の違約金に加え、事業者にとっては過大な違約金支払となります。通常事業契約解除された場合は上記第1、2項の違約金支払は免れるべきと考えますがその違約金額の根拠、意図をご教示ください。本来契約解除となった場合は本事業契約書第14条に定める違約金条項は無効となるものではありませんか。   | 事業者が事業契約書第59条に基づく違約金を支払った場合には、構員はその範囲で本条に基づく違約金の支払を免れますので、過大な負担とはなりません。なお、事業契約の解除と、本条項及び事業契約書第59条に基づく違約金の支払義務の効力とは無関係です。  |
| 711 | 第14条（談合等不正行為があった場合の措置） | 4    | 28 | 14条 |          |            |    |   |      | 本条は、本事業の入札に限定して対象としている規定との理解でよろしいでしょうか。  | 御理解のとおりです。  |
| 712 | 第14条（談合等不正行為があった場合の措置） | 4    | 35 | 14条 | 2項       |            |    |   |      | 本項は、第1項に関連した条項ですので、第1項に準じ、「乙が、事業契約に関して、第7条第4項第1号ないし第4号の一に該当した」として頂けますでしょうか。  | 御指摘をふまえて、明確化のために第14条第2項を「乙又は丙が、事業契約に関して、第7条第4項第1号ないし第4号の一に該当した場合であつて、・・・」に修正します。  |
| 713 | 第14条（談合等不正行為があった場合の措置） | 4    | 35 | 14条 | 2項       |            |    |   |      | 本項(1)号及び(2)項において、『第7条第1項』とあるのは、『第7条第4項』の誤りでしょうか。   | 御指摘をふまえて、第14条第2項第1号及び第2号を以下の通り修正します。なお、No.716も御参照ください。<br>(1) 第7条第4項第1号に規定する確定した命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。<br>(2) 乙及び丙が甲に第7条第4項各号に規定する違法な行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。<br>また、第7条第4項第1号についてもとのとおり修正します。<br>・・・事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したこと・・・ |
| 714 | 第14条（談合等不正行為があった場合の措置） | 4    | 35 | 14条 | 2項       |            |    |   |      | 第1項には「乙は連帯して」との規定がございますが、第2項には当該規定がない理由をご教示頂ければ幸甚です。   | 第2項も同趣旨ですので、第14条第2項を次のとおり訂正します。<br>・・・甲が事業契約を解除するか否かにかかわらず、乙及び丙は連帯して、甲の請求に基づき、第1項の違約金に加えて契約金額の100分の5の違約金を別途支払わなければならぬ。・・・   |
| 715 | 第14条（談合等不正行為があった場合の措置） | 4    | 41 | 14条 | 2項       | (1)<br>(2) |    |   |      | 各号とも「第7条第1項」との記述がありますが、第7条第1項には号はありませんので、第7条第4項の誤りではないですか？   | No.713を御参照ください。   |
| 716 | 第14条（談合等不正行為があった場合の措置） | 4    | 40 | 14条 | 2項       |            |    |   |      | 独占禁止法第7条の2第6項の規定を適用する目的・趣旨等についてご教示願います。  | 本号は、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用がある違反行為を繰り返す事業者について、同法同項と同趣旨にて違約金を加算するものです。あわせて、No.713をご参照ください。  |
| 717 | 第15条（遅延利息）             | 4    | 46 | 15条 |          |            |    |   |      | 「乙（構員）及び丙（協力会社）が前条に定める～支払わないとき」とありますが、第14条ではこのみに違約金の支払いが義務付けられています。どちらが正しいのでしょうか。  | 違約金は乙及び丙が連帯することを想定しておりますので、第14条に記載の「乙」を内容に応じて「乙又は丙」又は「乙及び丙」に訂正するとともに、第7条第4項についても同様の訂正を行います。   |

| No. | 質問項目               | 質問箇所 |    |         |    |     |    |   | 質問内容 | 回答   |  |
|-----|--------------------|------|----|---------|----|-----|----|---|------|--|--|
|     |                    | 頁    | 行  | 章       | 1  | (1) | 1) | ① | 7    |  |  |
| 718 | 第13条（事業契約の不成立）     | 4    |    | 13<br>条 |    |     |    |   |      | 「本事業の準備に関して支出した費用は、各自が負担するものとし、」とあります、「貴機構より事業範囲外の業務（もしくは事業期間を超えるような業務等）を強要された場合においては、広義に捉えれば本事業の準備であろうと、貴機構がその費用はご負担頂ける、との理解でよろしいでしょうか。念のため、確認させて下さい。」  | No. 705を御参照ください。   |
| 719 | 第16条（秘密保持・個人情報保護等） | 5    | 19 | 16<br>条 | 2項 |     |    |   |      | 「甲において当該請求の内容が、同法第5条の非公開とされるべき情報にあたると思慮するとき」、なぜ「乙及び丙は甲に対して非公開とされるべき・・・理由を具体的に甲に示す」のか、理解できません。本項の趣旨等についてご教示頂けませんでしょうか。」   | 非公開とすることが乙及び丙にとって利益となりうるため、非公開とされるべき情報を当たりうる場合には、乙及び丙に対し、非公開事由に該する理由を具体的に説明する機会を与える趣旨です。 |
| 720 | 第17条（協定の有効期間）      | 6    | 18 | 17<br>条 | 2項 |     |    |   |      | 「本協定の有効期間の終了にかかわらず、第13条ないし第16条及び第20条の規定の効力は存続するものとする。」とありますが、いつまで存続するのでしょうか。少なくとも第16条（守秘義務）については未来永劫続くようなものは受け入れられません。通常、協定有効期間終了後、3年程度とすることが多いかと思われますが、いかがでしょうか。」                                       | 入札説明書等に関する質問回答（第2回）No. 108を御参照ください。なお、各規定に基づく具体的な請求権については、時効による消滅があります。                  |
| 721 | 第17条（協定の有効期間）      | 6    |    | 17<br>条 | 2  |     |    |   |      | 7月23日公表の質問回答（第2回）のNo. 108において、以下の理由により、原案どおりとしますが、第16条については、当該秘密内容が公知のものとなった場合は、その時点で秘密保持・個人情報保護等の義務は負わせられなくなるとの理解でよろしいでしょうか。」   | 秘密保持との関係では、御理解のとおりです。個人情報保護との関係では、公知であることは除外の理由となります。                                    |
| 722 | 別紙4 出資者誓約書の様式      | 12   | 16 | 別紙4     |    |     |    |   |      | 「下記の事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証をします」とあります。他社のことに関する限りまで誓約等は絶対に出来ません。以下のとおり修正頂きます様、強く要望致します。<br>(もちろん、それぞれの構成員が自らに関して誓約等をすることは可能です。)<br>修正前：「～～下記の事項を連帯して誓約し、かつ、表明及び保証をします。」<br>修正後：「～～下記の事項を誓約し、かつ、表明及び保証をします。」 | 原案のとおりとします。  |

< 事業契約書（案）に関する質問 >

| No. | 質問項目    | 質問箇所 |    |    |   |   |    |    | 質問内容 | 回答   |   |
|-----|---------|------|----|----|---|---|----|----|------|--|---|
|     |         | 頁    | 行  | 章  | 節 | 款 | 条  | 項  | 号    |  |   |
| 723 | 前文      | 1    | 32 | 前文 |   |   |    |    |      | 「～～以下の条項によって施設整備業務並びに維持管理業務及び研究支援業務に関する契約（以下「本契約」という。）を締結し、～～」とあります、「以下の条項によって墨書き契約（以下「本契約」という。）を締結し、』とする方が適切ではないでしょうか。」   | 原案の記載は、御指摘の趣旨と同一の趣旨です。  |
| 724 | 前文      | 1    | 32 | 前文 |   |   |    |    |      | 「事業者と機構は、本契約と共に、基本協定書、本件入札説明書、本件入札説明書に関する質問回答（略）、並びに（略）提案書（略）に定める事項が適用されることを確認する。」とありますが、それぞれの書類の優先順位を明記下さい。<br>(それぞれの書類において離隔が全く無いとは言い切れないと思われますので、優先順位を明記頂く必要がございます。)  | 優先順位については、第91条第2項、第3項を御確認ください。  |
| 725 | 第1条（定義） | 2    | 2  | 1章 |   |   | 1条 |    |      | 基本協定書（案）にはある『出資者』の定義がありません。用語の定義に追加してはいかがでしょうか。」   | 御指摘を踏まえて、第80条の『出資者』を「出資者（事業者の株主をいう。以下同じ。）」に修正します。   |
| 726 | 第1条（定義） | 2    | 4  | 1章 |   |   | 1条 | 1項 | (1)  | 「維持管理期間」と全く同一期間のものとして、「契約期間（もしくは本契約期間）」といふ言葉が使用されておるように推察致しますが、『本契約期間』に統一されることはいかがでしょうか。<br>(そうでなければ、事業スケジュールを再考頂いた方がよろしいのではないかでしょうか。)   | 維持管理期間と契約期間が同一の期間であることは御指摘のとおりですが、適宜用語を使い分けています。なお、入札説明書改訂版で示した維持管理の期間は、実際に維持管理の現場作業に入る時期を指しており、引継ぎ業務などの維持管理の準備などは契約締結日から開始します。 |
| 727 | 第1条（定義） | 2    | 4  | 1章 |   |   | 1条 | 1項 | (1)  | 上記質問に関連し、「維持管理期間」とありますか、一方、同条第9号に「研究支援業務実施期間」という言葉もあります。『本契約期間』に統一されることはいかがでしょうか。<br>(そうでなければ、事業スケジュールを再考頂いた方がよろしいのではないかでしょうか。)  | No. 726を御参照ください。  |
| 728 | 第1条（定義） | 2    | 4  | 1章 |   |   | 1条 | 1項 | (1)  | 「本契約締結日（以下「維持管理開始日」という。）」とありますが、本号以降についても、本契約締結日と維持管理開始日の両方が存在しております。『本契約締結日』に統一されることはいかがでしょうか。<br>(そうでなければ、事業スケジュールを再考頂いた方がよろしいのではないかでしょうか。)  | No. 726と同一の趣旨で、原案のとおりとします。  |
| 729 | 第1条（定義） | 2    | 4  | 1章 |   |   | 1条 | 1項 | (1)  | 上記質問に関連し、「本契約締結日（以下「維持管理開始日」という。）」とありますが、一方同条第7号に「研究支援業務開始日」、同条第12号に「工事開始日」という言葉もあります。『本契約締結日』に統一されることはいかがでしょうか。<br>(そうでなければ、事業スケジュールを再考頂いた方がよろしいのではないかでしょうか。)   | 研究支援業務開始日は契約締結日になります。なお、入札説明書改訂版に記載の日は実際に研究支援業務の現場作業に入る時期を指しています。また、工事開始日も平成23年1月1日になります。                                       |
| 730 | 第1条（定義） | 2    | 4  | 1章 |   |   | 1条 | 1項 | (1)  | 上記質問に関連し、同条第19号に「施設整備期間」とありますが、こちらは「本契約締結日の翌日」が始期となっており、他の期間の始期と1日ずれております。『本契約締結日』に統一されることはいかがでしょうか。<br>(そうでなければ、事業スケジュールを再考頂いた方がよろしいのではないかでしょうか。)   | 御指摘をふまえて、第1条第19号を「施設整備期間」とは、本契約締結日から施設整備対象部分全部引渡完了日までの期間をいう。」に修正します。  |
| 731 | 第1条（定義） | 2    | 4  | 1章 |   |   | 1条 | 1項 | (1)  | 上記質問に関連し、事業契約書上では、「本契約締結日」と「維持管理開始日」、「研究支援業務開始日」が同日の整理のようですが、一方、入札説明書改訂版1頁には、<br>本契約締結日 → 平成22年12月（事業者との事業契約締結）<br>維持管理開始日 → 平成23年1月～（維持管理の開始）<br>研究支援業務開始日 → 平成23年1月～（研究支援の開始）<br>とあり、整合が取れていません。<br>どのように考えればよろしいでしょうか。<br>入札価格の見積りにも大きく影響してしまうため、整合が取れるよう、至急修正願います。 | No. 726及びNo. 729を御参照ください。   |
| 732 | 第1条（定義） | 2    | 10 | 1章 |   |   | 1条 | 1項 | (5)  | 「「業務計画」とは、要求水準書に定める、維持管理業務に関する業務計画をいい。」とありますが、一方「研究支援業務計画書」という言葉も定義されております。混乱を避けるため、「業務計画」を「維持管理業務計画」に修正されはいかがでしょうか。」  | 「業務計画」を「維持管理業務計画書」に修正します。要求水準書及び事業契約書（案）の該当箇所を修正します。  |

| No. | 質問項目           | 質問箇所   |    |    |    |     |     |    | 質問内容 | 回答   |  |
|-----|----------------|--------|----|----|----|-----|-----|----|------|--|--|
|     |                | 頁      | 行  | 章  | 1  | (1) | 1)  | ①  | 7    |  |  |
| 733 | 第1条（定義）        | 2      | 33 | 1  |    |     | 1条  | 1項 | ###  | 「『事業用地』とは、要求水準書で特定された施設整備業務並びに維持管理業務及び研究支援業務を履行する場所（地中部分を含む。）をいう。」とありますが、具体的にご教示頂けないでしょうか。<br>また、「【別図1.1】本事業における地下施設の整備範囲」にて全て満たしているとの理解でよろしいのでしょうか。ご教示下さい。<br>(要求水準書【別表1.4】用語の定義に「事業用地」の言葉の定義がされていないため、詳細分かりかねます。ご教示下さい。)   | 別途公表する要求水準書付属資料集【別図1.1.2】をご覧ください。  |
| 734 | 第1条（定義）        | 3      | 5  | 1  |    |     | 1条  | 1項 | ###  | No. 297を御参照ください。   |  |
| 735 | 第1条（定義）        | 3      | 27 | 1  |    |     | 1条  | 1項 | ###  | 施設整備対象部分完成予定期は平成27年3月31日とされていますが、一方で本提案項目には工程短縮についての記載が含まれています。（様式33、34）。工程を短縮した場合、施設整備対象部分完成予定期は変更してもよいという理解でよろしいでしょうか。また、その場合、サービス対価の支払額が標準化されると、必要に応じて割賦の支払スケジュール等も変更しても良いという理解でよろしいでしょうか。  | 前段については、御指摘のとおり、工期が短縮される提案がなされた場合には、事業契約締結時に提案された期日を施設整備対象部分完成予定期とします。後段については、割賦元本の支払スケジュールも含めて御提案いただき、提案された変更が相当と判断される場合には、提案にもとづき支払いをすることとします。ただし、年毎の支払額は入札説明書に示す範囲内において一定額とします。なお、詳細は入札説明書別紙1（修正版）をご確認ください。 |
| 736 | 第1条（定義）        | 2<br>3 | —  | 1  |    |     | 1条  | 1項 |      | いくつか言葉の指す範囲を確認させて下さい。以下の理解でよろしいでしょうか。<br>事業用地>研究施設>地下施設>本件施設   | 必ずしも質問のような関係ではありません。各用語の定義については、要求水準書付属資料別表1.4を御参照ください。なお、「用地」に関しては、異なる表現で同義のものがあるため該当箇所を修正します。  |
| 737 | 第6条（本事業の実施）    | 4      | 21 | 2章 |    |     | 6条  | 2項 |      | 「、本事業」の実施に係る一切の責任を負うものとする。」とあります<br>、「、本事業の実施に係る一切の責任を負うものとする。」の間違いでないでしょうか。ご確認下さい。  | 御指摘をふまえて、第6条第2項を「本事業の実施に係る一切の責任を負うものとする。」に修正します。   |
| 738 | 第6条（本事業の実施）    | 4      | 25 | 2章 |    |     | 6条  | 3項 |      | 「事業者は、…、統括責任者を配置する。」との記述について、<br>①代表企業（例えば）の運営者はS P Cに出向させ、統括責任者となる方式でよろしいですか？<br>②S P Cと代表企業（例えば）が「統括責任者業務委託契約（仮称）」を締結し、代表企業が統括責任者業務を行なう（統括責任者として個人を任命する）方法は認められますか？  | ①及び②の何れの方法での配置も構いません。  |
| 739 | 第6条（本事業の実施）    | 4      | 26 | 2章 |    |     | 6条  | 4項 |      | 「事業者が本事業に実施して契約を締結する場合には、契約締結予定期の14日前までに、機構に対し、その者の氏名又は商号及び住所等の必要な事項を記載した書面により通知するとともに、当該契約書類を提示し、機構の承諾を得なければならぬ。」とありますが、その趣旨は理解するものの、今回の事業スケジュールでは実質不可能ではないでしょうか。<br>具体的にどのようなスケジュールをご想定でしょうか。ご教示下さい。<br>(そうでなければ、事業スケジュールを再考頂いた方がよろしいのではないでしょうか。)  | 14日前とされていますが、実務上は、更に前に契約書の案を提出するなどの対応をお願いします。また、承諾の手続きを考えると、14日という日数は不可欠と考えています。なお、事業契約締結と同時に提出すべき契約についても、落札者決定から契約までは十分に期間があると思いますので対応可能と考えます。ただし、合理的に困難と考えられる場合には、機構と協議することとします。                             |
| 740 | 第7条（事業者の資金調達）  | 4      | 31 | 2章 |    |     | 7条  | 1項 |      | 「本事業に関する事業者の資金調達はすべて事業者の責任と費用負担において行う。」とありますが、事業者側に資金調達の責任と費用負担がある以上、提案書からどの資金調達方法の変更などは貴機構より無理強いされない、という理解でよろしいでしょうか。念のため、確認させて下さい。<br>(実質上、プロジェクトファイナンスにてSPCが資金を調達することにならうかと思われますが、そうした場合、施設整備対象の変更や出来高の変更等についても金融機関の承諾を得る必要があります（承諾を得られない場合は資金調達が不可能）。場合によっては金融費用も発生。）、事業契約締結後に貴機構の予算編成の関係等で支払スケジュールが変更となるといった一方的な通知は絶対に受け入れられません。それらの状況も含め、貴機構と事業者双方にて協議しながら、誠実に進めさせて頂けることを確認させて頂きたい、という意図です。） | 機構から事業者に対して資金調達方法そのものの変更を要請することはないと考えますが、事業契約に基づいて機構がスケジュールの変更を行うことはあり得ますので、その際に必要な対応をしていただく必要があります。   |
| 741 | 第8条（追加費用への対応）  | 4      | 38 | 2章 |    |     | 8条  |    |      | 本条は、第53条に統合してはいかがでしょうか。<br>(同じような規定が別の場所にあることは、契約締結後、貴機構と事業者双方にとってプラスとならないのではないかでしょうか。)  | 原案のとおりとします。第8条は、機構が負担すべき追加費用が発生した場合に、業務の内容が変更できることを定めるものであり、すべての業務の内容に関わるため「第2章、総則」中に規定したものです。第53条は、これによりサービス対価の調整が生じるため、サービス対価の調整という側面から「第6章、サービス対価」中において確認的に規定するものです。したがって、両規定の統合は不適当です。                     |
| 742 | 第8条（追加費用への対応）  | 5      | 1  | 2章 |    |     | 8条  |    |      | 「但し、かかる協議が調わない場合には、機構が合理的な変更内容を定めて事業者に通知し、事業者はかかる通知内容に従う。」とありますが、合理的な判断は貴機構によるものではなく、社会通念上合理的である、との理解でよろしいでしょうか。念のため、確認させて下さい。   | 合理的な変更内容とは、本事業の契約内容や目的等を総合的に勘案して客観的に合理的であると機構が判断する内容です。  |
| 743 | 第8条（追加費用への対応）  | 5      | 1  | 2章 |    |     | 8条  |    |      | 「但し、かかる協議が調わない場合には、機構が合理的な変更内容を定めて」との記述について、機構側だけの「合理的」な判断では片手落ちではないでしょうか？   | No. 742を御参照ください。   |
| 744 | 第9条（関係者協議会）    | 5      | 4  | 2章 |    |     | 9条  |    |      | 関係者協議会は幌延で開催されるとの理解でよろしいですか？   | 原則、幌延で開催しますが、必要に応じて他箇所でも開催する場合があります。   |
| 745 | 第11条（事業費内訳書）   | 5      | 20 | 2章 |    |     | 11条 | 1項 |      | 「事業費内訳書」を作成・提出とありますが、提案書とともに提出することになっている「設計内訳書」にて内容は全てカバーしているのではないでしょうか。具体的にどのようなものをご想定なのかご教示下さい。  | 「設計内訳書」と「事業費内訳書」は同様の内容になりますが、「事業費内訳書」は採択された提案に基づく最終的に作成された内訳書になります。  |
| 746 | 第12条(保険)       | 5      | 25 | 2章 |    |     | 12条 |    |      | 『事業費等』の定義がありませんので、「～～若しくは研究支援企業（第45条〔研究支援業務における第三者の使用〕）第4項に定義する。以下同じ。」（以下述して「事業者等」という。）をして、「別紙2～～」と修文してはいかがでしょうか。  | 事業契約書本文には「事業者等」という文言は使用されておらず、定義は不要です。なお、「別紙2 事業者等が付保する保険」との文言は、別紙2の表題にすぎず、特段の意味を持たせんので定義は不要です。さらに、別紙2における「事業者等」は、第12条に基づき保険契約の義務を負う者であることが自明であるため、これも定義は不要です。   |
| 747 | 第13条（事業用地等の瑕疵） | 5      | 34 | 2章 |    |     | 13条 |    |      | 本契約締結前には合理的に予測できない瑕疵には、貴機構より提示された設計図面に明示されていない異常出水・ガス発生等が含まれるとの理解でよろしいでしょうか。   | 要求水準書に示す範囲を超えた不測の事態により損害が発生した場合には不可抗力に基づく損害としますが、それ以外は事業者の負担とします。  |
| 748 | 第15条（一般的の損害）   | 6      | 10 | 2章 |    |     | 15条 |    |      | 「第15条 の施設整備対象」との記述について、「 の」は誤植ではないですか？   | 入札説明書等に関する質問回答（第2回）No.116を御参照ください。   |
| 749 | 第17条（設計図書の照査）  | 6      | 25 | 3章 | 1節 |     | 17条 |    |      | 「設計図書の照査等を行う」との記述について、「照査等」とは通常一般的の意味ですか、それとも本事業固有の意味（例：照査等の方法、結果の報告など手順につき機構の定めがある等）がありますか？   | 要求水準書第1章7節2.及び3.に示すとおりです。  |

| No. | 質問項目                    | 質問箇所 |    |    |    |     |     |     |     | 質問内容  | 回答   |
|-----|-------------------------|------|----|----|----|-----|-----|-----|-----|---|--|
|     |                         | 頁    | 行  | 章  | 1  | (1) | 1)  | ①   | 7   |   |  |
| 750 | 第18条（設計図書の変更）           | 6    | 28 | 3章 | 1節 |     | 18条 | 1項  |     | 1項の条文には、費用の負担に関する記述がありませんが、費用が増加した場合には機構が負担するとの理解でよろしいですか？  | 第18条第2項を以下のとおり修正します。<br>「事業者が、機構の請求により、又は機構の承諾を得て設計図書の変更を行う場合、当該変更により生じた追加費用の負担については以下のとおりとする。<br>1 当該変更が事業者の責めに帰すべき事由（事業者の提案にかかる設計図書の不備による場合を含む。）に基づく場合は事業者が負担する。<br>2 当該変更が法令変更に基づく場合は第68条、不可抗力に基づく場合は第71条の規定に従う。<br>3 当該変更が前各号に定める事由以外の事由に基づく場合は機構が負担する。」 |
| 751 | 第18条（設計図書の変更）           | 6    | 29 | 3章 | 1節 |     | 18条 | 1項  |     | 「書面を交付して」とありますが、書面を交付せずに設計図書の変更を求められることは無い、との理解ですが、念のため、その旨確認させて下さい。  | 協議において書面の交付に先立って口頭にて変更依頼をすることはあると思いますが、いずれの場合でも正式には書面を交付して確認します。   |
| 752 | 第18条（設計図書の変更）           | 6    | 35 | 3章 | 1節 |     | 18条 | 2項  |     | 「事業者の責めに帰すべき事由により設計図書の変更を行う場合」との記述について、そもそも本件では設計図書は入札資料の一つなので、従ってこの「設計図書」は「機構の承諾を得て事業者が一度変更した設計図書」と理解せざるを得ません。ここは設計図書の再変更についての記述と理解すればよろしいですか？   | ここでいう設計図書とは、事業者による照査等と事業者の提案をふまえて行った修正の後の設計図書をいいます。  |
| 753 | 第18条（設計図書の変更）           | 6    | 35 | 3章 | 1節 |     | 18条 | 2項  |     | 「事業者の責めに帰すべき事由（事業者の提案にかかる設計図書の不備による場合を含む。）」とありますが、設計図書とは要求水準書になると『要求水準書並びに設計内訳書・設計図・設計開通図』とあります。この内、事業者側にて作成するものは設計内訳書のみとの理解ですので、次のとおり、修正願います。<br>「事業者の責めに帰すべき事由（事業者の提案にかかる設計内訳書の不備による場合を含む。）」  | 原案の通りとします。なお、No.752を御参照ください。   |
| 754 | 第18条（設計図書の変更）           | 6    | 38 | 3章 | 1節 |     | 18条 | 3項  |     | 設計図書の変更で費用が増加した場合の記述がありません。増額の場合は当然サービス対価は増加するとの理解でよろしいですか？   | No.750を御参照ください。  |
| 755 | 第18条（設計図書の変更）           | 7    | 4  | 3章 | 1節 |     | 18条 | 4項  |     | 「機構は第50条（サービス対価の支払）に基づき機構が事業者に支払うサービス対価のうち維持管理対価又は」とありますが、維持管理対価には保険料等が含まれており、その減少はSPCの資金ショートを起こしかねません。<br>第18条第1項にならない、次のとおり、修正願います。<br>「機構は第50条（サービス対価の支払）に基づき機構が事業者に支払うサービス対価のうち維持管理費（維持管理対価のうち、「別紙5 サービス対価の金額」にいう維持管理費をいう。以下同じ。）又は」 | 原案のとおりとします。  |
| 756 | 第21条（施設整備業務における第三者の使用）  | 7    | 36 | 3章 | 2節 | 1款  | 21条 | 6項  |     | 「紛争」について、本件工事に関して施設整備企業の責に帰さない事由によるものは除くとの理解でよろしいでしょうか。   | 本項は、施設整備企業に生じた紛争等に起因して本件工事が遅延し、増加費用等が生じた場合には、その遅延が施設整備企業の責めに帰すべき事由によるか否かを問わず、当該施設整備企業の使用を判断した事業者において当該増加費用等を負担していただく趣旨です。  |
| 757 | 第18条（設計図書の変更）           | 7    |    | 3章 | 1節 |     | 18条 | 4項  |     | 設計図書の変更で費用が増加した場合の記述がありません。増額の場合は当然サービス対価は増加するとの理解でよろしいですか？   | No.750を御参照ください。  |
| 758 | 第22条（工期変更の場合の費用負担）      | 8    | 6  | 3章 | 2節 | 1款  | 22条 | (3) |     | 不可抗力による事業者の損害を貴機構が負担される場合、”当該損害は実損に限る”、となっていますが、「実損」の範囲には「利益」以外の各種間接損害（固定費、経常費、契約変更に伴う各種違約金その他）を含むものと理解してかまいませんか。   | 「実損」とは、不可抗力の発生により財産状態が減少した場合の当該減少部分たる損害（横損損害）を意味し、実際に支出を要することとなった費用等を含みますが、その範囲は合理的に限られ、具体的な事情により判断されます。   |
| 759 | 第24条（施設整備業務に関する業務監視の実施） | 8    | 16 | 3章 | 2節 | 2款  | 24条 | 2項  |     | 機構が行う業務監視に伴い機構に発生する費用は、機構が負担するという理解でよいでしょうか。  | 御理解のとおりですが、事業者が行う業務監視に必要な資料の作成や立ち会いなどの費用は事業者の負担となります。  |
| 760 | 第24条（施設整備業務に関する業務監視の実施） | 8    | 24 | 3章 | 2節 | 2款  | 24条 | 2項  | (3) | 『機構は、試運転等に立ち会うことができる』とありますが、事業者が必要と認めた場合には、合理的な期間をおいた事前通知を行ったうえで機構に立会い頂けると理解してよいでしょうか。  | 御指摘の場合については、可能な限り協力します。  |
| 761 | 第24条（施設整備業務に関する業務監視の実施） | 8    | 24 | 3章 | 2節 | 2款  | 24条 | 2項  | (3) | 「施設等の試稼働等は、」という記述と、その後の「各種設備の点検、試運転等は、」という記述は全く同じ意味と理解してよろしいですか？  | ご理解のとおりです。   |
| 762 | 第25条（工期の変更）             | 9    | 3  | 3章 | 2節 | 3款  | 25条 | 3項  |     | 施設整備対象部分全額引渡予定期などの変更について記載されていますが、例えば1年遅れた場合、一時支払対価（A）方式が延長され、割賦支払対価（B）方式が1年短縮されるのですか？  | 御指摘の場合には、工期の変更理由等に応じて協議します。  |
| 763 | 第26条（工事の一時中止）           | 9    | 17 | 3章 | 2節 | 3款  | 26条 | 3項  |     | 「機構は必要となった合理的な増加費用又は被った合理的な損害を負担する」と記述されていますが、割賦元金借入時期が遅れることによる融資契約変更費用（ブレイキングコスト）も含まれると理解してよろしいですか？  | 御理解のとおりです。   |
| 764 | 第28条（履行遅滞の場合の措置）        | 9    | 28 | 3章 | 2節 | 3款  | 28条 | 2項  |     | 「履行遅滞金として遅延日数1につき、…施設整備費の1000分の1に相当する額を機構に支払う。」と記述されていますが、1年で $365/1000 = 0.365 \sim 36.5\%$ となり、通常の遅延損害金の率と比較しても、一桁多いのではないかでしょうか？また、遅延損害金あるいは損害賠償金とは別の履行遅滞金とはどのような位置付けのペナルティと考えればよいか、ご教示下さい。   | 本項は、事業者の責めに帰すべき事由により引渡しが遅延した場合の、損害賠償額の決定を定めるものです。したがって、これに加えて、遅延損害金が課されるものではありません。ただし、機構が現実に被った損害額が履行遅滞金の額を超える場合には、事業者はその超過額を機構に支払うことになります。  |
| 765 | 第30条（機構による完工確認）         | 10   | 10 | 3章 | 2節 | 4款  | 30条 | 3項  |     | 「第12条（保険）に規定する保険証書…を機構に対して提出」との記述について、別紙2の建設業務に関する建設工事保険と第三者賠償責任保険の保険証書を提出するのですか？   | 機構による一部完工確認までの間に事業者が締結した一切の保険の保険証書またはこれに代わるもの指し、別紙2の建設業務に関する建設工事保険と第三者賠償責任保険の保険証書を含みます。  |
| 766 | 第31条（事業者による引渡し）         | 10   | 15 | 3章 | 2節 | 4款  | 31条 | 1項  |     | 施設整備対象部分完成部分の引渡し日は、「別紙1 日程表」に記載の部分引渡日どおり既に決まっているとの理解でよろしいですか？   | No.735を御参照ください。  |
| 767 | 第31条（事業者による引渡し）         | 10   |    | 3章 | 2節 | 4款  | 31条 | 1項  |     | 貴機構への引渡しにあたり、引渡受領書等の書面をいただけるとの理解でよろしいでしょうか。   | No.883を御参照ください。  |
| 768 | 第33条（部分使用）              | 10   | 27 | 3章 | 2節 | 第4款 | 33条 | 3項  |     | 事業者の業務以外(部分使用)の用途に使用された場合のリスクは貴機構の責によることになりますが、事業者の付保する損害保険条件では貴機構の責によると否と問わずカバーする保険を付保することが一般的です。また、そのためには部分使用に伴う追加保険コストを要することとなってています。この場合の追加保険コストについては貴機構の負担とする理解でかまいませんか。   | 御指摘の費用も含めて、本事業の事業費として御提案ください。  |

| No. | 質問項目                    | 質問箇所 |    |    |    |     |     |     |   | 質問内容  | 回答  |
|-----|-------------------------|------|----|----|----|-----|-----|-----|---|---|---|
|     |                         | 頁    | 行  | 章  | 1  | (1) | 1)  | (1) | 7 |   |   |
| 769 | 第34条（瑕疵担保）              | 10   | 35 | 3章 | 2節 | 第4款 | 34条 | 1項  |   | 『施設内に事業者により設置され、機構に所有権が移転された機器・備品等』とあります。これは「本契約に基づき」事業者により設置され機構に所有権が移転されたものを意味すると理解してよいでしょうか。   | 御理解のとおりです。  |
| 770 | 第34条（瑕疵担保）              | 10   | 36 | 3章 | 2節 | 第4款 | 34条 | 1項  |   | 「機構に所有権が移転された機器・備品等」との記述について、移転される機器・備品等とは何でしょうか？   | 機構へ所有権が移転される研究坑道に付随する機器・備品等を意味しています。該当する機器・備品がない場合もあります。  |
| 771 | 第34条（瑕疵担保）              | 10   | 41 | 3章 | 2節 | 第4款 | 34条 | 2項  |   | 瑕疵担保責任の起算点が「施設整備対象部分の全部の引渡しを受けた日」となることについて、実施方針に関する質問回答（平成22年7月）において、「施設整備終了以前の部分引渡しは、一般に行われる竣工前の部分利用に位置づけられる」とから、瑕疵担保期間の起算点を竣工時に相当する施設整備の終了時としています。」との回答がありました。が、部分利用（使用）に関しては事業契約書（案）第33条第1項に、「機構は、・・・引渡しの前に使用すること・・・ができる。」とあるため、部分使用には該当しません。また、部分引渡後も、当該部分に関する維持管理は行われますが、それによって当然該当部分を常に引渡時の状態に維持できるわけではありません。にもかかわらず実質的に瑕疵担保期間が長期にわたる部分があることは、事業者の負担が過大になります。瑕疵の判断が困難になることにより、貴機構、事業者双方の法的立場が非常に不安定なものとなってしまいます。しあがいまして、瑕疵担保責任の起算点を「第31条に基づく引渡しを受けた日」としていただきますようお願いします。 | 入札説明書等に関する質問回答（第2回）No.123を御参照ください。  |
| 772 | 第34条（瑕疵担保）              | 10   | 43 | 3章 | 2節 | 第4款 | 34条 | 2項  |   | 第2項に「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数が10年を超える資産について生じた場合には、とあります。が、耐用年数が10年を超える資産についてはどのようなものを想定されていますか。   | 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数が10年を超える資産は、立坑本体、水平坑道本体等が該当します。   |
| 773 | 第34条（瑕疵担保）              | 10   | 44 | 3章 | 2節 | 第4款 | 34条 | 2項  |   | 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数が10年を超える資産について、貴機構に所有権が移転される機器・備品等のうち、何が対象物になるのかをご教示願います。   | 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」に定める耐用年数が10年を超える資産のうち、機器・備品等については該当事項はありません。  |
| 774 | 第34条（瑕疵担保）              | 11   | 3  | 3章 | 2節 | 第4款 | 34条 | 3項  |   | 『施設整備企業をして、機構に対し・・・（中略）・保証させるべく、かかる保証書を施設整備企業から徴求し機構に差入れる。』とありますが、下請人が保証書を提出した場合には、同一の工事については建設企業からの提出は不要、と理解してよいでしょうか。   | 保証人は建設企業とします。これに伴い第34条第3項を「事業者は、建設企業をして、機構に對し本条による瑕疵の修補及び損害の賠償をなすことについて保証せらるべく、かかる保証書を建設企業から徴求し機構に差入れる。当該保証書の様式は「別紙4 保証書様式」に定める様式による。」に修正します。また、別紙4を「〔建設企業〕（以下「保証人」という。）は、幌延深地層研究計画地下研究施設整備（第II期）等事業（以下「本事業」という。）に關連して・・・」に修正します。 |
| 775 | 第34条（瑕疵担保）              | 11   | 3  | 3章 | 2節 | 第4款 | 34条 | 3項  |   | 第3項に「事業者は、施設整備企業をして、機構に對し～保証書を施設整備企業から徴求し機構に差入れる」とありますが、第21条第5項から施設整備企業には下請人も含まれます。下請人からも保証書を差入れる必要があるのでしょうか。   | No.774を御参照ください。   |
| 776 | 第37条（維持管理業務における第三者の使用）  | 11   | 26 | 4章 | 1節 |     | 37条 | 2項  |   | 「事業者は、当該業務の委託又は請負に係る契約締結予定日の14日前までに、機構に對し、その旨を通知する…、当該契約書面を提示し、機構の承諾を得なければ…」との記述に従えれば、落札決定後すぐ、「11月1日から事業契約の交渉開始・締結→維持管理委託契約の最終案作成・提示→機構の承諾→12月17日（12月31日締結）”という事になりますが、14日前という規定は非現実的ではないでしょうか？   | No.739を御参照ください。   |
| 777 | 第37条（維持管理業務における第三者の使用）  | 12   | 1  | 4章 | 1節 |     | 37条 | 6項  |   | 「維持管理企業に関する何らかの紛争等に起因して」との記述について、具体的にどのような紛争を想定しているのか、例示して頂けませんでしょうか？   | 例えば、維持管理企業における労働争議、下請企業との間の紛争などが想定されます。   |
| 778 | 第37条（維持管理業務における第三者の使用）  | 12   | 1  | 4章 | 1節 |     | 37条 | 6項  |   | 「紛争」について、維持管理業務に関して維持管理企業の責に帰さない事由によるものは除くとの理解でよろしいでしょうか。   | No.756を御参照ください。   |
| 779 | 第39条（維持管理業務の実施）         | 12   | 12 | 4章 | 2節 |     | 39条 | 3項  |   | 『機構は、第36条（業務計画の提出）第4項に従って』とありますが、「第3項」ではないでしょうか。  | 御指摘をふまえて、第39条第3項を「機構は、第36条（業務計画の提出）第3項に従って、・・・」に修正します。  |
| 780 | 第39条（維持管理業務の実施）         | 12   | 12 | 4章 | 2節 |     | 39条 | 3項  |   | 「第36条・・・第4項」とありますが、「第36条・・・第3項」の誤りでしょうか。  | No.779を御参照ください。   |
| 781 | 第40条（地下施設の修繕）           | 12   | 26 | 4章 | 2節 |     | 40条 | 1項  |   | 「地下施設に影響を及ぼす修繕を行う場合」との記述について、想定される修繕、および「影響を及ぼす」の具体的な基準について、具体的に例示して頂けませんでしょうか？   | 通常の維持管理業務の範囲を超える修繕を行う場合を想定しています。「影響を及ぼす」か否かの具体的な基準は、修繕により地下施設に変更が生じるか、修繕作業により地下施設の通常の利用が制約されるか、などから判断します。   |
| 782 | 第42条（維持管理業務に関する業務監視の実施） | 13   | 13 | 4章 | 3節 |     | 42条 | 5項  |   | 「本条において事業者の義務とされているものを除く部分は、」との記述について、本条とは42条のことですか？42条には、事業者の義務を直接言及する記述が見当たりませんので、ご確認願います。  | 本条第1項により事業者自ら行うものとされている業務監視を指します。第1項の業務監視と第2項の業務監視には重複するものがあります。また、第2項の業務監視に関連して第6項の書面の提出等が必要となった場合を含みます。   |
| 783 | 第43条（総則）                | 13   | 22 | 5章 | 1節 |     | 43条 |     |   | 『研究支援開始日』⇒『研究支援業務開始日』ではないでしょうか。   | 御指摘をふまえて、第43条第1項を「研究支援業務開始日」に修正します。   |
| 784 | 第45条（研究支援業務における第三者の使用）  | 13   | 38 | 5章 | 1節 |     | 45条 | 2項  |   | 「事業者は、当該業務の委託又は請負に係る契約締結予定日の14日前までに、機構に對し、その旨を通知する…、当該契約書面を提示し、機構の承諾を得なければ…」との記述に従えれば、落札決定後すぐ、「11月1日から事業契約の交渉開始・締結→研究支援業務委託契約の最終案作成・提示→機構の承諾→12月17日（12月31日締結）”という事になりますが、14日前という規定は非現実的ではないでしょうか？   | No.739を御参照ください。   |
| 785 | 第45条（研究支援業務における第三者の使用）  | 14   | 16 | 5章 | 1節 |     | 45条 | 6項  |   | 「研究支援企業に関する何らかの紛争等に起因して」との記述について、具体的にどのような紛争を想定しているのか、例示して頂けませんでしょうか？   | No.777を御参照ください。   |
| 786 | 第45条（研究支援業務における第三者の使用）  | 14   | 16 | 5章 | 1節 |     | 45条 | 6項  |   | 「紛争」について、研究支援業務に関して研究支援企業の責に帰さない事由によるものは除くとの理解でよろしいでしょうか。   | No.756を御参照ください。   |
| 787 | 第49条（研究支援業務に関する業務監視の実施） | 15   | 13 | 5章 | 3節 |     | 49条 | 5項  |   | 「本条において事業者の義務とされているものを除く部分は、」との記述について、本条とは49条のことですか？49条には、事業者の義務を直接言及する記述が見当たりませんので、ご確認願います。  | No.782を御参照ください。   |

| No. | 質問項目                   | 質問箇所 |    |    |    |     |         |        |   | 質問内容  | 回答  |
|-----|------------------------|------|----|----|----|-----|---------|--------|---|---|---|
|     |                        | 頁    | 行  | 章  | 1  | (1) | 1)      | (1)    | 7 |   |   |
| 788 | 第50条（サービス対価の支払）        | 15   | 26 | 6章 | 1節 |     | 50<br>条 | 1項     |   | 『緊急時の対応業務についてはこれに含まれるものとして、別途サービス対価の支払やその他の追加の支払を行うことを要しない』とあります。が、その適用範囲を明確にして下さい。例えば、第14条第4項で、臨機の措置につき、『通常の管理行為を超える』『サービス対価の範囲において負担することが明らかに適当でない』部分は機構がこれを負担する、とあります。が、これは「緊急時の対応業務」には含まれないと理解してよいですか。            | 入札説明書等に関する質問回答（第2回）No.131を御参照ください。                      |
| 789 | 第50条（サービス対価の支払）        | 15   | 26 | 6章 | 1節 |     | 50<br>条 | 1項     |   | 「但し、緊急時の対応業務についてはこれに含まれるものとして、…」との記述について、「…に含まれる」という意味は、緊急時の対応業務の費用は入札金額に含まれる（算算して入札価格に含める）ということですか？  | 御理解のとおりです。なお、入札説明書等に関する質問回答（第2回）No.131を御参照ください。         |
| 790 | 第50条（サービス対価の支払）        | 15   | 32 | 6章 | 1節 |     | 50<br>条 | 4項     |   | 本項に規定する①機構における支払期日、②機構の所定の方法について、具体的にご教示ください。   | 入札説明書等に関する質問回答（第2回）No.133を御参照ください。                      |
| 791 | 第50条（サービス対価の支払）        | 15   | 32 | 6章 | 1節 |     | 50<br>条 | 4項     |   | 「機構の所定の方法」について、具体的にご教示願います。   | 入札説明書等に関する質問回答（第2回）No.133を御参照ください。                      |
| 792 | 第50条（サービス対価の支払）        | 15   | 34 | 6章 | 1節 |     | 50<br>条 | 5項     |   | 本項に規定する「前項による支払が著しく困難な場合」とは、具体的にどのような状況を想定されているのでしょうか。  | 入札説明書等に関する質問回答（第2回）No.134を御参照ください。                      |
| 793 | 第50条（サービス対価の支払）        | 15   | 34 | 6章 | 1節 |     | 50<br>条 | 5項     |   | 本項に規定する「特別の期間」を定めることにより、事業者側に追加費用が発生した場合は、機構がその追加費用を負担するとの理解でよろしいでしょうか。   | 入札説明書等に関する質問回答（第2回）No.135を御参照ください。                      |
| 794 | 第52条（サービス対価の減額・支払い留保）  | 16   | 5  | 6章 | 2節 |     | 52<br>条 | 1項     |   | サービス対価のうち、既に機構の完成確認を受け、機構に引き渡した施設整備対象部分完成部分に関する施設整備対価については減額の対象にはならないと理解してよいでしょうか。  | 御理解のとおりです。  |
| 795 | 第53条（サービス対価の調整）        | 16   | 16 | 6章 | 2節 |     | 53<br>条 | 2項     |   | 『サービス対価総額の増額又は減額が生じる場合には、調整後の対価を事業者に支払うものとし、事業者は異議を留めないものとする。』との記載がございますが、当該増額又は減額の金額を決定する際には合理的な範囲で事業者と協議頂けるものと考えて宜しいでしょうか。この場合、明確化のため、本条項に『調整後の対価は事業者と貴機構間協議を経て決定される。』旨の追記をお願いいたします。                                | 原案のとおりとします。   |
| 796 | 第53条（サービス対価の調整）        | 16   | 16 | 6章 | 2節 |     | 53<br>条 | 2項     |   | 「機構は、前項に基づく事業内容の見直しを実施して、施設整備対価、維持管理対価及び研究支援対価の増額又は減額変更をして差し引き調整を行ったにもかかわらず、なおサービス対価総額の増額又は減額が生じる場合には、調整後の対価を事業者に支払うものとし、事業者は異議を留めないものとする。」とありますが、調整後の対価はよくまでも、社会通念上合理的な判断により決定される対価である、との理解でよろしいでしょうか。念のため、確認させて下さい。 | 御理解のとおりです。  |
| 797 | 第53条（サービス対価の調整）        | 16   | 18 | 6章 | 2節 |     | 53<br>条 | 2項     |   | 「…、事業者は異議を留めないものとする。」との記述について、機構が調整を色々なされた結果でも、サービス対価総額の増額が避けられない場合、事業者はこれに（多くに減額された総額に対して）異議を表明できない、との意味ですか？   | 御理解のとおりです。  |
| 798 | 第53条（サービス対価の調整）        | 16   | 20 | 6章 | 2節 |     | 53<br>条 | 3項     |   | 減額変更が生じた場合にも増額変更の場合と同様に、支払方法等にて協議頂ける規定を設けて頂きたく、お願い申し上げます。（適宜、修正下さい。）  | 原案のとおりとします。   |
| 799 | 第53条（サービス対価の調整）        | 16   |    | 6章 | 2節 |     | 53<br>条 | 3項     |   | 前項の調整後ににおいて、減額変更が生じた場合についても、機構と事業者は、調整後の対価の支払い方法、すなわち対価の具体的な減額方法について協議するという理解でよろしいでしょうか。  | No.798を御参照ください。   |
| 800 | 第54条（サービス対価の返還）        | 16   | 27 | 6章 | 3節 |     | 54<br>条 |        |   | 「当該サービス対価相当額の10%の違約金」の当該とは、減額の対象となつた支払い分、例えば半期払いでしたら、半期分の10%が違約金となるとの理解でよろしいでしょうか。  | 機構が減額し得たサービス対価の10%ということになりますので、別紙6に従って算出した減額分の10%になります。 |
| 801 | 第54条（サービス対価の返還）        | 16   | 28 | 6章 | 3節 |     | 54<br>条 |        |   | 「当該サービス対価相当額に10%の違約金を付して返還」との記述について、「当該サービス対価相当額」とは、その前に記載されている「機構が減額し得たサービス対価に相当する額」と理解してよろしいですか？  | 御理解のとおりです。なお、No.800を御参照ください。                            |
| 802 | 第56条（事業者の債務不履行による契約解除） | 17   | 15 | 7章 | 2節 |     | 56<br>条 | 1項 (5) |   | 催告不要の契約解除要件として、第1項に「(5)事業用地の使用許可が取り消されたとき」とあります。が、具体的にはどのようなことが想定されるのか、例示していただけないでしょうか。   | 入札説明書等に関する質問回答（第2回）No.139を御参照ください。また、No.803も御参照ください。    |
| 803 | 第56条（事業者の債務不履行による契約解除） | 17   | 15 | 7章 | 2節 |     | 56<br>条 | 1項 (5) |   | 「事業用地の使用許可が取り消されたとき」とありますが、事業用地の使用許可に関する規定が入札説明書類のどこにも見当たりません。入札説明書P.24第2章4(5)「土地の使用等」には無償貸与と規定されていますが、両者の関係をご教示下さい。  | いずれも使用可能という主旨です。  |
| 804 | 第56条（事業者の債務不履行による契約解除） | 17   | 23 | 7章 | 2節 |     | 56<br>条 | 2項 (2) |   | 「要求水準書に定める各年度の掘削速度に達せず」との記述について、要求水準書のどこに掘削速度が記載されているのですか？  | 各年度の掘削速度は事業者の提案によります。                                   |
| 805 | 第57条（本件施設の完成前の解除）      | 18   | 21 | 7章 | 2節 |     | 57<br>条 | 1項     |   | 『機構は事業者をして事業者の本契約上の地位を機構が選定した第三者へ譲渡させ』との規定ございます。が、事業者に対して賃資を実施する金融機関は、当該地位についても担保設定を行ふものと考えられますので、貴機構が第三者を選定する場合には、当該金融機関と事前に協議頂けるものと考えて宜しいでしょうか。   | 譲渡の方法等については、金融機関と事前に協議を行うことになると考えています。                  |
| 806 | 第57条（本件施設の完成前の解除）      | 18   | 30 | 7章 | 2節 |     | 57<br>条 | 3項     |   | 「その余のサービス対価の支払義務を免れる。」と記述されていますが、「その余」の意味は何ですか？   | その余のサービス対価とは、事業者が未履行の業務に相当するサービス対価を指します。                |
| 807 | 本件施設の完成前の解除            | 18   |    | 7章 | 2節 |     | 57<br>条 | 3項     |   | 本項は、出来形部分に対する施設整備対価の支払に関する規定ですので、「機構がこれを利用した場合」、すなわち「既に利用実績があること」が支払対象の要件として規定されているのは合理的でないと思料されます。   | 入札説明書等に関する質問回答（第2回）No.144及びNo.145を御参照ください。              |

| No. | 質問項目              | 質問箇所 |    |    |    |     |         |                             | 質問内容   | 回答  |
|-----|-------------------|------|----|----|----|-----|---------|-----------------------------|--|---|
|     |                   | 頁    | 行  | 章  | 1  | (1) | 1)      | ①                           | 7  |   |
| 808 | 第57条（本件施設の完成前の解除） | 18   |    | 7章 | 2節 |     | 57<br>条 | 3項<br>5項                    | 7月23日公表の質問回答（第2回）のNo.144～146において、出来高部分を利用しない（つまり買い取らない）場合がある旨回答されていますが、例え事業者帰戻であっても、社会通念上原状回復が合理的である場合を除き、当該出来高を買い取つていただくことが一般的です。買い取つていただけることを前提に、金融機関は割賦債権に担保を付し、優先ローンを融資してもらえることになるのですが、本回答のままでは金融機関からの融資は絶望的であると言わざるを得ません。再度見直しあげただけでしょうか。 | 入札説明書等に関する質問回答（第2回）No.144～146のな書き以下で示したとおり、要求水準に従つて業務を実施している限り、出来形については、基本的には利用価値があると考えており、また機関が利用するものと考えています。  |
| 809 | 第57条（本件施設の完成前の解除） | 18   | 38 | 7章 | 2節 |     | 57<br>条 | 6項                          | 貴機関が支払方法を選定され、その結果合理的な金融費用が発生する場合には、貴機関にご負担頂けるものと考えて宜しいでしょうか。  | 事業者の帰戻による解除のため、金融費用は負担しません。   |
| 810 | 第57条（本件施設の完成前の解除） | 18   | 38 | 7章 | 2節 |     | 57<br>条 | 6項                          | 『サービス対価の未払額（履行保証保険金の充当、サービス対価との対等額での相殺により決済した場合は、その残額）』とあります、これは「サービス対価の未払額（履行保証保険金を充当した後の違約金残額及び機関が被った損害額が違約金の額を超える場合の超過額との対等額での相殺により決済した場合は、その残額）」ではないでしょうか。   | 規定の趣旨は御理解のとおりです。  |
| 811 | 第57条（本件施設の完成前の解除） | 18   |    | 7章 | 2節 |     | 57<br>条 | 6項                          | 「支払利息」の定義をお願いいたします。  | ご指摘の「支払利息を加算して・・支払う」の趣旨は、サービス対価に含まれている割賦手数料を控除することなく支払うということですが、誤解のないように、第57条第6項及び第58条第3項について、下記のとおりに修正します。<br>「第57条第6項 機構は、第3項に基づき事業者に支払うサービス対価の未払額（履行保証保険金の充当、サービス対価との対等額での相殺により決済した場合は、その残額）以下本条及び次条において、「本件サービス対価未払額」という。）から支払日後の割賦手数料を控除した金額を一括して支払うか、本件サービス対価未払額を解除前の支払スケジュールに従つて支払うか、又は事業者との別段の合意に基づく支払方法に従つて支払うかのいずれかを選択できる。」<br>「第58条第3項 機構は、前項に基づき事業者に支払う本件サービス対価未払額から支払日後の割賦手数料を控除した金額を一括して支払うか、本件サービス対価未払額を解除前の支払スケジュールに従つて支払うか、又は事業者との別段の合意に基づく支払方法に従つて支払うかのいずれかを選択できる。」 |
| 812 | 第58条（本件施設の完成後の解除） | 19   | 4  | 7章 | 2節 |     | 58<br>条 | 1項                          | 本項の内容は第57条第1項と同内容ですが、本条に規定する趣旨等についてご教示願います。  | 施設完成の前後で、それぞれ見るべき条文も説けることが、当事者の理解に資するとの考え方から、第57条を完成前の条文、第58条を完成後の条文として、同一の手続となる第1項もそれぞれに記載したのですが、明確化のために第57条第1項について「前条の解説事由に該当する場合においても、施設試験の完成前にあって、機関が本事業を継続させる・・」に、第58条第1項について「第56条（事業者の債務不履行による契約解除）に規定する場合においても、本件施設の完成後であって機関が本事業を継続せると・・」にそれぞれ修正します。  |
| 813 | 第58条（本件施設の完成後の解除） | 19   | 5  | 7章 | 2節 |     | 58<br>条 | 1項                          | 『機関は事業者をして事業者の本契約上の地位を機関が選定した第三者へ譲渡させ』とございますが、事業者に対して融資を実施する金融機関は、当該地位についても担保設定を行うものと考えられますので、貴機関が第三者を選定する場合には、当該金融機関と事前に協議頂けるものと考えて宜しいでしょうか。  | No.805を御参考ください。   |
| 814 | 第58条（本件施設の完成後の解除） | 19   | 13 | 7章 | 2節 |     | 58<br>条 | 3項                          | 貴機関が支払方法を選定され、その結果合理的な金融費用が発生する場合には、貴機関にご負担頂けるものと考えて宜しいでしょうか。  | No.809を御参考ください。   |
| 815 | 第58条（本件施設の完成後の解除） | 19   | 13 | 7章 | 2節 |     | 58<br>条 | 3項                          | 『サービス対価の未払額（履行保証保険金の充当（ただし、履行保証保険につき施設完成後に相当可能性がなければ適用しない。）、サービス対価との対等額での相殺により決済した場合は、その残額）』は「サービス対価の未払額（履行保証保険金を充当（ただし、履行保証保険につき施設完成後に相当可能性がなければ適用しない。）した後の違約金残額及び機関が被った損害額が違約金の額を超える場合の超過額との対等額での相殺により決済した場合は、その残額）」ではないでしょうか。               | No.810を御参考ください。   |
| 816 | 本件施設の完成後の解除       | 19   |    | 7章 | 2節 |     | 58<br>条 | 3項                          | 「支払利息」の定義をお願いいたします。  | No.811を御参考ください。   |
| 817 | 第59条（違約金等）        | 19   | 20 | 7  |    |     | 59<br>条 | 1項                          | 違約金の算定の基準となる施設整備対価、維持管理対価及び研究支援対価は、消費税等を含まないと考えて宜しいでしょうか。また、当該違約金の支払を担保するため割賦手数料を付保する場合であっても、その他費用及び割賦金利部分については当該保険の対象とすることは難しいものと思いますので、違約金の算定の基準から外して頂きますようお願いいたします。   | 前段については、施設整備対価、維持管理対価及び研究支援対価には消費税を含みます。後段については、原案のとおりとします。   |
| 818 | 第59条（違約金等）        | 19   | 22 | 7章 | 2節 | 2   | 59<br>条 | 1項 (1)                      | 施設整備業務の場合、違約金の対象は施設整備対価となっておりますが施設整備費、その他費用、割賦手数料すべての100分の10と言ふことであります。特に、第2回質問回答No.148では、施設整備対価部分の全部の引渡しを行なった場合には、その後の当該違約金は発生しないとのことですが、施設整備期間中には割賦手数料は発生していないため違約金の対象外と理解してよろしいでしょうか。   | 御指摘の違約金の対象は、施設整備対価（施設整備費、その他費用、割賦手数料）となります。   |
| 819 | 第59条（違約金等）        | 19   | 24 | 7章 | 2節 | 2   | 59<br>条 | 1項 (2)                      | 維持管理業務の場合、違約金の対象は当該一事業年度の維持管理対価となつておりますが維持管理費、その他費用すべての100分の10と言ふことでしょうか。  | 御理解のとおりです。  |
| 820 | 第59条（違約金等）        | 19   | 40 | 7章 | 2節 |     | 59<br>条 | 3項 (1)                      | 「…、第2項の違約金に加えて契約金額の100分の5の違約金を別途支払うものとする。」との記述がありますが、第2項は文頭に「本施設の完成前に」と記載されているように、完成前に発覚したときの違約金です。従つて、本施設完成後に発覚時は、第2項の違約金は適用されず、100分の5だけの違約金のみ課せられるとの理解でよろしいですか？  | 第59条第2項の「本件施設の完成前に、」との文言は削除します。本施設の完成前後で違約金は異なりません。   |
| 821 | 第59条（違約金等）        | 19   |    | 7章 | 2節 |     | 59<br>条 | 1項 (1)<br>(2)<br>(3)<br>(4) | 事業者の債務不履行によって契約解除になった場合に解除された各業務の違約金として支払う額が明記されておりますが、事業契約書第73条における契約の保証では、施設整備業務及び維持管理業務においてのみ保証又は保険を求めております。仮に研究支援業務が契約解除の対象となった場合は、事業者が違約金を支払うとの理解でよろしいでしょうか。  | 御理解のとおりです。  |
| 822 | 第59条（違約金等）        | 19   |    | 7章 | 2節 |     | 59<br>条 | 1項 (1)                      | 施設整備業務が契約解除の対象となった場合の違約金は、「施設整備対価の総額から解除時までに機関に引渡済みの本件施設に対する施設整備対価を控除した額の100分の10に相当する額」と記載されていますが、事業契約書第73条で求めている契約の保証の保証金額又は保険金額は、「事業年度毎の維持管理費に相当する額の100分の10以上」となっています。保証金又は保険金で担保されない部分がありますが、担保されない部分については事業者が支払うという理解でよろしいでしょうか。           | 御理解のとおりです。  |
| 823 | 第59条（違約金等）        | 19   |    | 7章 | 2節 |     | 59<br>条 | 1項 (2)                      | 維持管理業務が契約解除の対象となった場合の違約金は、「解除された当該一事業年度の維持管理対価の合計額の100分の10に相当する額」と記載されていますが、事業契約書第73条で求めている契約の保証の保証金額又は保険金額は、「事業年度毎の維持管理費に相当する額の100分の10以上」となっています。保証金又は保険金で担保されない部分がありますが、担保されない部分については事業者が支払うという理解でよろしいでしょうか。                                 | 御理解のとおりです。  |

| No. | 質問項目                      | 質問箇所     |          |               |         |     |                    |                      | 質問内容  | 回答  |
|-----|---------------------------|----------|----------|---------------|---------|-----|--------------------|----------------------|---|---|
|     |                           | 頁        | 行        | 章             | 1       | (1) | 1)                 | ①                    | 7   |   |
| 824 | 第59条（違約金等）                | 20       | 9        | 7章            | 2節      |     | 59<br>条            | 4項                   | 履行保証保険金を、第2項の違約金の・・・とありますが第1項、第2項ではないでしょうか。   | 御指摘をふまえて、第59条第4項を「機構は、事業者が機構に差し入れておられる第73条（契約の保証）の保証に基づく保証金又は履行保証保険金を、第1項ないし前項の違約金の全部又は一部に充当することができるものとする。」に修正します。  |
| 825 | 第59条 違約金等                 | 20       | 10       | 7章            | 2節      |     | 59<br>条            | 5項                   | 割賦債権が毀損しないことが、本件での融資金融機関の基本的な条件となりますので、事業者に違約金支払義務が発生した場合には、第60条に基づき当該違約金の支払を担保するために事業者が付保している保証が履行されたうえで、違約金が充当され、不足額が生じた場合のみ、相殺等の処理が行われる建付けとして頂きますようお願いいたします。   | 原則として御理解のとおりと考えますが、保証が履行されない場合や争いがある場合などには、適宜相殺権を行使する場合があります。   |
| 826 | 第59条（違約金等）<br>第73条（契約の保証） | 19<br>24 | 18<br>28 | 7章<br>11<br>章 | 7節<br>- |     | 59<br>条<br>73<br>条 | 1項<br>2項             | 第59条の違約金額は、それぞれ、”施設整備対価の10%、單一年度の維持管理対価の10%以上”となっております。一方、第73条の契約保証金額は、それぞれ、”施設整備費用の10%、事業年度ごとの維持管理費の10%以上。”となっており明らかにその金額に差があります。また、履行保証の保証金額は保証可上、請負契約不履行上の違約金額とするこことなっております。また、違約金額は実務的には”工事請負金額（施設整備費用）の10%”とすることが殆どであり、施設整備対価の10%を違約金とした場合は履行保証保険の付保条件設定が困難となります。したがって、履行保証保険を強制されるのであれば、保険実務的に一般保険会社でも対応可能な内容とされるようお願ひいたします。  | 原案のとおりとします。   |
| 827 | 第59条（違約金等）<br>第73条（契約の保証） | 19<br>24 | 18<br>28 | 7章<br>11<br>章 | 2節<br>- |     | 59<br>条<br>73<br>条 | 1項<br>2項<br>(1)<br>- | 施設整備期間（5年間）においては、段階的に部分引渡しが条件となっており、契約解除に伴う違約金の額は施設整備対価金額から引渡し済みの対価部分を控除した残額10%となっていることから、上記施設整備に係る履行保証保険の金額についても違約金余額と同様、既に引渡しのおこなわれた施設整備費用の残額の10%以上とすることで問題ありません。   | 施設整備業務にかかる保証金額又は保険金額については、ご指摘のとおりといたします。これに伴い、第73条第2項を以下のとおり修正します。<br>「2 施設整備業務にかかる保証金額又は保険金額は、施設整備費に相当する額から当該事業年度の前年度までに機構に引渡済みの本件施設に対する【施設整備費】を控除した額の100分の10以上とし、保証又は保険の有効期間は、工事開始から竣工までの日とする。」     |
| 828 | 第60条（機構の債務不履行による契約解除）     | 20       | 25       | 7章            | 3節      |     | 60<br>条            |                      | 通常のPFI案件であれば、事業者帰責による契約解除の場合のみに課される「違約金」が、契約解除にまではいかないものについても随所に違約金規定が設定されていることに非常に違和感を抱きます。<br>それであれば、貴機構の債務不履行による契約解除についても同様に事業者への違約金規定を設けるべきではないでしょうか。お考えを教えて下さい。<br>(PFI事業の公正性原則に則り、事業者と機構との間の契約が片務契約とならないように危惧してのご指摘です。)   | 違約金は、債務不履行により生じる損害賠償額の予定の意味を有します。事業者の債務は多岐にわたるため、これにより生じる損害を算定することが困難なことが多い、事前に違約金として損害賠償額を予定することが有用です。他方、機構の基本的な債務は、サービス対価の支払となりますので、債務不履行時に生じる損害は原則として遅延損害金のみと考えられます。したがって、機構の債務不履行には違約金余額は設けていません。 |
| 829 | 第60条（機構の債務不履行による契約解除）     | 20       | 25       | 7章            | 3節      |     | 60<br>条            |                      | 上記質問に閑連し、貴機構の債務不履行による契約解除については、当然に事業者側に逸失利益が支払われる、との理解ですが、念のため、その旨確認させて下さい。<br>(PFI事業の公正性原則に則り、事業者と機構との間の契約が片務契約とならないように危惧してのご指摘です。)  | 第22条第3号にお書きに記載のとおり、機構が事業者の損害を賠償する際には逸失利益は含みません。   |
| 830 | 第61条（機構による任意解除）           | 21       | 6        | 7章            | 4節      |     | 61<br>条            |                      | 通常のPFI案件であれば、事業者帰責による契約解除の場合のみに課される「違約金」が、契約解除にまではいかないものについても随所に違約金規定が設定されていることに非常に違和感を抱きます。<br>それであれば、貴機構による任意解除についても、事業者に帰責が無い以上、同様に事業者への違約金規定を設けるべきではないでしょうか。お考えを教えて下さい。<br>(PFI事業の公正性原則に則り、事業者と機構との間の契約が片務契約とならないように危惧してのご指摘です。)  | No.828を御参照ください。   |
| 831 | 第61条（機構による任意解除）           | 21       | 6        | 7章            | 4節      |     | 61<br>条            |                      | 上記質問に閑連し、貴機構による任意解除については、当然に事業者側に逸失利益が支払われる、との理解ですが、念のため、その旨確認させて下さい。<br>(PFI事業の公正性原則に則り、事業者と機構との間の契約が片務契約とならないように危惧してのご指摘です。)  | No.829を御参照ください。   |
| 832 | 第63条（不可抗力による契約終了）         | 21       | 28       | 7章            | 6節      |     | 63<br>条            | 1項                   | 「要求水準書に定める各年度の掘進速度に達せず」との記述について、要求水準書のどこに掘進速度が記載されているのですか？  | No.804を御参照ください。   |
| 833 | 第64条（本契約終了時の本件施設の状態等）     | 22       | 3        | 7章            | 7節      |     | 64<br>条            | 1項                   | 「供用可能な水準を保った状態」とあります。要求水準を遵守することが条件であり、過分な要求はなされない、との理解ですが、念のため、その旨確認させて下さい。<br>(PFI事業の公正性原則に則り、事業者と機構との間の契約が片務契約とならないように危惧してのご指摘です。)   | 御理解のとおりです。  |
| 834 | 第64条（本契約終了時の本件施設の状態等）     | 22       | 3        | 7章            | 7節      |     | 64<br>条            | 4項                   | 「本件施設が完成した後、契約期間満了前に本契約が終了した場合、本契約終了の原因が、第60条（不可抗力による契約終了）に基づくものであって本件施設の誠実欠陥は毀損を伴うものとときは、事業者は、第1項に定める水準を上限として機構が定める水準まで誠実・毀損部分を修復した状態で機構に引き継げば足りるものとする。この場合、当該誠実又は毀損を修復するため事業者に要する追加費用の負担は、「別紙第1不可抗力による増加費用及び損害の負担」とおりとする。」とありますが、本件施設が完成した後（施設整備対価部分完全引渡後）であり、所有権は全て貴機構にありますにもかかわらず「誠実・毀損部分を事業者にて修復することは、事業者に過度のリスクを負わせるものと考えます。この場合の修復費用は貴機構にて全額負担頂く建付けに修正頂きます様、強く要望致します。<br>(PFI事業の公正性原則に則り、事業者と機構との間の契約が片務契約とならないように危惧してのご指摘です。) | 施設の完成後は施設整備業務は終了していますので、事業者に施設整備業務に関する不可抗力に基づく費用負担は生じません。ただし、維持管理業務や研究支援業務は継続していますので、これに関する費用負担は生じます。   |
| 835 | 第64条（本契約終了時の本件施設の状態等）     | 22       | 4        | 7章            | 7節      |     | 64<br>条            | 1項                   | 第1項に「事業者は、本件施設を本契約終了後も維持して供用可能な水準を保った状態で機構に引き継がなければなりません」とありますが、「継続して供用可能な水準」とはどういった内容のものなのでしょうか。また、事業者にはどのような義務が課せられることになるのでしょうか。具体的に例示していただけないでしょうか。  | No.833を御参照ください。   |
| 836 | 第64条（本契約終了時の本件施設の状態等）     | 22       | 6        | 7章            | 7節      |     | 64<br>条            | 1項                   | 「供用可能な水準を保った状態で機構に引き継がなければ」との記述について、供用可能な水準の具体的な内容をご教示下さい。  | No.833を御参照ください。   |
| 837 | 第64条（本契約終了時の本件施設の状態等）     | 22       | 8        | 7章            | 7節      |     | 64<br>条            | 3項                   | 『事業者は、第1項に定める義務の履行について、機構の債務履行との同時履行を抗弁として主張することができる』とありますが、機構がその債務を履行しないときには、事業者は、本件施設を第1項・第2項に定める水準を保っていない状態で機構に引き継ぐことができる、と理解してよいでしょうか。  | 同時履行の抗弁権は、相手方の債務の履行があるまで、自らの債務の履行を拒むことができるというものです。したがって、不十分な債務の履行を許容するものではありません。  |

| No. | 質問項目                   | 質問箇所 |    |     |    |     |         |        | 質問内容   | 回答  |
|-----|------------------------|------|----|-----|----|-----|---------|--------|--|---|
|     |                        | 頁    | 行  | 章   | 1  | (1) | 1)      | ①      | 7  |   |
| 838 | 第64条（本契約終了時の本件施設の状態等）  | 22   | 19 | 7章  | 7節 |     | 64<br>条 | 5項     | 「当該検査において本契約に定める水準を満たしていないことが判明した場合には、」とありますが、これは「事業者の責に帰すべき事由により、本契約に定める水準を満たしていないことが判明した場合には、」との理解でよろしいでしょうか。  | ご指摘を踏まえ、第64条第5項の末尾に「ただし、修繕費用の負担については、かかる水準未達が、機構の責めに帰すべき事由による場合には機構が負担し、法令改正又は不可抗力による場合はそれぞれ第68条又は第71条第1項の定めに従う。」に修正します。  |
| 839 | 第64条（本契約終了時の本件施設の状態等）  | 22   | 22 | 7章  | 7節 |     | 64<br>条 | 6項     | 本項に定めるもの及び第34条に基づく瑕疵担保責任を除き、本契約の終了後は、事業者は本件施設の瑕疵や欠陥・不具合に関する責任は負わないと理解してよいですか？  | 基本的にはそのような御理解で結構ですが、不法行為に基づく責任等は生じる可能性があります。  |
| 840 | 第64条（本契約終了時の本件施設の状態等）  | 22   | 22 | 7章  | 7節 |     | 64<br>条 | 6項     | 「本契約終了後」年以内に、本件施設の状況が本契約に定める水準を満たしていないことが判明した場合、本契約に定める水準を満たさない状態となった場合、または不具合が発見された場合で、それが本契約に基づいて事業者が行った業務（不作為を含む。）に起因するときは、事業者は、その責任及び費用負担において、当該水準に達するまで本件施設の修繕をしなければならない。」とありますか、瑕疵担保規定もある中、契約期間終了後においても要求水準の状態を事業者に保証させる規定を設けることは事業者に過度のリスクを負わせるものと考えます。（契約期間終了時において、貴機構による承認を得た上で引渡しているのであって、この条項は片務規定ではないでしょうか。）<br>本項は完全に削除頂きます様、強く要望致します。<br>(PFI事業の公正性原則に則り、事業者と機構との間の契約が片務契約とならないように危惧してのご指摘です。） | 原案とのおりとします。   |
| 841 | 第65条（本契約終了時の引き継ぎ等）     | 22   | 30 | 7章  | 7節 |     | 65<br>条 | 2項     | 第62条の法令改正等による本契約の終了の場合には、次期事業者への引き継ぎはないと考えてよいでしょうか。（もし、引き継ぎがある場合には、法令改正等による終了についでは、事業者に責めはなくまた予想もできないことから、そのための追加費用や損害は、合理的な範囲で機構にご負担いただけだと理解してよいでしょうか。）   | 第62条の場合も、次期事業者への引き継ぎを行う必要があります。この場合に必要となる増加費用の負担は、第68条に従うこととします。なお、誤解のないように、第65条第2項条項の「また」以下を下記のとおり修正します。<br>「また、法令改正等又は不可抗力により本契約が終了した場合で、事業期間の満了によらずして本契約が終了したことから早期に引継ぎが必要となったことにより事業者に追加費用又は損害が生じたときは、当該追加費用及び損害部分の負担は、法令改正等による場合は「別紙8 法令改正等による増加費用及び損害の負担」とおりとし、不可抗力による場合は「別紙9 不可抗力による増加費用及び損害の負担」とおりとする。」   |
| 842 | 第66条（終了手続の負担）          | 22   | 37 | 7章  | 7節 |     | 66<br>条 |        | 本契約の終了に際し、貴機構に発生する諸費用は、貴機構が負担されるものと理解して宜しいでしょうか。   | 第66条に記載のとおり、終了手続きに伴い発生する諸費用は事業者の負担としますが、機構に発生する費用については、諸事情を鑑み機構が負担する場合もあります。  |
| 843 | 第68条（法令改正等による増加費用等の負担） | 23   | 15 | 8章  |    |     | 68<br>条 |        | 「…。この場合、機構及び事業者は、必要に応じ、かかる増加費用又は損害の負担方法等について協議して決定することができる。」との記述について、原則は別紙8のとおりですが、グレーな部分は協議して最終決定すると言う理解でよろしいですか？   | 負担については別紙8に従うが、具体的な負担方法等については協議して決定することができるという趣旨です。   |
| 844 | 第70条（不可抗力事由への対応）       | 23   | 32 | 9章  |    |     | 70<br>条 |        | 「予め設定されている対応手順に則り」との記述について、何時、どのような形で、誰により対応手順が決められるのでしょうか？  | 要求水準書及び提案書に定められた緊急時の対応手順を指します。  |
| 845 | 第71条（不可抗力による増加費用等の負担）  | 23   | 40 | 9章  |    |     | 71<br>条 | 2項     | 「…・12時間以上の停電の場合は機構の負担とする。」とありますか、本件停電に係る全ての増加費用等（12時間以上分）を貴機構が負担するという理解でよろしいでしょうか。（12時間を超える部分のみの負担では、費用の算出が困難なため。）   | 停電が12時間以上続いた場合には、当該停電により生じた合理的な増加費用等は、12時間未満の分を除き機構が負担するという趣旨です。12時間未満の部分については事業者の負担となります。なお、費用の算出が困難という点については、増加費用を停電の継続した時間に対する12時間未満の部分の割合と、12時間以上の部分の割合によって按分することを想定しています。<br>なお、上記回答をふまえて、明確化のために第71条第2項を「～増加費用又は損害が発生した場合、(i)12時間未満の停電の場合は、当該停電による増加費用又は損害は事業者の負担とし、(ii)停電が12時間以上となった場合は、当該停電のうち12時間未満の分による増加費用又は損害は事業者の負担とし、当該停電のうち12時間以上を超える部分による増加費用又は損害は機構の負担とする。」に修正します。 |
| 846 | 第71条（不可抗力による増加費用等の負担）  | 23   | 40 | 9章  |    |     | 71<br>条 | 2項     | 「12時間未満の停電の場合は事業者の負担」との記述について、この根拠を具体的にお示し下さい。   | 非常用発電装置の連続して配電可能となる時間として12時間を要求水準として求めているためです。  |
| 847 | 第72条（事業者による表明・保証及び誓約）  | 24   | 7  | 10章 |    |     | 72<br>条 | 1項 (2) | 「事業者の社内規則上要求されている」との記述について、S.P.Cの社内規則とは、具体的にどのような内容を想定されていますか？ S.P.Cの定款以外の社内規則をこの事業契約締結時点までに定めるのはスケジュール的に困難と考えられます。  | 表明保証の時点において現に存在する一切の内部手続の一切を履行していることを表明保証していただくものであり、社内規則の整備義務を課すものではありません。   |
| 848 | 第72条（事業者による表明・保証及び誓約）  | 24   |    | 10章 |    |     | 72<br>条 | 2項 (2) | 事業者が有する事業契約上の権利・義務又は地位に対して融資金融機関等が譲渡予約等を行なう場合、事業者は事前に契約書面を提出した上で、貴機構の承諾を得ることとなっておりますが、S.P.Cが資金調達を行なうことをもって実質的なPFI事業と位置付けるという意味でしょうか。つまり、資金調達を行なわない以上、それはPFIではなく、通常の公共工事と変わらないので(PFI特有の)ミニターリングによる減額や債権債務相殺といったことは行わない、という理解でよろしいでしょうか。   | 原則として御理解のとおりですが、詳細は第92条に基づく融資金融機関との協定の協議において検討します。  |
| 849 | 第72条（事業者による表明・保証及び誓約）  | 24   | 24 | 10章 |    |     | 72<br>条 | 3項     | 本条項はどのような意図でしょうか。具体的にご教示下さい。<br>(貴機構が債権等担保設定に関して承諾した場合に限り、事業契約に基づく減額と相殺を行なうことができる(条件を付す)というの、S.P.Cが資金調達を行なうことをもって実質的なPFI事業と位置付けるという意味でしょうか。つまり、資金調達を行なわない以上、それはPFIではなく、通常の公共工事と変わらないので(PFI特有の)ミニターリングによる減額や債権債務相殺といったことは行わない、という理解でよろしいでしょうか。)   | 機構は、債権譲渡等を承諾する場合には、各号記載のとおり異議を留めて承諾ができる旨を確認的に規定したもので。   |
| 850 | 第72条（事業者による表明・保証及び誓約）  | 24   | 24 | 10章 |    |     | 72<br>条 | 3項     | 機構が2項各号の承諾を与えるのに、何故1号、2号のような条件を付すのか、また何故直接関連しないような内容の条件を付すのか、それぞれ、その理由と根拠を教えて下さい？  | No.849を御参照ください。   |
| 851 | 第72条（事業者による表明・保証及び誓約）  | 24   | 25 | 10章 |    |     | 72<br>条 | 3項     | 減額できるサービス対価とは何ですか？   | 本契約におけるサービス対価の減額に係る規定により減額されるサービス対価を指します。   |
| 852 | 第73条（契約の保証）            | 24   | 28 | 11章 |    |     | 73<br>条 | 3項     | 「履行保証保険」や「保証事業会社の保証」及び「公共工事履行保証証券」はもともと公共工事における工事請負契約の履行を保証するために開発された保険（保証）であり、長期にわたる維持管理請負業務に関しては殆どの保険会社、保証事業会社が引き受け不可能な状況となっております。このような保険（保証）実務の実態から、従来のPFI事業においては例外なく維持管理業務に関しては「保証義務のある保険（保証）」は求められませんでした。一本事業についても維持管理業務に関しては「保証義務のある保険（保証）」による保証についても認めていますが、一般的な公共工事の場合と同様、別途「現金、債権、証券等」による保証についても認めていただこうと思いついたしました。また、その保証は年ごとの更新をすることも認めていただこうお願いいたします。  | ご指摘を踏まえ、保険（保証）付保の方法に加え、現金（契約保証金）の納付及び有価証券等の提供によることも可能とすることとし、これに伴い、前文に「5. 契約保証金」を「第73条（契約の保証）のとおり」に修正するとともに、第73条第1項1号として「(1) 契約保証金の納付」及び「(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供」を追加します（現在の第73条第1項1号、2号、3号は、それぞれ3号、4号、5号とします）。事業契約書の他の箇所もこれをふまえて修正します。あわせて入札説明書を修正します。   |

| No. | 質問項目                           | 質問箇所 |    |     |   |     |    |   | 質問内容 | 回答   |   |
|-----|--------------------------------|------|----|-----|---|-----|----|---|------|--|---|
|     |                                | 頁    | 行  | 章   | 1 | (1) | 1) | ① | 7    |  |   |
| 853 | 第73条（契約の保証）                    | 24   | 30 | 11章 |   |     | 73 | 条 |      | 入札説明書等に関する質問回答（第1回）No.22にて「維持管理業務に関する履行保証等の付保の方法については、ご指摘のように年度ごとの更新による方法も可します」とご回答頂いておりますので、その旨修正頂きますよう、お願ひ致します。（事業契約書のみを見て、完結する方が貴機構と事業者双方にとって、毎々手間が掛からず、良いのではないかと思い、お願ひ差し上げております。）  | 原案のとおりとします。   |
| 854 | 第73条（契約の保証）                    | 24   | 30 | 11章 |   |     | 73 | 条 |      | 上記質問に関連し、そもそも維持管理業務の履行保証保険付保は年度ごとの更新であっても、必ずしも可能とはならない可能性があります。維持管理業務の履行保証保険付保は、事業契約上の義務からは外して頂きます様、強くお願ひ申し上げます。（そもそも履行保証保険は違約金支店のため付保するものだとかんがえていますが、違約金支店方法としてキャッシュ・サーブ等を検討する考えはあります。実現不可能な建付けは変更頂いた方が、貴機構と事業者双方にとってより良いものと見え、ご質問差し上げております。維持管理業務の履行保証保険付保が可能、ということは保険会社等へご確認頂いておるのでしょうか。事業契約上の義務を100%果たせる形での付保が可能な保険会社を是非教えて頂きたく。）（なお、このような議論の際に事業者側より保険会社等に確認をすると、維持管理期間は長期（概ね5年以上）に亘るため、与信枠が成立しないと言われ、場合によつては維持管理期間の途中で、維持管理業務の履行保証保険付保が不可能となるとの話を頂いております。今回の事業契約の建付けではこのようないき事態は契約違反に抵触するような事態になってしまうのではないかと危惧しております。）以上、ご確認・ご対応の程、どうぞよろしくお願ひ致します。 | No.852を御参照ください。   |
| 855 | 第73条（契約の保証）                    | 24   | 30 | 11章 |   |     | 73 | 条 | 1項   | 研究支援業務に対する履行保証は不要との理解でよろしいですか？   | 研究支援業務に対する履行保証は義務とはしておりません。   |
| 856 | 第73条（契約の保証）                    | 24   | 36 | 11章 |   |     | 73 | 条 | 2項   | 施設整備費の定義をお願いします。   | 施設整備費の定義は、入札説明書別紙1「サービス対価の構成及び支払い方法」及び第18条第3項を御参照ください。なお、第73条第3項を「・維持管理費（維持管理対価のうち、「別紙5 サービス対価の金額」にいう維持管理費をいいます。）・」に別紙6第3章第3項(4)③を「・又は研究支援対価及び・」にそれぞれ修正します。 |
| 857 | 第73条（契約の保証）                    | 24   | 36 | 11章 |   |     | 73 | 条 | 2項   | 本項の施設整備費には、消費税は含まれないと理解でよろしいでしょうか。   | 施設整備費には消費税を含みます。  |
| 858 | 第73条（契約の保証）                    | 25   | 1  | 11章 |   |     | 73 | 条 | 3項   | 維持管理業務に対する履行保証保険の付保については、保険会社の引き受けそのものが非常に難しく、現実的に付保できない恐れがあります。一般的にも、維持管理業務に保証又は保険の付保を求めるPFI案件が大多数です。維持管理業務に対する保証又は保険の付保について、ご再考ください。   | No.852を御参照ください。   |
| 859 | 第73条（契約の保証）                    | 25   | 1  | 11章 |   |     | 73 | 条 | 3項   | 本項の事業年度毎の維持管理費には、消費税は含まれないと理解でよろしいでしょうか。   | 維持管理費には消費税を含みます。  |
| 860 | 第73条（契約の保証）                    | 25   | 2  | 11章 |   |     | 73 | 条 | 3項   | 保証又は保険の有効期間は維持管理期間とする。とありますが事業契約締結日から事業契約完了日（平成31年3月31日）と理解してよろしいでしょうか。  | 維持管理期間と契約期間は同じ期間であるため、御理解のとおりです。  |
| 861 | 第73条（契約の保証）                    | 25   | 2  | 11章 |   |     | 73 | 条 | 3項   | 「保証又は保険の有効期間は、維持管理期間とする。」との記述について、8年間の長期履行保証保険は引き受け手がないので、毎年更新する1年の履行保証保険でよろしいですか？   | 入札説明書等に関する質問回答（第1回）No.22を御参照ください。   |
| 862 | 第74条（公租公課の負担）                  | 25   | 15 | 12章 |   |     | 74 | 条 |      | 施設整備対象部分完成引渡部分に固定資産税・償却資産税等が課税される場合は、事業者は当該租税について負担しないという理解でよろしいでしょうか。   | 入札説明書等に関する質問回答（第2回）No.195を御参照ください。  |
| 863 | 第74条（公租公課の負担）                  | 25   | 15 | 12章 |   |     | 74 | 条 |      | 『サービス対価（及びこれに対する消費税相当額）』とありますが、「サービス対価及びこれに対する消費税相当額」ではないでしょうか。（『及び』のまえの括弧不要）  | 御指摘をふまえて、第74条を「サービス対価及びこれに対する消費税相当額」に修正します。   |
| 864 | 第75条（遅延損害金）                    | 25   | 21 | 12章 |   |     | 75 | 条 |      | 「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年大蔵省告示第991号）」は現時点で年3.3%という理解でよろしいでしょうか。また、「国債の償権に開ける遅延利息の率（昭和32年大蔵省告示第8号）」は現時点で何%かに教示願えないでしょうか。   | 前段については御理解のとおりです。後段については5%です。なお、「国債の償権に関する遅延利息の率（昭和32年大蔵省告示第8号）」は「平成15年財務省告示第129号」が最新のものとなっておりますが、本告示その他の法令・規則等についても業務実施に当たっては最新版を前提とするものとします。              |
| 865 | 第75条（遅延損害金）                    | 25   | 26 | 12章 |   |     | 75 | 条 | 2項   | 「国の債権に関する遅延利息の率」をご教示願います。  | No.864を御参照ください。   |
| 866 | 第76条（損害賠償）                     | 26   | 2  | 12章 |   |     | 76 | 条 |      | 「本契約に定めのある場合のほか、」と記述されているので、本契約に定めがない場合においても、後段のように「当該違反により被った損害賠償を…相手方に請求することができる」と理解すればよろしいですか？  | 御理解のとおりです。  |
| 867 | 第78条（財務書類の提出及び経営管理に関する業務監視の実施） | 26   | 20 | 12章 |   |     | 78 | 条 | 1項   | 「また、当該監査済財務書類及び年間業務報告書を公開することができる」との記述について、公開の基準を明示して下さい。  | 原則として全て公開の対象となります。  |
| 868 | 第78条（財務書類の提出及び経営管理に関する業務監視の実施） | 26   | 25 | 12章 |   |     | 78 | 条 | 4項   | 「事業契約日が属する月から」とありますが、「本契約締結日が属する月から」の間違いでは無いでしょうか。ご教示下さい。  | 同一の趣旨ですが、御指摘をふまえて第78条第4項を「本契約契約日が属する月」に修正します。   |
| 869 | 第78条（財務書類の提出及び経営管理に関する業務監視の実施） | 26   | 26 | 12章 |   |     | 78 | 条 | 5項   | 第5項に「要求水準が維持されていないと判断した場合には、別紙6に定める方法に従い、減額、支払留保その他の改善要求措置等を行うことができる」とあります。別紙6第3章4.経営管理に係る減額並びに罰則点の付与等では、「付価の支払留保や減額は、維持管理対価のその他の費用から行うこととするが、詳細は事業契約締結後に機構と事業者で協議の上、機構が決定する」となっています。減額の基準やその程度等について、具体的に提示いただけないでしょうか。  | 現時点でのサービス対価の減額等の考え方は別紙6に示すとおりです。詳細は、事業契約の締結後、機構と事業者で協議の上、機構が決定します。  |
| 870 | 第78条（財務書類の提出及び経営管理に関する業務監視の実施） | 26   | 27 | 12章 |   |     | 78 | 条 | 5項   | この項で、経営管理に関する費用を「減額、支払留保」できると記載されていますが、経営管理に係る費用はサービス対価の「維持管理対価：その他費用：その他必要な費用」ではなく「その他費用：事業者の管理運営費」に該当する費用もあると理解します。  | ご指摘の経営管理に係る費用は「サービス対価」の「維持管理対価：その他費用」の中の該当する費用に計上してください。必ずしも「その他費用：その他必要な費用」ではなく「その他費用：事業者の管理運営費」に該当する費用もあると理解します。  |
| 871 | 第81条（情報セキュリティの確保）              | 27   | 1  | 12章 |   |     | 81 | 条 | 1項   | この項で記載されている情報システムおよび情報システム保護の為の費用は、サービス対価のどの費用に計上すればよいのでしょうか？  | ご質問の費用は「維持管理対価：その他費用」に計上してください。   |
| 872 | 別紙1 日程表                        | 32   | 2  | 別紙1 |   |     |    |   |      | 契約日（本事業開始日・維持管理開始日）とありますが、一方、入札説明書P.4、第1章 3（8）-2の事業スケジュールにおいては、事業契約締結が平成22年12月、維持管理の期間（引継ぎ期間含む）が平成23年1月～となっています。事業契約書（案）別紙1 日程表中の記載については、入札説明書の記載内容に修正されるという理解でよろしいでしょうか。  | No.726及びNo.729を御参照ください。   |

| No. | 質問項目                  | 質問箇所 |        |     |   |     |    |        | 質問内容 | 回答  |  |
|-----|-----------------------|------|--------|-----|---|-----|----|--------|------|---|--|
|     |                       | 頁    | 行      | 章   | 1 | (1) | 1) | ①      | 7    |   |  |
| 873 | 別紙1 日程表               | 32   | 8<br>9 | 別紙1 |   |     |    |        |      | 「施設整備対象部分全部完成予定日」と「施設整備対象部分全部引渡予定日」が明示されていませんが、ともに「平成27年3月31日」と考えてよろしいでしょうか。  | No. 735を御参照ください。   |
| 874 | 別紙1 日程表               | 32   | —      | 別紙1 |   |     |    |        |      | 「契約日（本事業開始日・維持管理開始日）：平成22年●月●日」となっており、「工事開始日：平成●年●月●日」となっておりますのは、施設整備期間自体は本契約締結日の翌日からスタートするものの、工事開始については必ずしも本契約締結日の翌日からスタートする必要はない（前施工企業体や他業務との調整等のため、工事開始日が一定程度遅くなることは問題は無り）、との理解でよろしいでしょうか。念のため、確認させて下さい。   | 御理解のとおりです。   |
| 875 | 別紙2 事業者等が付保する保険       | 33   | 1      | 別紙2 |   |     |    |        |      | 第1期工事の施工者と本件PF1事業の事業者・施工者が異なる場合も考えられることから、本件事業者の付保する保険によりカバーされる損害のうち、本件PF1事業の前段階における第1期工事の瑕疵等に起因する損害が発生した場合は事業者の付保した保険契約の引き受け保険会社から、第1期工事の施工者に対する「求償権」を不行使とする条件を付すことを要求する水準に追加される恐れがあります。従て、本件事業者の付保する保険証券については、第1期工事施工者に対する「求償権」を不行使とする条件を付すことを要求する水準に追加されるようお願いいたします。同様に、今後発注される第3期工事又は事業の事業者又は施工者の付保する保険に対しても、第1期工事の施工者及び本件事業の事業者又は施工者に対する「求償権」を不行使とするよう追加条件を付すを要するようお願いいたします。 | 今回の事業特性に鑑み、本事業において事業者が付保する保険について、第1期工事施工者等、本事業に係る当事者に対する保険会社の求償権を不行使とする付帯条件を付してください。別紙2を修正します。   |
| 876 | 別紙2 事業者等が付保する保険       | 33   | 6      | 別紙2 |   |     |    |        |      | 「さらに、業務遂行上における人身、対物及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担するものとする。」との表現は、別紙2の保険（義務付け保険）カバーの内容とのどうなかかわりがあるのかご教示ください。特に、「車両の事故」とは自動車保険（車両保険）による付保のことですか、一般的な車両（自動車、建設用車両等）による対人・対物賠償事故をカバーする保険を付保するとの意味でよろしいか。   | 一般的な車両（自動車、建設用車両等）による対人・対物賠償事故をカバーする保険を意味します。  |
| 877 | 別紙2 事業者等が付保する保険       | 33   | 8      | 別紙2 |   |     |    |        |      | 「義務付け保険以外の保険の付保については、事業者の提案」とありますか、本案件においては、義務付け保険はなしとの理解でよろしいでしょうか。  | 義務付け保険については、事業契約書別紙2に示すとおりです。  |
| 878 | 別紙2 事業者等が付保する保険       | 33   | 10     | 別紙2 |   |     |    |        |      | 建設工事保険、第三者賠償責任保険（建設業務・維持管理業務、研究支援業務）については、保険内容を事業者が提案するのであり、何らかの保険を必ず付保する必要があるのでよろしいか。  | 御理解のとおりです。   |
| 879 | 別紙2 事業者等が付保する保険       | 33   | 10     | 別紙2 |   |     |    |        |      | 建設工事保険、第三者賠償責任保険（建設業務・維持管理業務、研究支援業務）については、事業者にて検討した結果、付保しないということは認められるのでしょうか。   | 認められません。   |
| 880 | 別紙2 事業者等が付保する保険       | 33   | 12     | 別紙2 |   |     | 1  | (1)    |      | 事業者等が付保する保険で、建設工事保険にかえて、土木工事保険を付保することでの対応でもよろしいでしょうか。   | 御理解のとおりです。   |
| 881 | 別紙2 事業者等が付保する保険       | 33   | —      | 別紙2 |   |     |    |        |      | 「事業契約書に規定する、事業者等が付保する保険は以下のとおりとする。事業者及び施設整備企業、維持管理企業、研究支援企業は、上記の保険契約を締結したときは、その保険証券を遅延なく機構に提示するものとする。」とあります。「本契約に規定する、事業者等が付保する保険は以下のとおりとする。事業者及び施設整備企業、維持管理企業、研究支援企業は、以下の保険契約を締結したときは、その保険証券を遅延なく機構に提示するものとする。」の間違ではないでしょうか。ご教示下さい。  | 御指摘をふまえて、別紙2を「本契約に規定する、事業者等が付保する保険は以下のとおりとする。事業者及び施設整備企業、維持管理企業、研究支援企業は、以下の保険契約を締結したときは、その保険証券を遅延なく機構に提示するものとする。」に修正します。   |
| 882 | 別紙2 事業者等が付保する保険       | 33   | —      | 別紙2 |   |     |    |        |      | 「義務付け保険」とありますが、保険の効力が同種のものであれば名称は一致していないともよろしいでしょうか。（土木工事になるため、建設工事保険等の名称が若干変わるのはないか、と危惧しての質問であります。）  | 御理解のとおりです。   |
| 883 | 別紙3 完成部分引渡書様式         | 34   |        | 別紙3 |   |     |    |        |      | 金融機関からの借入に際して、貴機構が引渡を受けたことを証する書類が必要となりますので、本引渡書に貴機構が引渡を受けたことを確認する欄を追加のうえ、引渡後、貴機構にて押印頂く手続きを追加頂きますようお願いいたします。   | 機構からも押印した引渡確認書をお渡しすることを予定しております。   |
| 884 | 別紙4 保証書様式             | 35   | 4      | 別紙4 |   |     |    |        |      | 〔施設整備企業〕は、本件工事を複数企業からなる共同企業体で実施し、共同企業体が既に解散している場合は、共同企業体の代表者であった企業のみの保証でも可能でしょうか。   | 共同企業体で本件工事を実施している場合には、共同企業体の構成員が建設企業として連帯して保証してください。   |
| 885 | 別紙6 業務状況の監視及び改善措置について | 38   | 13     | 別紙6 |   | 1章  | 1  | (2)    |      | 「事業者の責めに帰すべき事由により」とありますが、貴機構の責めに帰すべき事由により業務状況が要求水準を達成していない、又は達成しないおそれがあると判断した場合は、事業者に対して、改善勧告、支払の減額、契約解除等の改善措置を講じないと、との理解ですが、念のためその旨確認させて下さい。   | 御理解のとおりです。   |
| 886 | 別紙6 業務状況の監視及び改善措置について | 39   | 35     | 別紙6 |   | 2章  | 1  | (2)    |      | 「機構自ら又は専門家等による聞き取り調査を実施」とありますが、専門家等とは具体的にどのような方をご想定でしょうか。ご教示下さい。また、それらの方は業務契約第87条の守秘義務の対象となる者、との理解ですが、念のため、その旨確認させて下さい。   | 公認会計士等の経営管理に関して専門的知識を有する者を想定しています。第87条の守秘義務の対象は、契約当事者である機構及び事業者ですが、機構はこれらの専門家を利用しないであつては、第87条第1項第6号に従い、当該専門家との間の契約において守秘義務を課すものとしますので、当該専門家は機構に対して守秘義務を負います。     |
| 887 | 別紙6 業務状況の監視及び改善措置について | 40   | 5      | 別紙6 |   | 2章  | 2  | (1)    |      | 「事業者は、各業務の履行について要求水準確認設計画書による確認を行うとともに、業務実施企業が作成した要求水準確認報告書、……を基に要求水準の内容を満たしているかどうかの確認を行い、」との記載に関して、要求水準確認設計画書による確認と、後段の確認の違いがよく理解できないのでご教示下さい。   | 御指摘をふまえて、内容の明確化のため、別紙6_第2章2(2)を「事業者は、各業務の履行について要求水準確認設計画書をもとに、業務実施企業が作成した要求水準確認報告書、施設整備業務の履行に伴って作成する各提出書類及び実際の施工状況を踏まえて要求水準の内容を満たしているかどうかの確認を行い、機構に報告を行。」に修正します。 |
| 888 | 別紙6 業務状況の監視及び改善措置について | 40   | 15     | 別紙6 |   | 2章  | 1  | (2)    |      | 『機構の確認に必要な十分な時間の余裕をもって』との記載がありますが、当該時間の規定は曖昧であり、前文において要求水準に規定する提出期限までに提出することが規定されておりますので、第二文は削除頂きますようお願いいたします。  | 原案のとおりとします。具体的に必要となる時間については、機構と事業者の協議に基づき、機構が決定します。  |
| 889 | 別紙6 業務状況の監視及び改善措置について | 40   | 18     | 別紙6 |   | 2章  | 2  | (2)    |      | 「要求水準確認設計画書・同報告書の作成は、要求水準に定める者が実施する」と記述されていますが、要求水準のどこに記載されているか、ご教示下さい。   | 御指摘をふまえて、内容の明確化のために、別紙6_第2章2(2)を「なお、要求水準確認設計画書・同報告書は、事業者がこれを作成し、提出する。」に修正します。「要求水準確認設計画書」については要求水準書7ページに、「要求水準確認報告書」については要求水準書8ページに記載しています。                      |
| 890 | 別紙6 業務状況の監視及び改善措置について | 40   | 41     | 別紙6 |   | 2章  | 3  | (1)(2) |      | 「当該事象について、管理官署は報告に基づき」の記述について、管理官署とは何でしょうか？   | 御指摘をふまえて、別紙6_第2章_3.(1)②を「・・・当該事象について、機構は報告に基づき、・・・」に修正します。   |

| No. | 質問項目                    | 質問箇所 |    |     |     |     |     |    | 質問内容 | 回答   |   |
|-----|-------------------------|------|----|-----|-----|-----|-----|----|------|--|---|
|     |                         | 頁    | 行  | 章   | 1   | (1) | 1)  | ①  | 7    |  |   |
| 891 | 別紙6 業務状況の監視及び改善措置について   | 41   | 13 | 別紙6 |     |     | 3章  | 1  |      | 「要求水準が達成できず、修補又は今後の実施が困難であることが明らかとなった場合」とありますか、その判断は社会通念上合理的な判断である、との理解ですが、念のため、その旨確認させて下さい。   | 御理解のとおりです。  |
| 892 | 別紙6 業務状況の監視及び改善措置について   | 41   | 20 | 別紙6 |     |     | 3章  | 1  | (1)  | 『減額額と同額の違約金を課すことができる。』との規定がございまが、違約金が最大で施設整備費相当額となる可能性があり、民間として負担するリスクの範囲を超えていたものと考えますが、当該違約金の上限額（例：施設整備費の10%）を設定頂きますようお願ひいたします。また、当該減額及び違約金の額は、完工日までに決定され、完工後に施設整備費が決定されることは想定されていないとの理解で宜しいでしょうか。              | 前段については、御指摘の事項は、施設整備業務に係る提案等に関する事項ですので、施設整備費と同額になるような事態は起こりえないと考えておいで、原案のとおりとします。後段については、原則として御理解のとおりですが、完工直前に当該事象が発覚した場合などの取り扱いは、機構と事業者で協議の上、機構が決定します。 |
| 893 | 別紙6 業務状況の監視及び改善措置について   | 41   | 20 | 別紙6 |     |     | 3章  | 1  | (1)  | 「また、あわせて減額額と同額の違約金を課すことができる」との記述について、違約金を課すことができる基準を明示して下さい。   | 当該事象の場合には、原則として違約金を課すものと考えておりますが、機構は事情を勘案し、違約金を課すかどうか判断できるという趣旨です。なお、違約金の額については「最大同額の違約金を課すことができる」に修正します。   |
| 894 | 別紙6 業務状況の監視及び改善措置について   | 41   |    | 別紙6 |     |     | 第3章 | 1  | (1)  | 施設整備業務に係る提案等が達成されないことが明らかになった場合には、減額と合わせて違約金が課される規定となっていますが、当該事由により最終的に事業契約が解除されたときには、第59条第1項第1号に規定されている違約金が、本号による違約金とは別途に、二重で課されることになるのでしょうか。   | 御指摘の場合には、第59条第1項第1号の違約金から当該違約金を控除します。なお、第59条第1項第1項に「ただし、別紙6 第3章1.(1)の違約金が支払われている場合には、本号の違約金からその額を控除する。」を追記します。  |
| 895 | 別紙6 業務状況の監視及び改善措置について   | 41   |    | 別紙6 |     |     | 第3章 | 1  | (1)  | 本号による違約金額は、「減額額と同額」と規定されていますが、具体的に規定頂くようお願いいたします。(●円とするか、または●●費の●%など)<br>理由：減額額の想定が困難であることにより、かかる違約金発生リスクについて、予めの備えを具体的に措置することができないため。   | No.892を御参照ください。   |
| 896 | 別紙6 業務状況の監視及び改善措置について   | 41   |    | 別紙6 |     |     | 第3章 | 2  | (1)  | 施設整備費の支払いを、「当該事象が改善されるまでの間」留保することができる、と規定されていますが、留保期間について具体的に規定頂くようお願いいたします。(最長●か月など)<br>理由：留保される期間の想定が困難であることにより、かかるリスクについて、予めの備えを具体的に措置することができないため。  | 原案のとおりとします。   |
| 897 | 別紙6 業務状況の監視及び改善措置について   | 42   |    | 別紙6 |     |     | 3章  | 3  | (2)  | 7月23日公表の質問回答(第2回)のNo.172～173において、「支払区分及び「事業費内訳書」の定義について記載されていますが、ここで言う「事業費内訳書」とは、提案書の様式29または30の内訳書を指し、支払区分とは同内訳書の項目欄に記載されている内容(細目)を指すとの理解でよろしいでしょうか。   | 「事業費内訳書」については、No.745を御参照ください。また、「事業費内訳書」の支払区分は「設計内訳書」の区分を御参考ください。   |
| 898 | 別紙6 業務状況の監視及び改善措置について   | 42   | 15 | 別紙6 |     |     | 3章  | 3  | (3)  | 「重大事象の判断基準は、事業契約の締結後、事業者の作成する案に基づき、機構と事業者が協議のうえ、機構が定める。」とあります、ということは本協議が終了するまでは、重大な事象による減額は行われない、との理解ですが、念のため、その旨確認させて下さい。(貴機構と事業者双方で協議・合意されないハールルにて減額されることは事業者へ過度にリスクを負担せることになるであろうことからご質問差し上げております。)           | 重大事象の判断基準が定まる前に、重大事象に相当する可能性がある事象が発生した場合には、協議して該当するか否かを決定することとします。ただし、当該協議については、できるだけ速やかに合意できるよう両者協力することとします。   |
| 899 | 別紙6 業務状況の監視及び改善措置について   | 42   | 43 | —   | 別紙6 |     | 3章  | 3  | (3)  | 「重大な事象に対する減額」が、1回あたり支払予定期の3%とあまりに過大な規定となっております。不可抗力といった事象でさえ、事業者は1%負担であることを考へると、この規定は事業者に過度の負担を求めていることになるのではないかでしょうか。再考願います。   | 原案のとおりとします。   |
| 900 | 別紙6 業務状況の監視及び改善措置について   | 43   | 15 | 別紙6 |     |     | 3章  | 3  | (4)  | ①<br>「重大な事象以外の事象の判断基準を、事業契約締結後、事業者の作成する案に基づき、機構と事業者が協議のうえ、定める」と記載されていますが、11月～12月の間で、事業契約締結後、記載のような手順で判断基準を定めるのは、スケジュール的に無理ではないでしょうか?   | 「事業契約締結後」ですので、スケジュール的な問題はないと考えます。なお、No.898を御参照ください。   |
| 901 | 別紙6 業務状況の監視及び改善措置について   | 43   | 15 | 別紙6 |     |     | 3章  | 3  | (4)  | 「機構は、重大な事象以外の事象の判断基準を、事業契約の締結後、事業者の作成する案に基づき、機構と事業者が協議のうえ、定める。」とあります、ということは本協議が終了するまでは、重大な事象以外の事象の評価は行われない、との理解ですが、念のため、その旨確認させて下さい。(貴機構と事業者双方で協議・合意されないハールルにて減額されることは事業者へ過度にリスクを負担せることになるであろうことからご質問差し上げております。) | No.898を御参照ください。   |
| 902 | 別紙6 業務状況の監視及び改善措置について   | 44   | 19 | 別紙6 |     |     | 3章  | 4  |      | 「経営管理の業務監視は、上記維持管理業務の業務監視方法に準じて」との記述について、準じるのは維持管理の業務監視方法との範囲まででしようか?  | 維持管理業務の業務監視方法の全てが対象となります、性質の違いにより適用しない場合もあります。詳細については協議により定めるものとします。  |
| 903 | 別紙7 知的財産権特約条項           | 48   | 28 | 別紙7 |     |     | 8条  | 1項 | (1)  | 共有知的財産権に関する第8条第1項(1)に「権利の成立に係る登録までに必要な手続きは事業者が行い」とありますが、費用負担についての規定はありません。第7条の単独知的財産権を機構に譲渡する場合には事業者が手続きに要したすべての費用を機構が支払うとなっています。共有知的財産権の場合も手続きに要する費用について少なくとも持分に応じた負担をしていただけるとの理解でよろしいでしょうか。                    | 御理解のとおりです。  |
| 904 | 別紙7 知的財産権特約条項           | 49   | 10 | 別紙7 |     |     | 11条 | 1項 |      | 共有知的財産権は、貴機構と事業者が共有するものですので、共有知的財産権の第三者による実施許諾については、事前に事業者の許諾を得るものとしていただけませうでしょうか。   | 原案のとおりとします。機構が、試験又は研究の目的で機構のために第三者に実施許諾をする場合であり、事業者の権利に影響を及ぼすものではありません。   |
| 905 | 別紙8 法令改正等による増加費用及び損害の負担 | 51   | 11 | 別紙8 |     |     |     |    |      | 「1回の法令変更に係る増加費用及び損害額が20万円に満たない…」との記述について、①法令変更に免責額を設ける理由、根拠を教えて下さい。<br>②20万円の根拠を教えて下さい。  | 小額の対応に関するリスク負担を明確化することで、事業の円滑な遂行を確保するために当該規定を設けております。   |
| 906 | 別紙8 法令改正等による増加費用及び損害の負担 | 51   | 11 | 別紙8 |     |     |     |    |      | 「また、機構が負担する場合において、1回の法令変更に係る増加費用及び損害額が20万円に満たないときは、当該増加費用及び損害は生じなかつたものとみなす。」とあります、このような例外規定は片務契約となってしまうため、PFI事業は設けられることはありません。全文削除願います。  | 原案のとおりとします。   |
| 907 | 別紙8 法令改正等による増加費用及び損害の負担 | 51   | 11 | 別紙8 |     |     |     |    |      | 上記質問に関連し、全文削除頂けない場合、次のとおり修文頂ます様、強く希望致します。<br>修文前：「また、機構が…生じなかつたものとみなす。」<br>修文後：「また、機構が…生じなかつたものとみなす。」なお、事業者が負担する場合において、1回の法令変更に係る増加費用及び損害額が20万円に満たないときは、当該増加費用及び損害は機構が負担する。」                                     | No.906を御参照ください。   |

| No. | 質問項目                      | 質問箇所 |    |      |   |     |    |   | 質問内容 | 回答   |   |
|-----|---------------------------|------|----|------|---|-----|----|---|------|--|---|
|     |                           | 頁    | 行  | 章    | 1 | (1) | 1) | ① | 7    |  |   |
| 908 | 別紙9 不可抗力による增加費用及び損害の負担    | 52   | 1  | 別紙9  |   |     |    |   |      | 不可抗力による損害のうち、「別紙2」に記載する保険により保険金を受領した場合は、「ます、貴機構の負担すべき追加費用又は損害額から控除し、その控除後も残余額につき事業者が負担すべき追加費用又は損害の額から控除する」と記載されています。一方、別紙2の保険には「(義務付け保険)」と「(事業者の提案による保険)」が記載されておりますが、少なくとも「事業者の提案による保険」から受領する保険金については上記規定は対象外であると理解してかまいませんか。  | 御指摘の保険金には、義務付け保険だけでなく、事業者提案により付保された保険も含みます。   |
| 909 | 別紙9 不可抗力による増加費用及び損害の負担    | 52   | 1  | 別紙9  |   |     |    | 1 |      | 別紙2に記載された「事業者が付保する保険」は、本来事業者の安定的な事業遂行を意図したものと判断されますが、施設整備段階において事業者の付保した保険によりてん補される保険金を最初に貴機構の負担すべき損害額から控除する場合は、結果的に事業者の損失でん補につながらない恐れがあります。また、貴機構の負担すべき損害額の算定はいずれも当該年度を通じた累計金額であることから、当該年度が終了したあとでないと確定しないこととなります。これでは保険金の扱いが期間終了まで確定しないこととなる上、結果的に事業者の損失はまったくん補されないことも考えられます。したがって、保険によるてん補金は、「ます、貴機構の負担すべき損害額から控除し、残余額は貴機構の負担すべき損害額から控除される」と変更していただくようお願いいたします。        | 原案と内容において異なるものではありませんが、明確化のため、公共工事標準請負契約約款」に照らし、別紙9の1を以下のとおり修正し、また別紙9の1ないし3の各「ただし」以下を削除します。<br>「不可抗力が生じ、これにより、施設整備業務に関し、事業者に発生した合理的な追加費用又は損害(「別紙2」事業者が付保する保険)により付された保険等により填補された部分を除く。以下本別紙において同じ。」については、・・・ |
| 910 | 別紙9 不可抗力による増加費用及び損害の負担    | 52   | 1  | 別紙9  |   |     | 2  | 3 |      | 上記同様別紙2に記載された「事業者が付保する保険」は、本来事業者の安定的な事業遂行を意図したものと判断されますが、維持管理・研究支援段階において事業者の付保した保険によりてん補される保険金を最初に貴機構の負担すべき損害額から控除する場合は、結果的に事業者の損失でん補につながらない恐れがあります。また、貴機構の負担すべき損害額の算定はいずれも当該年度を通じた累計金額であることから、当該年度が終了したあとでないと確定しないこととなります。これでは保険金の扱いが期間終了まで確定しないこととなる上、結果的に事業者の損失はまったくん補されないこともあります。したがって、保険によるてん補金は、「ます、事業者の負担すべき損害額から控除し、残余額は貴機構の負担すべき損害額から控除されるよう変更していただくようお願いいたします。 | 原案のとおりとします。   |
| 911 | 別紙9 不可抗力による増加費用及び損害の負担    | 52   | 2  | 別紙9  |   |     | 1  |   |      | 例えば、施設整備対価を10億円と仮定すると、事業者の負担額は累計で1000万円となります。その場合、最初の不可抗力事由(「不可抗力①」)で1100万円の損害が発生した場合には、事業者：1000万円、機構：100万円の負担となり、その後2つ目の不可抗力事由(「不可抗力②」)で100万円の損害が発生した場合には、事業者は既に上限まで負担しているため負担なし、機構が500万円の負担となると理解してよいでしょうか。<br>また、不可抗力①について800万円の保険金が支払われた場合は、機構負担の100万円まで充当され、残り700万円が事業者の負担に充当され、不可抗力②については、事業者の負担はないので、保険金が全て機構の負担に充当される、と理解してよいでしょうか。                              | 前段については御理解のとおりです。後段については、不可抗力①の保険金により事業者の負担すべき部分のうち700万円は充当されていますので、不可抗力①による事業者の現実の負担額は300万円です。したがって、不可抗力②の損害500万円は、事業者の残負担700万円の範囲内ですので、事業者の負担となります。   |
| 912 | 別紙9 不可抗力による増加費用及び損害の負担    | 52   | 2  | 別紙9  |   |     | 1  |   |      | 「1 施設整備業務に関する追加費用及び損害の負担」とありますが、これは施設整備期間においてのみ適用されるものである、との理解ですが、念のためその旨確認させて下さい。<br>(別紙2にて付保する保険についても建設業務に関する保険は施設整備期間にのみしか適用されないことから、ご質問差し上げております。)   | 御理解のとおりです。  |
| 913 | 別紙9 施設整備業務に関する追加費用及び損害の負担 | 52   | 2  | 別紙9  |   |     | 1  |   |      | 「施設整備業務に関する追加費用及び損害の負担」とありますが、これは施設整備期間においてのみ適用されるものである、との理解ですが、念のためその旨確認させて下さい。<br>(別紙2にて付保する保険についても建設業務に関する保険は施設整備期間にのみしか適用されないことから、ご質問差し上げております。)   | 別紙9_1のまだ以下で記載のとおり、施設整備対価についても累計額の100分の1までを事業者が負担する趣旨です。   |
| 914 | 別紙9 不可抗力による増加費用及び損害の負担    | 53   | 6  | 別紙9  |   |     | 4  |   |      | 施設整備業務、維持管理業務、研究支援業務の全部の業務又は複数の業務にまたがった場合、追加費用又は損害の区分がはつきりしない場合の判断は、どのようにすればよろしいのでしょうか。  | 別紙9_4の記載をふまえて協議により決定することとします。   |
| 915 | 別紙11 証約書様式(秘密保持・個人情報保護等)  | 55   | 30 | 別紙11 |   |     | 5  |   |      | 本契約書に定める当社の義務は、当社が締結した本契約の終了後も存続する、とありますが期限を設定して頂けないでしょうか。   | 原案のとおりとします。   |

< その他質問 >

| No. | 質問項目               | 質問箇所   |   |   |       |     |          |   | 質問内容 | 回答  |   |
|-----|--------------------|--------|---|---|-------|-----|----------|---|------|---|---|
|     |                    | 頁      | 行 | 章 | 1     | (1) | 1)       | ① | 7    |   |   |
| 916 | 換気立坑給気管            | 第296号図 |   |   |       |     |          |   | 参考図  | 換気立坑の給気管は、機構殿の計画（参考図）では掘削工事終了後撤去となるが第II期の掘削終了後（施設整備期間内）に全て撤去という意味でしょうか？機構殿の計画をご教示願います。  | 本事業期間を通じて存置ください。  |
| 917 | 換気立坑給水管            | 第254号図 |   |   |       |     |          |   | 参考図  | 換気立坑の給水管は、機構殿の計画（参考図）で撤去となっていますが350m坑道以深も施設整備期間内に撤去するのでしょうか？機構殿の計画をご教示願います。   | 本事業期間を通じて存置ください。  |
| 918 | 換気立坑の掘削方式          | 第152号図 |   |   |       |     |          |   |      | 第153号図に示された自由断面掘削機一般図より、換気立坑の掘削方式は機械掘削方式を採用するとの理解でよいでしょうか？  | 御理解のとおりです。  |
| 919 | 研究支援業務・研究成果に対する考え方 |        |   |   |       |     |          |   |      | 研究支援と称される業務内容は、研究業務そのものと判断できるように思われます。事業者が研究支援と称して研究業務を実施するということになれば、当該施設を介して事業者により実施される研究業務の成果に対するJAEA殿のスタンスはどのようなのでしょうか。また、得られた研究成果は今後どのような形で社会に公開されるとお考えでしょうか。       | 入札説明書等に関する質問回答（第2回）No.69のとおりです。   |
| 920 | 検討期間と入札の公平性について    |        |   |   |       |     |          |   |      | 「研究支援」で積算・試験計画立案のために不確定な要素が数多く存在しております。これらの回答を頂いてから詳細な積算・試験計画立案に着手いたしますので、作業開始から9/21までの期間で入札図書を取りまとめるとなれば、これに要する時間が極めて短期間にになります。入札日程の期日を延期していただくなど、ご配慮いただくことは出来ますでしょうか。 | 公告の入札日時を変更する予定はありません。   |
| 921 | 実施方針「リスク分担表」       |        |   |   | 添付資料3 | 共通  | 一般的損害リスク | 3 |      | ”施設の引渡し前に、施設に関して生じた一般的損害その他の事業期間中に事業者が行う業務に関して生じた一般的損害”については貴機構の負担が△（限定的に負担）となっていますが、貴機構の負担は具体的にどのようなケースでどれだけの負担となるのでしょうか。  | リスク分担表（案）は、事業契約書（案）におけるリスク分担の規定の案にすぎませんので、事業契約書（案）を御参照ください。なお、ご質問に際しましては、事業契約書第15条に規定があり、事業契約において別段の定めがある場合には機構が負担するものとしています。 |

| No. | 質問項目         | 質問箇所   |    |    |    |                  |       |   |   | 質問内容  | 回答  |
|-----|--------------|--------|----|----|----|------------------|-------|---|---|---|---|
|     |              | 頁      | 行  | 章  | 1  | (1)              | 1)    | ① | 7 |   |   |
| 922 | 実施方針「リスク分担表」 |        |    | 同上 | 共通 | 不可抗力リスク          | 12    |   |   | 「維持」に係る費用ないしは損害については、"年度ごとの累計額が維持管理の1%まで事業者負担"、さらに、「研究支援」にかかる費用ないし損害の累計額が年度ごとの研究支援の1%まで事業者負担"、となっておりますが、事業者負担の累計額の算定は「維持」及び「研究支援」の"合算額の累計"としていただくようお願いいたします。            | リスク分担表（案）は、事業契約書（案）におけるリスク分担の規定の素案にすぎませんので、事業契約書（案）を御参照ください。なお、ご質問に関しましては、事業契約書別紙9に記載があります。     |
| 923 | 実施方針「リスク分担表」 |        |    | 同上 | 共通 | 環境対策リスク          | 31    |   |   | 環境対策リスクはすべて事業者負担となっておりますが、基本設計に関しては貴機構の実施によるものでありますから、工事遂行に伴う地下水変動（水枯れを含む）、地盤変動、地盤崩壊については事業者側の業務遂行上の瑕疵に扱わない場合は一般の公共工事と同様貴機構の負担リスクと判断してかまいませんか。                          | リスク分担表（案）は、事業契約書（案）におけるリスク分担の規定の素案にすぎませんので、事業契約書（案）を御参照ください。なお、ご質問に関しましては、事業契約書第16条第2項に規定があります。 |
| 924 | 実施方針「リスク分担表」 |        |    | 同上 | 共通 | 施設の移管リスク・瑕疵担保リスク | 38/51 |   |   | 事業終了時に於ける施設の性能確保に関する責任はすべて事業者負担となっておりますが、後述の「瑕疵担保リスク」の事業者負担は「施設の全部の引渡しから2年間とする。」となっており、事業者側に故意又は重大な過失がない限り、施設の移管に係る責任についても上記瑕疵担保リスクの扱いが適用されると考えてかまいませんか。                | リスク分担表（案）は、事業契約書（案）におけるリスク分担の規定の素案にすぎませんので、事業契約書（案）を御参照ください。なお、ご質問に関しましては、事業契約書第64項に規定があります。    |
| 925 | 設計内訳書        |        | I  | 9  |    |                  |       |   |   | 施設整備事業 - 仮設備各項目1式の詳細内訳（項目、仕様、数量）をご提示ください。   | 設計図書に基づき算定してください。   |
| 926 | 設計内訳書        |        | II |    |    |                  |       |   |   | 施設整備事業 - 間接工事費各項目1式の詳細内訳（項目、仕様、数量）をご提示ください。   | No.925を御参照ください。   |
| 927 | 設計内訳書        |        |    |    |    |                  |       |   |   | 維持管理費各項目1式の詳細内訳（項目、仕様、数量）をご提示ください。  | No.925を御参照ください。   |
| 928 | 設計内訳書        |        |    |    |    |                  |       |   |   | 研究支援各項目1式の詳細内訳（項目、仕様、数量）をご提示ください。   | No.925を御参照ください。   |
| 929 | 設計図面         |        |    |    |    |                  |       |   |   | 設計図で示された支保工（水平坑道、立坑）で掘削不可能な場合の対処をご提示願います。また、その場合の金額の変更はありますでしょうか。   | 掘削が困難と判断された場合は別途協議します。  |
| 930 | 西立坑櫓設備・基礎の設計 | -      |    |    |    |                  |       |   |   | 西立坑の櫓設備は、何m対応の設備にすれば良いでしょうか？設備及び基礎の設計に関わるため、具体的な数字をご教示願います。   | 530m程度の深度対応でご検討ください。  |
| 931 | 東立坑の掘削方式     | 第175号図 |    |    |    |                  |       |   |   | 第175号図に示された5ブームシャフトジャンボ一般図より、東立坑の掘削方式は発破掘削方式を標準とすると理解でよいでしょうか？  | 御理解のとおりです。  |
| 932 | 引継ぎ条件の合意について | 7      |    |    |    |                  |       |   |   | 「次期施工企業体」が引き継ぐとありますが、選定事業者（SPO）の所有物にはなり得ない、という理解でよろしいでしょうか。念のため確認させて下さい。  | 次期施工企業体とは、選定事業者（SPO）、協力企業等を含めたものと解釈してください。  |
| 933 | 引継ぎ条件の合意について |        | 11 |    |    |                  | ①     |   |   | 「引継ぎ可能な仮設備」とありますが、引継ぎ不可能な仮設備、というものも存在する、ということでしょうか？また、そのようなものが存在する場合、当然に現施工企業体にて事業開始までに撤去されるとの理解ですが、念のため確認させて下さい。(本PFI事業落札事業者に撤去費用等を要求されることがないことを念のため確認したい、という意図の質問です。) | 引継が不可能な設備は、ありません。引継ぎ可能な設備とは、参加希望グループとして引き継がないこともできる任意性を残しているという意味です。                            |
| 934 | 引継ぎ条件の合意について |        | 11 |    |    |                  | ①     |   |   | 「引継ぎ可能な仮設備は別添資料に示す通り」とありますが、別添資料とは何を指すのでしょうか。具体的にご教示下さい。(入札説明書等と同様にホームページに公表下さい。)   | 別添資料は、仮設備の残存価格を記載した資料で、希望する場合に開示しています。  |
| 935 | 引継ぎ条件の合意について |        | 11 |    |    |                  | ①     |   |   | 上記質問に関連し、別添資料をお示し頂く際には、今までの償却方法(取得価格、償却期間、償却方式(定率法or定額法)等)を具体的にご教示下さい。(引き継いだ物について、引継ぎ前後に償却方法等が異なる場合、税務署等より指導等を受けることになってしまふのではないか、ということを危惧しての質問であります。)                   | 別添資料には、現在までの償却率、残存価格、事業終了時の残存率等の条件を記載しています。なお、償却方式は、定率法としています。                                  |
| 936 | 引継ぎ条件の合意について |        | 11 |    |    |                  | ①     |   |   | 上記質問に関連し、別添資料に記載の物はどのような税金の課税対象となるのでしょうか。入札金額に非常に重要な情報ですので、ご教示下さい。(固定資産に該当するもののか、償却資産に該当するもののか等)  | 入札参加資格を有する希望者に別途提示します。  |
| 937 | 引継ぎ条件の合意について |        |    |    |    |                  |       |   |   | 引継ぎに当たっては、入札時までに現地にて一つ一つ確認させて頂くことが必須条件となりますが、その段取りは貴機構にて対応して頂けるとの理解ですが、念のためその旨確認させて下さい。   | 可能な限り、対応する予定です。   |
| 938 | 引継ぎ条件の合意について |        |    |    |    |                  |       |   |   | 上記質問に関連し、現地確認の際及び引継ぎの際には、貴機構に全て立会い頂けるとの理解ですが、念のためその旨確認させて下さい。   | 可能な限り、対応する予定です。   |
| 939 | 引継ぎ条件の合意について |        |    |    |    |                  | ①     |   |   | 公布された仮設備査定額3,039百万円の内訳のうち数量が1式となっている設備について詳細内訳をご提示ください。   | No.925を御参照ください。   |
| 940 | 引継ぎ条件の合意について |        |    |    |    |                  | ①     |   |   | 公布された仮設備査定額3,039百万円の内訳のうち金額が空欄となっている設備については残存価格が0円ということでしょうか。   | 価格空欄部分を含めての仮設備査定額3,039百万円と御理解ください。  |
| 941 | 引継ぎ条件の合意について |        |    |    |    |                  | ①     |   |   | 仮設備査定額3,039百万円は今回事業分（第Ⅱ期；立坑-380mまで）の金額でしょうか。あるいは次期事業分（立坑-500mまで）も含めた金額でしょうか。  | 仮設備査定額3,039百万円は、現施工企業から引き継がれる場合の残存価格を示しています。  |
| 942 | 引継ぎ条件の合意について |        |    |    |    |                  | ①     |   |   | 仮設備査定額3,039百万円が次期事業分（立坑-500mまで）も含めた金額の場合は、次期事業の工期、または各仮設備の償却年数をご提示ください。   | 今回事業終了時点では、仮設備査定額リストに記載した残存率が償却残として残ります。  |
| 943 | 引継ぎ条件の合意について |        |    |    |    |                  | ①     |   |   | 現場在庫品の数量をご提示ください。(1期、2次工事施工業者のみが把握していることは不公平と考えます。)   | 入札参加資格を有する希望者に別途提示します。  |
| 944 | 引継ぎ条件の合意について |        |    |    |    |                  | ④     |   |   | その他の仮設備の具体的な設備名・仕様・査定額（残存価格）をご提示ください。   | 現在のところ、発注者として提示するその他の設備はありません。  |

| No. | 質問項目                                | 質問箇所             |    |   |   |     |    |   | 質問内容  | 回答  |
|-----|-------------------------------------|------------------|----|---|---|-----|----|---|---|---|
|     |                                     | 頁                | 行  | 章 | 1 | (1) | 1) | ① | 7   |   |
| 945 | 「引継ぎ条件の合意について」<br>④その他の仮設備          | 1                | 29 |   |   |     |    | ④ | 「①に示す以外の仮設備についても、次期施工企業体は現施工企業体と引継ぎ費用等について協議のうえ、引継ぐことができる」とあります。これらの仮設備についても次期施工企業体が引継ぎ場合は、①の仮設備と同様に引継ぎに関する協議を現施工企業体と実施し、Ⅱ期工事入札時に日本原子力研究開発機構に報告するという理解でよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 946 | 要求水準書と設計図面集との齟齬                     |                  |    |   |   |     |    |   | 研究支援に必要な費用を積算するにあたって、要求水準書や設計図面集をみて各試験・計測の数量を拾う必要があるかと思われますが、要求水準書と設計図面で不整合箇所が見受けられます。齟齬の無いよう再度ご確認いただけませんでしょうか。   | 研究支援業務については「ステップ管理計測（B計測）」以外、設計図面集には記載されておりません。研究支援業務の仕様については基本的に要求水準書及びその付属資料集を参照してください。   |
| 947 | 地下施設工事第Ⅰ期及び<br>2次工事設置仮設備関係<br>項目リスト |                  |    |   |   |     |    |   | I期工事から引き継いだ仮設備は、Ⅱ期工事完了時点で全て償却する計算になっているのでしょうか。<br>全て償却しない場合、継続する各設備毎に、Ⅱ期工事終了時点での償却率（償却価格）、残存率（残存価格）をご提示ください。<br>また、償却率、残存率については、その根拠をご提示願います。   | No. 935を御参照ください。  |
| 948 | 地下施設工事第Ⅰ期及び<br>2次工事設置仮設備関係<br>項目リスト |                  |    |   |   |     |    |   | I期工事から引き継がない、今回新たに設置する仮設備の償却率、残存率は、どのように考えればよろしいでしょうか。<br>積算に必要なため、各仮設備毎にご提示ください。   | 入札参加資格を有する希望者に別途提示します。  |
| 949 | 質問に対する回答について                        |                  |    |   |   |     |    |   | 「入札資格の意思決定に必要」と記載させていただきました質問（早期回答をする内容として7/9〆切）に対する回答が一次審査書類の〆切日（7月23日）に受領しました関係で、貴機構の回答結果を踏まえた検討期間を十分に確保することができませんでした。入札日程の期日を延期していただくなど、ご配慮いただきることは出来ますでしょうか。  | 公告の入札日時を変更する予定はありません。   |
| 950 | 入札説明書等に関する質問回答について                  |                  |    |   |   |     |    |   | 「研究支援」＝「研究」部分についてのご回答を拝見いたしましたが、かなりの部分でIAEA版と協議が必要になることが伺えます。貴機構との協議項目が多い「研究支援」＝「研究」業務をPFIが事業として問題ないとする貴機構の判断根拠をおしえください。<br>貴機構のホームページで公開されている「根拠」は費用面のコメント主体で、研究そのものの内容がPFI事業にふさわしいかどうかのコメントが掲示されていないように思慮いたします。   | No. 919を御参照ください。  |
| 951 | 入札説明書等に関する質問回答(第1回)                 | 1/5<br>No.<br>3  |    |   |   |     |    |   | 「前施工業者からの引継ぎ業務」は事業契約の適用を受ける（サービス対価の支払等）業務だとご回答頂いておりますが、「入札説明書改訂版（平成22年7月16日改定）においても、その業務期間は「平成22年11月～12月（約2か月間）」前施工業者からの引継ぎ期間）となっており変更されておりません。<br>一方、維持管理期間については「平成23年11月～平成31年3月 維持管理の期間（引継ぎ期間含む）」と、事業契約締結（12月）以降に開始することになっております。<br>期間に矛盾が生じておりますが、どのように考えればよろしいでしょうか。<br>(事業契約締結を迎えていない段階では、事業者としては当然に要求水準の業務を行う必要があります（基本協定における準備行為として行う必要があります）との理解です。)   | No. 726及びNo. 729を御参照ください。   |
| 952 | 入札説明書等に関する質問回答(第1回)                 | 1/5<br>No.<br>3  |    |   |   |     |    |   | 上記質問に関連し、この期間の矛盾については削除頂くことが適切かと思われます。つきましては、「平成22年11月～12月（約2か月間）前施工業者からの引継ぎ期間」については完全に削除頂く様、ご対応願います。   | No. 726及びNo. 729を御参照ください。   |
| 953 | 入札説明書等に関する質問回答(第1回)                 | 3/5<br>No.<br>36 |    |   |   |     |    |   | 「対応については協議する予定です」とのご回答ですが、これはブレークファンディングコスト等の金融費用をご負担頂く前提での協議（負担額についての協議）との理解ですが、念のためその旨確認させて下さい。   | 質問の趣旨を含めて協議する予定です。  |
| 954 | 入札説明書等に関する質問回答(第2回)<br>No. 112      | 4<br>—           |    |   |   |     |    |   | 「業務内容の変更などの調整でもなお増加費用が発生した場合には、第53条に従います。」とご回答頂いておりますが、それではその旨修正下さい。  | 御指摘の事項は、第53条に記載しています。   |
| 955 | 入札説明書等に関する質問回答(第2回)<br>No. 117      | 4<br>—           |    |   |   |     |    |   | 「機構の請求により設計図書の変更を行う場合に、事業者の増加費用が発生した場合は、当該増加費用は機構が負担するとの理解で宜しいでしょうか。<br>また、当該増加費用には、事業者の融資に係る金融費用も含まれるとの理解でよろしいでしょうか。」との質問に対し、「御理解のとおりです」とご回答頂いておりますので、第18条に「機構の請求又は機構の責めに帰すべき事由（本件入札説明書の不備による場合を含む。）により設計図書の変更を行う場合、当該変更により事業者に追加費用が生じたときは、機構がその追加費用を負担する」と追記下さい。<br>(PFI事業の公正性原則に則り、事業者と機構との間の契約が片務契約とならないように危惧してのご指摘です。)   | No. 750を御参照ください。  |
| 956 | 入札説明書等に関する質問回答(第2回)<br>No. 123      | 5<br>—           |    |   |   |     |    |   | 「本事業において、事業者は、施設の整備を行うだけでなく、施設の所有権を順次機構に移転した後も、施設全体の維持管理等を行うこととしています。このため、瑕疵担保期間の起点を施設整備の終了時（平成27年3月予定）としています。」とご回答頂いておりますが、維持管理の実施と、瑕疵担保責任の起点の考え方間に関連性があるといふ主張のどこに合理性があるのでしょうか。<br>事業者としては、瑕疵担保責任の起点は、それそれの所有権引渡し時点、という考え方方が合理的であると思われますがいかがでしょうか。<br>(PFI事業の公正性原則に則り、事業者と機構との間の契約が片務契約とならないように危惧してのご指摘です。)  | 入札説明書等に関する質問回答(第2回) No. 123に記載のとおりとします。   |
| 957 | 入札説明書等に関する質問回答(第2回)<br>No. 131      | 5<br>—           |    |   |   |     |    |   | 「緊急時の措置とは、要求水準書の各所で規定している緊急時の対応であり、第14条で規定する灾害防止等のための臨機の措置とは異なります」とご回答頂いております。<br>一方、要求水準書5頁下段には、「緊急時とは、人命に係わる、あるいは、施設損傷の危険性のある事象が発生すると予想される場合を想定」とあり、また要求水準書5頁中段には「事業者は、災害時を含む緊急時等の対応としている」とあります。<br>上記から推察致しまど、臨機の措置とは灾害発生前の対応であり、緊急時対応とは灾害発生前の対応だということでしょうか。<br>その場合、災害発生前にかかる費用については事業契約第14条にて貴機構に合理的な範囲でご負担頂けるものの、災害発生後にかかる費用については事業契約第50条にて貴機構に一ヶ月ご負担頂けない、という整理になりますかと思われます。上記考えは、明らかに不合理です。事業契約第50条についても貴機構にて合理的な範囲でご負担頂けよう、修文下さい。<br>(事業契約第14条では臨機の対応をするために貴機構の判断を仰がなくてはいけないにもかかわらず、仮に貴機構の判断を仰ぐのに相当の時間が掛かり、その結果方が一災害が発生してしまった場合、貴機構はご自身の判断・対応にも責任を取る必要が無い建付けのように見受けられます。事業者として最善の努力をして災害から復旧させようとするものの、貴機構はそれを見ても知らぬ、というのでしょうか。)<br>(PFI事業の公正性原則に則り、事業者と機構との間の契約が片務契約とならないように危惧してのご指摘です。) | 第14条の「臨機の措置」は、要求水準には定めがないものの、災害対応のために臨機に必要な措置を指し、災害発生前の措置に限らず、災害の発生中にさらなる損害を防止するための措置を含みます。したがって、通常の管理行為の範囲のものとして当然に予定されているものを超える部分については、機構が費用を負担するものとしています。他方、第50条の「緊急時の対応業務」は、要求水準に定められたものであり、事業者の債務の一部であるため、その費用は当然にサービス対価の範囲に含まれています。 |
| 958 | 入札説明書等に関する質問回答(第2回)<br>No. 134      | 5<br>—           |    |   |   |     |    |   | 「支払が著しく困難な場合」は「銀行の振り替え業務が長期間に亘り施行できないような場合など」とご回答頂いておりますが、予算措置が取れないと支払が著しく困難になることは無い、との理解でよろしいでしょうか。<br>念のため、確認させて下さい。  | ご指摘の点は想定していません。   |

| No. | 質問項目                       | 質問箇所 |   |   |   |     |    |   | 質問内容 | 回答  |  |
|-----|----------------------------|------|---|---|---|-----|----|---|------|---|--|
|     |                            | 頁    | 行 | 章 | 1 | (1) | 1) | ① | 7    |   |  |
| 959 | 入札説明書等に関する質問回答（第2回）No. 139 | 6    | — |   |   |     |    |   |      | 「原則として、事業者に帰責事由がなければ、使用許可を取り消すことは想定しておりません」とご回答頂いておりますが、それでは「事業者の責めに帰すべき事由により、事業用地の使用許可が取り消されたとき。」と修文頂きます様、強く要望します。<br>事業契約第59条により、事業契約第56条第1項に該当する場合には、事業者に違約金が課されかたために差し上げている要望です。事業者帰責であれば、当然に違約金をお支払致しますが、現状の書きぶりでは曖昧さが残り、事業者として受け入れられません。本事業への応札自体を断念せざるを得ない事象ですので、修文の程よろしくお願い致します。  | 入札説明書等に関する質問回答（第2回）No. 139に記載のとおりとします。   |
| 960 | 入札説明書等に関する質問回答（第2回）No. 144 | 6    | — |   |   |     |    |   |      | 「社会通念上、当該出来形を買い取ることが合理的であっても、事業継続上等の観点から、出来高部分を利用せず引き継ぎ業者が新たに整備を発注した方が適当と認められる場合には、出来高部分の買い取りは行われず、施設整備費用の支払いはない」とあります。一義的に貴機構が利用しないことを理由に当該出来形部分に対する施設整備対価の支払をしない、ということは非常に不合理であり、絶対に受け入れられません。<br>このような一義的に貴機構が利用しないケースであっても、その効用は事業継続という形で貴機構にあるため、途中まで仕上げた成果についてはお支払頂くことが合理的だと考えます。次のとおり、修文下さい。<br>「機構は、本件施設の施設整備業務につき、本件施設の出来形部分がある場合には、これまで検査の上、出来形部分に利用価値がある場合には、当該出来形部分に対する施設整備対価を支払うものとする。」<br>(現状では、『施設をその段階でご利用せず、10メートル程度でも引き継ぎ業者に新たに発注』その後利用した場合、貴機構は施工済みの部分の施設整備対価を支払うことなく、当該施設を手に入れることができ、非常に不合理なケースを許してしまう。建付けになっております。そのようなことは無いとは思慮致しますが、そもそも建付け自体をそのようなことが起きないようにしておく方が良いかと思われます。) | No. 808を御参照ください。   |
| 961 | 入札説明書等に関する質問回答（第2回）No. 169 | 8    | — |   |   |     |    |   |      | 「施設整備業務に係る提案等が、改善勧告及び改善・復旧の措置を講じてもなお達成されない場合」とはどのような場合をご想定なのでしょうか。具体的にご教示下さい。   | 例えば、施設整備業務に係る提案等が、もとより実現不可能であったことが事後に発覚した場合や事業者が改善勧告及び改善・復旧の措置に合理的な理由なく従わない場合などを想定しています。 |
| 962 | 入札説明書等に関する質問回答（第2回）No. 169 | 8    | — |   |   |     |    |   |      | 「施設整備業務が履行されていない以上、当該履行されていない部分の施設整備費用が減額されることは当然のことと考ります。」とのご回答につきましては、了解致しました。（要求水準が達成できず、かつ修補又は今後の実施が困難であることが明らかとなった場合にのみ減額されるとのことですので、要求水準が達成できなくとも修補等を行う以上は減額されない、ということですで了解いたしました。）<br>ただし、違約金（ペナルティ）につきましては、通常のPFI案件において施設整備に関しては課されることはありませんので、削除頂きます様、強く要望致します。<br>(PFI事業の公正性原則に則り、事業者と機構との間の契約が片務契約とならないように危惧してのご指摘です。)   | 原案のとおりとします。  |
| 963 | 入札説明書等に関する質問回答（第2回）No. 169 | 8    | — |   |   |     |    |   |      | 上記質問に関連し、そもそも本事業全てが今までの建設工事請負契約として発注されているものであり、PFI事業になったからといって建設工事請負契約に基づく業務に減額規定を設定する、という考え方自体、納得出来ません。<br>本事業から減額規定(別紙6他)を削除頂きます様、強く要望致します。<br>(PFI事業の公正性原則に則り、事業者と機構との間の契約が片務契約とならないように危惧してのご指摘です。)  | 原案のとおりとします。  |
| 964 | 入札説明書等に関する質問回答（第2回）No. 182 | 9    | — |   |   |     |    |   |      | 本質問の趣旨にお答え頂けておりませんので、改めて質問致します。ご回答下さい。公平性が担保されない現在の条件では、誠に残念ではあります<br>が、応札を断念せざるを得ない状況です。<br>「実質的には前施工業者からの引継ぎが入り条件となっていると考えますが、その場合、民間間の事業であるPFI事業にも係わらず、一民間企業体との協議成立を入り条件とされるることは非常に不合理だと言わざるを得ません。<br>合理性・公平性がある事業とするためには、前施工業者には本PFI事業への参加資格を付与しないという措置が必要だと思慮致しますが、いかがでしょうか。」  | 入札説明書等に関する質問回答（第2回）No. 66を御参考ください。<br>なお、本事業の特性に応じた合理性・公平性は確保していると考えています。                |
| 965 | 入札説明書等に関する質問回答（第2回）No. 185 | 9    | — |   |   |     |    |   |      | 本質問の趣旨にお答え頂けておりませんので、改めて質問致します。ご回答下さい。公平性が担保されない現在の条件では、誠に残念ではあります<br>が、応札を断念せざるを得ない状況です。<br>「上記質問に関連し、そもそも、「II期工事入札日までに」前施工業者と引継ぎに関する協議を行なうこと自体に強い違和感を抱きます。<br>仮に、前施工業者との協議が整わない場合(民間間の協議が整わない場合)、本PFI事業への入札にも参加出来ない、ということだと認識致します。<br>官民間の事業であるPFI事業にも係わらず、一民間企業体との協議成立を入り条件とされるることは非常に不合理だと言わざるを得ません。<br>合理性・公平性がある事業とするためには、前施工業者には本PFI事業への参加資格を付与しないという措置が必要だと思慮致しますが、いかがでしょうか。」   | 入札説明書等に関する質問回答（第2回）No. 66を御参考ください。   |
| 966 | 入札説明書等に関する質問回答（第2回）No. 186 | 9    | — |   |   |     |    |   |      | 本質問の趣旨にお答え頂けておりませんので、改めて質問致します。ご回答下さい。公平性が担保されない現在の条件では、誠に残念ではあります<br>が、応札を断念せざるを得ない状況です。<br>「現施工企業体のみに有する薬剤、燃料、骨材、セメント等の現場在庫品について、引継ぎ可能な仮設備に準じるものとする。」とあります<br>が、準じるとは具体的には、全ての仮現場在庫品を引継ぐことを原則とする、ということですよう。)<br>その場合、入札前現場在庫品の数量が確定されない限り、入札価格を決定することが出来ません。至急確定頂くか、もしくは入り条件より外して頂く様、強く要望します。」  | No. 943を御参考ください。   |
| 967 | 入札説明書等に関する質問回答（第2回）No. 187 | 9    | — |   |   |     |    |   |      | 本質問の趣旨にお答え頂けておりませんので、改めて質問致します。ご回答下さい。公平性が担保されない現在の条件では、誠に残念ではあります<br>が、応札を断念せざるを得ない状況です。<br>「現施工企業体のみに有する薬剤、燃料、骨材、セメント等の現場在庫品について、引継ぎ可能な仮設備に準じるものとする。」とあります<br>が、準じるとは具体的には、全ての仮現場在庫品を引継ぐことを原則とする、ということですよう。<br>その場合、入札前現場在庫品の数量が確定されない限り、入札価格を決定することが出来ません。至急確定頂くか、もしくは入り条件より外して頂く様、強く要望します。」   | 入札説明書等に関する質問回答（第2回）No. 66を御参考ください。   |
| 968 | 入札説明書等に関する質問回答（第2回）No. 189 | 9    | — |   |   |     |    |   |      | 本質問の趣旨にお答え頂けておりませんので、改めて質問致します。ご回答下さい。公平性が担保されない現在の条件では、誠に残念ではあります<br>が、応札を断念せざるを得ない状況です。<br>「工事用仮設備につき、貴機構による査定額（機器損耗料等を踏まえた引継ぎ日時点の残存価格）が30億円以上の非常に高額なものであるにもかかわらず、その仮設備の保証期間が『たった3か月間』というのは非常に不合理だと見えます。<br>仮設備の引継ぎを入り条件とされる以上、保証期間は『事業期間終了時（平成31年3月末）まで』として頂くか、そうでない場合は保証期間を3か月とする合理的な理由を具体的にご説明下さい。」  | 入札説明書等に関する質問回答（第2回）No. 189のとおりです。  |

| No. | 質問項目                             | 質問箇所 |   |   |   |     |    |   | 質問内容 | 回答  |  |
|-----|----------------------------------|------|---|---|---|-----|----|---|------|---|--|
|     |                                  | 頁    | 行 | 章 | 1 | (1) | 1) | ① | 7    |   |  |
| 969 | 入札説明書等に関する質問回答（第2回）No. 192       | 9    | — |   |   |     |    |   |      | 本質問の趣旨にお答え頂けておりませんので、改めて質問致します。ご回答下さい。現在の条件では、誠に残念ではありますが、応札を断念せざるを得ない状況です。<br>「前施工業者の瑕疵についての特定は可能」とご回答頂いておりますが、仮に可能ではない場合にはどのように処理されるとお考えでしょうか。<br>(不可抗力として処理されるという理解でよろしいでしょうか。施設整備期間、施設整備完了後から事業終了時までのそれについてご教示下さい。)」  | 入札説明書等に関する質問回答（第2回）No. 192のとおりです。  |
| 970 | 入札説明書等に関する質問回答（第2回）No. 195       | 10   | — |   |   |     |    |   |      | 「事業者に不動産取得税、固定資産税が課税されることはないと考えております。その条件のとてお見積ください。」とご回答頂いておりますが、仮に事業者に不動産取得税や固定資産税等が課税された場合は、追加費用として貴機構にご負担頂ける旨、確認させて下さい。   | No. 936を御参照ください。   |
| 971 | 入札説明書等に関する質問回答（第2回）No. 196       | 10   | — |   |   |     |    |   |      | 「本件業務範囲外の試験等に伴う影響のリスクは、リスク番号8「機構の関連業務に関するリスク」が適用されます。」とご回答頂いておりますが、つまりは『機構が本施設に関連して別途発注する業務において、機構が使用する第三者（その使用人を含む）に関する責任』はリスクが顕在化した場合に貴機構が負担する（ただし、事業者による当該第三者との調整等が不適当であったと認められる場合を除く）、ということだと考えますが、事業契約書に追記頂けないでしょうか。<br>(実施方針のリスク分担表から事業契約書(案)を作成するに当たり、変更されている箇所もあることから、差し上げているお願いです。後々、事業契約書には書いてないので、機構は負担しない、と言われることを危惧してのお願いあります。もちろんそのようなことはないとは考えておりますが、明文化するとの明文化しないものが混在する暖昧さは双方にとってプラスとはならないのではないかでしょうか。)  | 御理解のとおりです、本件については明白であり、特に追加記載の必要は無いと考えます。  |
| 972 | 入札説明書等に関する質問回答（第2回）No. 201       | 10   | — |   |   |     |    |   |      | 「設計内訳書」は、平成22年9月21日までに提出していただく、「入札書等及び提案書(第二次審査書類)」に含まれます。」とご回答頂いておりますが、提出方法(印刷物、電子データ)は様式48の「設計内訳総括表」に準じる、ということよろしいでしょうか。念のため、確認させて下さい。  | No. 297を御参照ください。   |
| 973 | 入札説明書等に関する質問回答（第2回）No. 201       | 10   | — |   |   |     |    |   |      | 上記質問に関連し、「設計内訳書」と様式48の「設計内訳総括表」の文言に違いがある場合、事業者側にて適宜修正する、ということよろしいでしょうか。念のため、確認させて下さい。   | 修正資料を公表します。また、設計内訳書の取り扱いについてはNo. 297を御参照ください。                                      |
| 974 | 入札説明書等に関する質問回答（第2回）No. 65        | 1    | — |   |   |     |    |   |      | 「仮に機構が買い取る場合の価格に相当する残存価格、引継期日での償却率、事業終了時点での残存率等を希望者に交付しておらず」とあります<br>が、この交付資料についても当然に公表されたものとして入札条件に含まれる（事業契約書(案)等の本件入札説明書に含まれる）、との理解ですが、念のためその旨確認させて下さい。   | 御理解のとおりです。ただし公表はしません。  |
| 975 | 入札説明書等に関する質問回答（第2回）No. 72、No. 73 | 1    | — |   |   |     |    |   |      | 「事業契約書(案)には「要求水準の変更」といった条項は定められていないため、当然に「①機構の文書による指示」は入札後は新たに提示されない（要求水準の追加・変更となるような「①機構の文書による指示」は当然に提示されない）との理解ですが、念のため、その旨確認させて下さい。」との質問に対し、「事業契約書(案)第22条に記載された場合など、必要により変更を行う場合があります。」とご回答されており、またNo. 73では「契約金額の変更を伴う要求水準の変更もあります。」とご回答されており、これは要求水準の追加・変更有りき、ということご回答だと認識します。<br>時代の変化とともに求められるものも変わるために要求水準を変更する規定を設けたいという趣旨は自体は理解致します。<br>ただし、事業契約書も要求水準書も本事業の根幹を成すものであり、その変更となれば、それは事業根本を揺るがしかねないことは共通の認識だと信じております。<br>「機構の文書による指示」による変更も含め、事業契約書も要求水準書もその変更を見越した場合、その変更手順も含め、事細かに協議・決定しておくべきであり、現状の事業契約書(案)にその条項(案)をお示し頂いていない中では絶対に受け入れられず、入札検討を取り止めざるを得ません。<br>事業者としては、落札し事業契約締結後に、一方的に要求水準の変更が突きつけられ、事業費増額が認められない（事業者が必要と考える事業費増額が認められない）まま、業務の追加・変更のみが行われることを危惧しております。<br>事業者として至極当たり前の主張をしておる訳ですが、いかがお考えでしょうか。 | 変更にあたっては、事業根本を揺るがしかねないことを合理的に説明していただければ、当該変更については強要することはありません。十分な理解と協議を前提と考えております。 |
| 976 | 入札説明書等に関する質問回答（第2回）No. 81        | 2    | — |   |   |     |    |   |      | 「井戸の賃料は発生します。当該賃料は、維持管理対価に含まれます。」とあります<br>が、入札価格の見積りのため、至急井戸の賃料を公表下さい。  | 現在の賃料は、年間18,200円です。  |
| 977 | 入札説明書等に関する質問回答（第2回）No. 82        | 2    | — |   |   |     |    |   |      | 「前施工業者の施工状況については、適宜検査を実施しており損傷の有無を確認しているとともに、環境モニタリングデータ等により水質データの変化がないか確認しています。」とあります<br>が、それでは仮に前施工業者による埋立作業で遮水工の破損が生じていた場合（貴機構による検査により明らかになつていなかった場合を含む）、当然に貴機構にてその対応費用をご負担頂ける、との理解ですが、念のため確認させて下さい。   | 前施工業者による埋立作業で遮水工の破損が生じていたことが明らかになった場合には、本件範囲外の対応となります。                             |
| 978 | 入札説明書等に関する質問回答（第2回）No. 84        | 2    | — |   |   |     |    |   |      | 「これまでに見学による作業中断は約3年間において6回発生しています。中断時間は平均3時間程度です。」とありますが、では、見学者数実績にある年間平均137件（約3年間で約400件）のうち、400件弱は作業中断せずに行っていたということなのでしょうか。  | 御理解のとおりですが、安全を確保する観点から、見学中の作業内容の調整を行っています。   |
| 979 | 入札説明書等に関する質問回答（第2回）No. 95        | 2    | — |   |   |     |    |   |      | 「別図5.3の補足を示す予定」とありますが、いつ頃ご提示頂けるのでしょうか。  | 当該別図の補足も含めて、要求水準書を改訂しました。  |
| 980 | 入札説明書等に関する質問回答（第2回）No. 99        | 3    | — |   |   |     |    |   |      | 「別表5.1の補足を示す予定」とありますが、いつ頃ご提示頂けるのでしょうか。  | 当該別表の補足も含めて、要求水準書を改訂しました。  |